

第 1 回臨時会

令和 3 年 2 月 5 日開会

令和 3 年 2 月 5 日閉会

第 2 回定例会

令和 3 年 3 月 1 日開会

令和 3 年 3 月 19 日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第1回臨時会

○2月5日

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第1号から第5号までの5議案一括上程	4
日程第4	質疑	8
日程第5	討論・採決	11

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和3年 第1回臨時会 (2月)	議案第1号	専決処分した事件の報告及び承認について(令和2年度三股町一般会計補正予算(第9号))	原 案 承 認	2月5日
〃	議案第2号	専決処分した事件の報告及び承認について(令和2年度三股町一般会計補正予算(第10号))	原 案 承 認	2月5日
〃	議案第3号	令和2年度三股町一般会計補正予算(第11号)	原 案 可 決	2月5日
〃	議案第4号	令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原 案 可 決	2月5日
〃	議案第5号	財産の取得について(公用車(電気自動車)購入)	原 案 可 決	2月5日

◎第2回定例会

○3月1日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	17
日程第2	会期決定の件について	17
日程第3	令和3年度施政方針表明	18
日程第4	議案第6号から議案第39号までの34議案及び報告2件一括上程	26

○3月8日(第2号)

日程第1	一般質問	40
1番	田中光子君	40
5番	福田新一君	52
10番	上西祐子君	65
4番	楠原更三君	77

○3月9日(第3号)

日程第1	一般質問	96
7番	堀内義郎君	96
3番	新坂哲雄君	106
6番	池邊美紀君	113
2番	堀内和義君	124

○3月10日(第4号)

日程第1	総括質疑	140
日程第2	常任委員会付託	142

○3月19日(第5号)

日程第1	常任委員長報告	144
日程第2	質疑(議案第6号から第39号までの34議案)	154
日程第3	討論・採決(議案第6号から第39号までの34議案)	155
日程第4	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	171
日程第5	閉会中における議会運営委員会の活動について	172

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和3年第2回定例会 (3月)	議案第6号	専決処分した事件の報告及び承認について(令和2年度三股町一般会計補正予算(第12号))	原案承認	3月19日
〃	議案第7号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第8号	三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第9号	三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第10号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第11号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第12号	三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第13号	三股町立公園条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第14号	三股町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第15号	三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第16号	三股町介護保険条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第17号	三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日

令和3年 第2回定例会 (3月)	議案第18号	三股町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	原可 案決	3月19日
〃	議案第19号	三股町企業立地促進条例の一部を改正する条例	原可 案決	3月19日
〃	議案第20号	令和2年度三股町一般会計補正予算(第13号)	原可 案決	3月19日
〃	議案第21号	令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原可 案決	3月19日
〃	議案第22号	令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)	原可 案決	3月19日
〃	議案第23号	令和2年度三股町介護保険特別会計補正予算(第4号)	原可 案決	3月19日
〃	議案第24号	令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原可 案決	3月19日
〃	議案第25号	令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原可 案決	3月19日
〃	議案第26号	令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	原可 案決	3月19日
〃	議案第27号	令和3年度三股町一般会計予算	原可 案決	3月19日
〃	議案第28号	令和3年度三股町国民健康保険特別会計予算	原可 案決	3月19日
〃	議案第29号	令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算	原可 案決	3月19日
〃	議案第30号	令和3年度三股町介護保険特別会計予算	原可 案決	3月19日

令和3年 第2回定例会 (3月)	議案第31号	令和3年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算	原 案 可 決	3月19日
〃	議案第32号	令和3年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算	原 案 可 決	3月19日
〃	議案第33号	令和3年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算	原 案 可 決	3月19日
〃	議案第34号	令和3年度三股町公共下水道事業特別会計予算	原 案 可 決	3月19日
〃	議案第35号	令和3年度三股町水道事業会計予算	原 案 可 決	3月19日
〃	議案第36号	町道路線の廃止について	原 案 可 決	3月19日
〃	議案第37号	町道路線の認定について	原 案 可 決	3月19日
〃	議案第38号	三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について	原 案 可 決	3月19日
〃	議案第39号	第6次三股町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について	原 案 可 決	3月19日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の 要 旨	質問の相手
1	田中 光子	1 新型コロナウイルスワクチンの接種体制について	<ul style="list-style-type: none"> ① 実施計画作成に当たって検討すべき要点は。 ② ワクチン接種会場、人材確保など決まっているのか。 ③ 接種手続等に関する一般相談対応等、実施するにあたっての課題はどのようなものが想定されるか。 	町 長
		2 町内の学校での、制服や体操服について	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校と制服、体操服メーカー及び販売店との関係は。 ② 制服、体操服のモデルチェンジはどのように決めるのか。 ③ 制服の取引における公正な競争確保はできているのか。 	教育長
2	福田 新一	1 企業誘致の体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 本町における企業誘致をどう捉えているか。 (本町内に働く場所の環境づくりが必要ではないか) ② (株)九州コガネイの誘致において、プロジェクトチームとして今後、対処する内容は何かあるか。 ③ 工業団地分譲区画方式(造成した上での引き渡し)に比較し本町方式とのメリット、デメリットは何か。 ④ 人員不足を商工会とのタイアップで補ってはどうか。 	町 長
		2 6次産業化の取組について	<ul style="list-style-type: none"> ① 6次産業として、現状の具体的な業績内容はどうか。 ② 今後、6次産業化をどう展開していくのか。 (本年度の具体的な目標は何か) (ブランド化、地域活性化、雇用創出において) ③ 6次産業化を、発展、拡大する上での課題は何か。 (メンバー、システム、設備、他) ④ 「健康と賑わいと交流の拠点」に、6次産業化のモデル事業を織り込めないか。 	町 長

3	上西 祐子	1 町長の政治姿勢について	<p>○ ジェンダー平等についての見解を伺う。</p> <p>① 町における政策・方針決定過程で女性の声がどう生かされているか。</p> <p>② 本町は女性管理職の割合が10%以下と少ないがどう思われるか。</p> <p>③ 男女共同参画に関する条例の制定はいつされたのか。</p> <p>④ 女性活躍推進法に基づく推進計画はいつ作られるのか。</p>	町 長
		2 いきいき元気みまた 21後期計画について	<p>① 前期計画の成果はでているのか。</p> <p>② 生活習慣病患者の増加は、延いては医療費の増大につながることから、その予防に取り組むべきと考える。その手段として、保健師や(管理)栄養士による訪問指導が求められるわけだが、ア 本町における訪問指導体制の実態は イ 対象世帯の個別訪問はできているか ウ 保健師や(管理)栄養士を増やす考えはないか エ 保健師や(管理)栄養士の人材バンクを作って、登録者を活用して訪問する体制はとられないか</p> <p>③ 広報・検診体制は今までどおりで良いと考えているのか。</p> <p>④ 後期計画は何年位かけて、どの位の成果を目標としているのか。</p>	町 長
		3 コロナ対策（高齢者施設）などのPCR検査等の実施について	<p>① 社会的検査の実施が宮崎市で計画されていると聞いているが本町では計画されていないのか。</p>	町 長

4	楠原 更三	1 ハート型の町について	<ul style="list-style-type: none"> ① 三股の独自性を明確にするために、150周年記念を計画できないか。 ② 『ドキドキ三股』の取り扱いについて、現状と今後の予定は。 	町 長
		2 みんなで創ろうみまたん地域づくり推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政側の協働の在り方の具体例 ② これまでの成果とその評価の一覧があるのか。また閲覧が可能か。 ③ 町がテーマを掲げて、それへ応募するという形は考えられないか。 	町 長
		3 三股フィロソフィーについて	<ul style="list-style-type: none"> ① 目的 ② 周知方法 ③ この精神を定着させるための方法は。 	町 長
5	堀内 義郎	1 新型コロナウイルス感染症の支援と対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染防止やコロナ後を見据えた取り組みとして、手指消毒用資材の配置やキャッシュレス決済など、3密防止につながる対策をおこなう事業者への給付金などの支援は考えられないか。 ② 第3弾の町プレミアム商品券発行の予定とあるが、発行総額・商品券の構成はどうか。又、有効期間を前回より長く取れないか。 ③ ワクチン接種について、町民へわかる範囲内での早目の情報提供や、接種予約の手続きの負担軽減として電話以外にネットやラインアカウントは考えられないか。 ④ サテライトオフィス（分散勤務）の試行について、県や県内の自治体で感染防止などリスク分散として在宅勤務の実証に取り組んでいるが、本町としてデジタル・ガバメントの推進（第6次総合計画）を見据えた取り組みとしてどう捉えているか。 	町 長
		2 小鷺巣宅地分譲について	<ul style="list-style-type: none"> ① 小鷺巣集落宅地分譲の残り1区画について、募集の状況と販売に向けて地元過疎対策委員会と再協議しながら進められないか。 	町 長

6	新坂 哲雄	1 空き家対策について	<p>① 空き家には野良猫や野生動物が住みつき環境衛生的に悪く、また、火災の発生も懸念されるわけだが、町民からの苦情件数は、年間どれくらいか。</p> <p>② 空き家の持ち主(相続人)の氏名や連絡先は把握しているか。</p> <p>③ 持ち主等へ、除草や解体等を文書などで勧告しているか。</p>	町 長
		2 長田峡の観光促進について	<p>① 新轟木橋の上流部の河川敷が広いので、ボートなどを浮かべてはどうか。</p> <p>② 桜、もみじ等、植栽など考えては。</p> <p>③ トイレ近くのタイルが破損しているが、修繕する計画は。</p>	町 長
7	池邊 美紀	1 施政方針演説における、踏まえるべき時代の潮流7項目の中の③BCP(業務継続計画)などの大規模災害への対策について	<p>① 南海トラフ大地震も想定されていると思うが、非常時優先業務をどのように考え、どこに災害対策本部を予定しているのか。</p> <p>② 緊急事態に備えとなる業務継続のための訓練は。</p> <p>③ 役場庁舎の建て替えなどは考えられないのか。</p>	町 長
		2 窓口での申請書等での認印について	① 住民票などの申請や納税証明などにおいて身分証の確認をするのであれば、押印をなくすべきではないか	町 長
		3 新型コロナワクチン接種のスケジュールと、その周知、懸念される事項について	<p>① スケジュール</p> <p>② 自宅介護の高齢者や、障がい者、妊婦への対応</p> <p>③ 接種期間中に受けられなかった人への対応は考えられているか</p>	町 長
		4 過疎地域におけるオンデマンド交通について	① オンデマンド交通の話し合いはなされているのか	町 長
		5 新型コロナの影響により行事の中止を余儀なくされているが再開の基準は	① 新型コロナの影響で行事などが中止や縮小が長期にわたり続いているがどのようになれば行事などが再開されるのかその基準があるのか	町 長
		6 小学校の35人学級について	① 国が進めようとしている公立小学校35人学級。年次的に進めて令和6年度末まで経過措置もとられるが、教育委員会の方針はどのようなものか	教育長

8	堀内 和義	1 町の公共施設におけるAED設置について	<p>① 町公共施設におけるAEDの設置状況（施設名・台数）と全施設への設置はできないか。導入計画はないのか。</p> <p>② 町民へのAED設置施設と設置場所の周知はなされているか。</p> <p>③ AEDの取り扱いについての講習会等具体的な取り組みはされているのか。</p> <p>④ 施設の閉鎖している休日・夜間等の利用できない時間帯の対応はどのように考えているのか。</p> <p>⑤ 定期的な点検はされているのか。</p>	町長
		2 町内の事業所における外国人労働者の現状について	<p>① 町内における外国人労働者の現状、受け入れ事業所の職種、労働者数、国籍はどうなっているのか。</p> <p>② 事業所における外国人労働者の受け入れ体制、雇用条件、環境整備等の指導把握はされているのか。</p> <p>③ 外国人労働者への生活情報等の提供、相談窓口は設置されているのか。</p> <p>④ 事業所と労働者とのトラブルの発生はないのか。発生した場合の対応はどのようにしているのか。</p>	町長
		3 「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」について	<p>① 旭ヶ丘運動公園の周辺整備計画について、具体的にどのような整備をされるのか伺います。</p> <p>② 町文化会館、開館20周年記念公演について、どのような計画をされているのか伺います。</p>	町長

三股町告示第6号

令和3年第1回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年2月2日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和3年2月5日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和3年 第1回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和3年2月5日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年2月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第1号から第5号までの5議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第1号から第5号までの5議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君

書記 島田 美和君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	-----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	西山 雄治君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） 開会前ではございますが、お願いを申し上げます。

コロナウイルス感染防止の観点から自席での発言は着座にてお願いいたします。

おはようございます。ただいまから令和3年第1回三股町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、堀内和義議員、7番、池邊議員の2名を指名します。（「6番」と呼ぶ者あり）6番。失礼。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る2月2日に委員会を開催し、本日招集されました令和3年第1回三股町議会臨時会の会期日程等について、協議をいたしました。

その結果、本臨時会の会期は、本日1日限りとし、本日提案される議案第1号から第5号の5議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される5議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3. 議案第1号から第5号までの5議案一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第1号から第5号までの5議案を一括して議題とします。ここで、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和3年第1回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第9号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、県が都城・北諸県圏域を新型コロナウイルス感染急増圏域に指定し、県下全域の酒類提供飲食店等に対して時間短縮営業を要請したことに伴う協力金の支給及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の準備に係る経費について去る1月8日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分付しましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

歳入歳出予算の総額150億808万円に歳入歳出それぞれ3,511万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億4,319万2,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金を増額補正したものであります。

県支出金は、感染症対策休業要請等協力金事業補助金を増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

総務費は、ワクチン接種に係る会計年度任用職員の経費を増額補正したものであります。

衛生費は、ワクチン接種に係るシステム改修委託料などを増額補正したものであります。

商工費は、時間短縮営業に応じた飲食店に対する協力金として三股町時間短縮要請協力金を増額補正したものであります。

予備費は、収支の調整額を補正したものであります。

次に、議案第2号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第10号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、県の新型コロナウイルス緊急事態宣言の延長に伴い、時間短縮営業に協力する酒類提供飲食店等への協力金を増額するため、去る1月22日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付しましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

歳入歳出予算の総額150億4,319万2,000円に歳入歳出それぞれ3,202万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億7,521万5,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額補正したものであります。

県支出金は、感染症対策休業要請等協力金事業所補助金を増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

商工費は、期間延長に伴う時間短縮営業に応じた飲食店に対する協力金として第2期三股町時間短縮要請協力金を増額補正したものであります。

次に、議案第3号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第11号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の接種に係る経費及び国土強靱化事業等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額150億7,521万5,000円に歳入歳出それぞれ3,931万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億1,452万8,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金及び社会資本整備総合交付金を増額補正するものであります。

町債は、土木債において勝岡蓼池線道路整備事業を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

総務費は、ワクチン接種に係る会計年度任用職員の経費を増額補正するものであります。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種委託料などを増額補正するものであります。

土木費は、国の3次補正に伴う勝岡蓼池線舗装補修工事を増額補正するものであります。

教育費は、給食センター調理室空調設備設置工事設計業務委託料を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に「第2表 繰越明許費」については、勝岡蓼池線道路整備事業外2事業を繰り越すものであります。

次に「第3表 地方債補正」については、勝岡蓼池線道路整備事業の増額補正により限度額を変更するものであります。

次に、議案第4号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は「第1表 継続費補正」について中央浄化センター増築事業の継続費年度を平成30年度から令和2年度までとあるものを平成30年度から令和3年度までに変更するものであります。

議案第5号「財産の取得について（公用車（電気自動車）購入）」について、ご説明申し上げます。

公用車（電気自動車）2台の購入につきまして、去る1月27日に指名競争入札を実施し、落札者を決定したものであります。

カーランド車童が622万8,002円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ここで、補足説明があれば許します。

齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 議案第1号、第3号の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費について説明いたします。

今回、上程いたしました議案につきましては、3月末からのワクチン接種開始を想定し、必要な経費を予算化しております。

現在、国は高齢者の接種を4月から開始すると言っております。

ワクチン接種は、医師や看護師の確保、ワクチンの供給が重要となります。具体的には3月議

会定例会で説明させていただきます。

また、2月1日付で新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置いたしました。ワクチン接種対策室におきましてワクチンの接種体制を構築してまいります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 議案第3号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第11号）」について説明を申し上げます。

今回、勝岡蓼池線舗装補修工事を計上しております。この工事は社会資本整備交付金となっております。本日、お配りしました工事位置図を説明させていただきます。

地図の情報に赤い縦線が入っております。

今回、工事を行うところがこの部分になります。場所につきましては、地図の下のほうから見ていただきますと、勝岡新坂からずっと北のほうに下ってまいりまして、蓼池公園を通過し、国道269号蓼池交差点を通過します。そして、蓼池児童館を通過して工事箇所に行き着くこととなりますが、工事箇所は都城市高城境からずっと三股のほうに入っております。

今回の場所につきましては、赤の縦線の緑色の横の線、昨年3月に供用開始となりました都城市の街区三股線、縦線の左側は、同じ緑色ですが、町道飛行場北通り線となっております。

今回、工事を行いました、あと南側につきましては年次的に舗装補修を行っていく計画としております。今回の工事の長さは330メートルを予定しております。

以上、報告いたします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 議案第4号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について補足説明をいたします。

本案は、公共下水道事業の継続費において、平成30年度から日本下水道事業団と増築工事委託に関する基本協定を締結し、中央浄化センター内にOD槽や最終沈殿池などの増設工事に着手していますが、本年度、令和2年度に予定していた場内整備工事の入札において、入札参加業者がなく、不調となっており、令和2年度末までの工事完了が見込めない状況にあるため、継続費の最終年度を令和3年度までに変更するものであります。

補足説明は以上です。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 教育課から議案第3号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第11号）」について補足説明をいたします。

補正予算書の14ページと15ページの教育費の学校給食費に給食センター調理室空調設備設

置工事設計業務委託料を計上いたしております。

給食センターの空調設備の新設につきましては、食の安全を確保するとともに労働環境を改善するためには早期に設置する必要がありましたが、調理室には、ガス釜や蒸気釜、あとフライヤーなど高温を発する調理機器がたくさんありますので大変難しいと思われておりました。

しかし、本町のセンターと同様の県内の施設で最近空調機を設置した給食センターを視察したところ、設置の効果を確認することができましたので、本町におきましても、設置に向けて専門業者に委託し、検討を進めるものであります。

なお、調理室内での工事を実施できる時期が夏休みの限られた期間しかないため、早期に本格的な検討を進めるために今回計上させていただきました。

あとは、設計業務が年度をまたぐため、第2表の繰越明許費に記載しておりますとおり事業費を繰り越すものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課から議案第5号の「財産の取得について（公用車（電気自動車）購入）」について補足説明をいたします。

コロナ禍における新たな防災対策や生活様式に活用できる電気自動車2台を整備するに当たりまして、去る1月27日に指名競争入札を実施し、予定価格700万円以上の財産の取得について落札者と物品購入契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

車両は、避難所運営を想定して、外部給電機能を要し、給電器を積載できることや3日間の運営に必要とするバッテリー容量を備えていること等を条件に日産リーフSを対象車両として選定し、入札を実施したところでございます。

資料をご覧ください。4社を入札に指名したところでございます。結果は、予定価格771万1,214円に対し、落札価格622万8,002円、落札率80.77%でカーランド車童が落札したところでございます。

納期は令和3年3月31日までとなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第4. 質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、質疑を行います。

暫時、休憩。

午前10時21分休憩

午前10時23分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。

議案第1号から第5号までの5議案を一括して質疑を行います。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、全体審議の質疑は会議規則第54条の規定により、1議題につき1人5回以内となっております。

質疑はありませんか。

福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 議案第5号について質問いたします。

先ほどの説明で電気自動車2台とおっしゃったんです。2台ですかね。その確認。

それと、公用車、電気自動車の町民に対しての使われ方といいますか、そういうものをもう少し説明していただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） この電気自動車は、想定的には機能的には避難所運営ということ想定にさせていただいておりますが、以前、予算のときの説明のときにもさせていただきましたけども、私たちが想定しているのが、町民に対しては今の地区でのイベント等も含めてそういったものにも活用できるのでは。屋外でのイベントです。そういったもの。

また、新しい生活様式の中で、商工業の関係で、もしあれば、青空の下でのレストランの開設とか、いろんなそういった屋外での商業者が利用できるようなイベント、そういった事業者のアイデアによって、そういった運用は電気を必要とする屋外でのイベント等があればそういったものにも活用できるんじゃないかということ想定して、あとは、運用等については、また、今後、運用についてはつくっていききたいなというふうに思っていますが、現在のところ、そういったところをイメージしながら考えているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） よろしいですか。

上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 専決の1号と3号ですかね。時間短縮要請協力金のことなんです。この件に関してもう少し詳しく。何件のお店なのか。もう一つは、町内の人で都城に店舗を持っていらっしゃる人のあれはどうなるのか。その辺りもう少し詳しく。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 県からの時短要請の件についてご説明させていただきます。

これは第1期と第2期がございまして、第1期が1月9日から1月22日まで、第2期が1月23日から2月の7日までとなっております。

時短要請に応じた店舗に対しまして、この期間、全部、時短をしたお店に対して1日当たり

4万円の支援ということでもあります。

町内に、飲食店といますか、保健所から飲食店等の認可を得た店舗が約60店舗ございます。その中で、時間がございましたので、緊急かつ確実に伝える必要があることから、職員が手分けして各店舗を直接訪れて、広報活動というか、周知活動をしたところでございます。

その中で、約60店舗の認可を受けていた中で該当するお店が約50店舗ございました。約50店舗が、全部、時短要請に応じたところでございます。この対象になるお店というのが、それぞれ、お店の所在地、三股町に経営者がいてお店が都城にある場合は都城のほうでの取扱いになるということでございます。

今現在、第1期の分の申請の受付が開始しているところでございます。また、今後、7日まで時短要請に応じたところは、その後、また申請受付ということになります。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） いいですか。

楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 第3号関係ですけれども、ワクチン接種体制に関してですが、マスコミでいろんな自治体の状況を聞き及びますけれども、本町においても検討中だと思いますが、現在の時点で説明可能な部分があれば教えていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 現在、先ほど述べましたように2月1日付で設置いたしました新型コロナウイルスワクチン接種対策室でワクチン接種に関する準備を進めているところです。

現在、集団接種、個別接種ということで、まず市町村でするワクチン接種は高齢者が最初となりますので、高齢者の接種をスムーズに行えるように体制整備をしているところです。

あと、医師・看護師の協力が必要になってまいりますので、医師会との協議も定期的に行いながら接種体制を進めているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 同じことですが、場所とかの検討もまだされていないということなんですか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 場所については検討を進めておりまして、一応、町内の施設を1か所ということで、今現在、検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） よろしいですか。ほかに。

指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今、その関連で言うと、県なんかではハイブリッドと言われているところもあります。ハイブリッドというのは、かかりつけ医とそういう場所と要するに密をできるだけ避けるという意味でそういうことも議論されていますけども、そういうのも検討の中に入っているということで理解していいですか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 基本的には集団接種とまず高齢者は考えておりますけれども、今、指宿議員が言われましたように個別接種も同時に検討しているところです。

○議長（重久 邦仁君） よろしいですか、指宿議員。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑を終結いたします。

日程第5. 討論・採決

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第1号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第9号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

議案第2号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第10号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第2号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

議案第3号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第11号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「財産の取得について（公用車（電気自動車）購入）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。今臨時会において議決案件等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議決案件等の条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時37分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時01分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で令和3年第1回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時01分閉会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 堀内 和義

署名議員 池邊 美紀

三股町告示第11号

令和3年第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月22日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和3年3月1日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○3月8日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月10日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和3年3月1日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和3年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 令和3年度施政方針表明
日程第4 議案第6号から議案第39号までの34議案及び報告2件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 令和3年度施政方針表明
日程第4 議案第6号から議案第39号までの34議案及び報告2件一括上程
-

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

開会前ではありますが、お知らせとお願いをいたします。

総務課広報担当から写真撮影等の許可申請があり、これを許可しております。

施政方針と提案理由説明資料については、本日、全議員に配付しております。

本定例会において、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、演壇での発言を除き、質問席及び自席で発言する際は着座にてお願いいたします。

ただいまから、令和3年第2回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、新坂議員、7番、堀内義郎議員の2人を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る2月22日、議会運営委員会を開き、本日、招集されました令和3年第2回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます議案は、専決処分した事件の報告及び承認について1件、条例の改正13件、令和2年度補正予算7件、令和3年度当初予算9件、その他4件の計34件、このほか報告2件であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は、本日から3月19日までの19日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの19日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 令和3年度施政方針表明

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、令和3年度の施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

本日、ここに令和3年第2回三股町議会定例会の開会に当たりまして、令和3年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、我々の生活をはじめ、あらゆる方面に影響が見られました。

その影響は深刻であることから、町では感染防止対策として支援金の支給や医療機関や高齢者施設等にマスクや消毒液などの配付に取り組むとともに、事業者への応援給付金の支給や家賃補助、水道基本料金減免、町内飲食店支援を兼ねた食事券や商品券の発行などを実施し、コロナ対策と経済対策を並行し、展開してまいりました。

中でも、昨秋から展開したふるさと三股・学生応援事業は、コロナ禍で帰郷もできず、生活苦にあえぐ学生にとって、ふるさと三股からの応援物資として大変好評でした。この事業は、学生の応援とともに地場製品の応援の一助にもなったのではないかと考えています。

また、コロナ禍の影響は、自治公民館や民主団体の活動にも大きな影響を及ぼし、春の祈念行事や夏祭り、敬老会、各種イベントなどが中止、縮小、変更などを余儀なくされたところです。

国では、コロナ禍に対し、地方創生臨時交付金を創設し、地方自治体のコロナ感染症対策や地域経済の活性化、そして、新しい生活様式の創設に使える財政支援を講じたことから、本町では、先ほどの感染防止対策や経済対策のほか、GIGAスクール構想の前倒しや、小中学校のトイレ洋式化、避難施設での感染症対策、また、武道体育館や学校体育館及び町給食センターの空調設備設置事業も進めてまいります。

県内の感染者は、第1波では17人と少なく、5月から7月中旬にかけて落ち着いた状況でしたが、7月下旬に県内初のクラスター（集団感染）が発生し、8月にかけて第2波の到来となり、本町でも6人が感染しました。11月の寒波とともに国内では第3波の襲来が見られ、多くの感染者が続出しており、1月に11都府県に緊急事態宣言が発令されました。

本県でも感染者の急増が見られ、県では県下全域に独自の緊急事態宣言を発令し、不要不急の外出自粛や飲食店の20時までの営業時間短縮等を要請しましたが、2月7日で宣言は解除されましたが、今後も新たな日常として、換気、手指消毒、マスク着用、3密回避の基本的行動が必要だと考えているところです。

また、感染者は被害者であり、偏見・差別、そして誹謗・中傷は厳禁であるとの啓発活動は今後も進めてまいります。

このような中、地球温暖化による気候変動等により、自然災害は、頻発化、激甚化、広域化しています。

昨年7月の集中豪雨は記録的な豪雨となり、九州、中部、東北など広範な地域において、多くの人命や家屋への被害のほか、地域の産業等にも多大な被害をもたらしました。特に人吉市などの球磨川流域は、氾濫により甚大な被害に見舞われ、多くの尊い命が失われました。被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

9月の台風10号は、特別警報級で最大の警戒が必要との気象台の発表から多くの町民が避難所に殺到しました。本町では、大事に至らず安堵しましたが、教訓として、防災・減災、国土強靱化への取組とともに感染症対策を踏まえた避難所運営や自主防災組織の拡充強化の必要性を再認識いたしました。

このように、コロナ禍や異常気象もあり、当初予算で計画した事業の中でイベントなど、一部実施できなかった事業もありましたが、議会をはじめ、町民の皆様のご理解、ご尽力により大方実施することができました。心から感謝申し上げます。

令和3年度は、これまでの成果を踏まえ、残された課題、新たな課題に積極的に挑戦し、町の将来像「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち 三股」の実現のために、さらに元気で誇れるまちづくりを目指したいと考えています。

今後とも、議会からのご意見や町民の皆様からの声に耳を傾けながら、全身全霊をかけて町政

運営に取り組んでいく所存でございますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、町政の目標として「自立と協働が創る元気なまち 三股」を実現するため、5つのプロジェクトをマニフェストとして掲げ実現に努力しているところです。

その一端をご紹介しますと、1つ目の「まちむら元気わいわいプロジェクト」では、中心市街地の活性化策の一つとして、旧町営五本松団地跡地を「健康と賑わいと交流の拠点」と位置づけ、昨年策定した基本構想を踏まえて基本計画の策定に取り組んでいるところです。

基本計画では、まず、カルチャーセンターや子供や子育てを支える機能を中核とした施設を展開し、健康増進施設や商業機能施設については引き続き検討を進めたいと考えています。

この計画の実現に当たっては、コンパクトシティとしての中心市街地の計画と周辺地域をネットワークで結ぶ計画が必要なことから、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画として取り組んだところです。

また、事業遂行を円滑に推進するためには、中心市街地の一部の用途区域の変更と農業振興地域白地の用途区域への編入が必要なことから見直しを行いました。

交流人口の拡大や町経済の活性化を図るための「みまたん春祭り」や「第7回モノづくりフェア」「第30回ふるさと祭り」「第6回みまたん霧島パノラマまらそん」など恒例のイベントがコロナ禍で開催できなかったことは、大変残念でありました。

令和3年度もコロナ禍で一部のイベントは開催が厳しい状況ですが、安全面を第一に考慮し、開催の可否を判断したいと考えます。

過疎対策としては、宮村小鷲巣集落で宅地分譲3区画を造成公売し、2区画を販売しました。また、長田小学校では児童数確保のため、オープンスクールを開催し、学校のPRに努めました。そして、長田、梶山小学校の小規模特認校の魅力化のための学習支援として児童1人1台のタブレット教育に取り組んでいます。

安全安心なまちづくりとしては、第6部の消防団詰所を第一次避難所である6地区分館の隣接地に移転新築しました。

今年度は、土砂災害警戒区域内にある第5部の消防団詰所を、令和2年度に用地購入した長田小学校隣接地に、避難所を併設する複合施設として実施設計を行いました。

そして、コロナ禍の教訓から避難所運営は、感染症対策に配慮する必要があることから、そのための備品や備蓄品を購入しました。さらに、災害大国である現状を踏まえ、自主防災組織の設立、拡充に努めています。

2つ目の「産業いきいきプロジェクト」では、沖水川中央左岸地区の圃場整備や農道整備、用排水路の整備を進めるため、引き続き地権者の合意形成に努めました。

現在、農事組合法人「今新」がこの地域の大部分の水田を受託していますが、早期に事業着手できるよう引き続き努力してまいります。そして、圃場の集約化・団地化を進め、作業の効率化を図り、所得向上につなげていく計画です。

当該法人では、安全・安心な農産物の生産工程であることを認証する「ひなたGAP」を一昨年取得するとともに、ICTを活用したドローンなどの機器の導入を進め、生産性・収益性の向上に努めており、県と共にスマート農業の取組を支援しているところです。

畜産業については、優良家畜導入事業や新生産技術推進事業により、優秀な素畜の導入が進み、経営の安定につながっています。

また、南九州大学との包括連携協定の実践事例として、ゴマの栽培技術の研究やメロンの町田式による水耕栽培の研究をお願いしているところです。

六次産業化の取組としましては、商工会や観光協会、霧島会、実践型雇用創造協議会などと連携しながら、ゴマやどぶろく、バイオ茶、カンショのスイーツなどのブランド化に努めるとともに、ふるさと納税の返礼品として活用しているところです。

雇用の場の創出の取組としましては、昨年は2件の地場企業の規模拡大に伴う立地申請があり、認定をしたところです。雇用計画では、3年間で16名の新規雇用が計画されています。

若者の県外流出が依然と進んでいることから、国からの受託事業である実践型地域雇用創造事業では、圏内企業の就職説明会や起業セミナー、ネットを利用した仕事セミナー、六次産業化人材育成セミナーなどを開催し、人材育成や雇用拡大などに取り組んでいるところです。

商工会の事務局長設置については、従前から県へ要望事項の一つとして取り組んでいたところですが、組織率が基準を下回っていることからかなわなかったところです。

県商工観光労働部長への直の要望活動の結果、事務局長不在商工会への新たな補助制度が創設され、3年度から県と自治体の折半で配置が可能となる予定です。名称は、地域振興コーディネーターですが、事務局長を兼務する方向で進め、より一層、商工会活動が充実・発展するよう支援してまいりたいと考えています。

3つ目の「少子・高齢化すくすくプロジェクト」では、放課後児童クラブの環境改善と支援員の処遇改善を図るため、昨年4月から有料化を開始しましたが、有料化に当たっては、生活困窮家庭の利用料免除や入所児童2人目以降の減免規定等を設け、保護者の負担軽減に努めました。

乳幼児や子供の医療費助成については、乳幼児の通院・入院医療費の無料化及び小中学生の入院医療費の無料化は引き続き継続しながら、平成30年10月から実施した小学校の通院医療費の一部負担1,000円を見直し、昨年11月から200円に減額するとともに中学生まで拡大しました。

また、子育て世代包括支援センターの設置、民間の認定こども園の園舎改築支援や放課後児童

の受け皿となる児童クラブの施設整備を支援し、本町のセールスポイントである子育てに優しいまちづくりに努めているところです。

高齢者の居場所づくりとして、町内に34か所のサロンを設置し、交流の場、健康づくりの場として活用されています。昨年はコロナ禍で休止せざるを得ない時期もありましたが、引き続き活動の活性化を図るため支援していきます。

また、高齢者の免許返納者に対し、くいまーの乗車券120回分を交付するとともに、高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自家用車の急発進防止装置やペダル踏み間違い時加速抑制装置などを設置する場合の補助事業を創設しました。

また、3年ごとに見直すことになっている高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画を新たに策定し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく元気に暮らしていくための施策に取り組んでいくこととしています。

障害児・者のワンストップ相談窓口として、元気の杜の障害者基幹相談支援センターについては、引き続き充実に取り組んでまいります。また、障害者や高齢者の歩行の安全確保のため歩道のバリアフリー化に年次的に取り組んでいるところです。

子供の貧困や生活困窮者対策については、フードバンク事業「どうぞ便」や子ども食堂等について、社会福祉協議会がボランティアの力を借りながら実施・支援しているところですが、コロナ禍で生活困窮者が倍増している状況です。

このような状況を踏まえ、社協に自立支援相談窓口を設置し、生活困窮者からの相談に適切に対応できるよう、包括的な相談支援体制の充実に努めているところです。

4つ目の「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」では、アスリートタウン三股づくりの一環として、本町の中心的な運動公園である旭ヶ丘運動公園の陸上競技場のトラックコースの整備については、アグレッシブタウン基本構想に沿って4か年計画で大規模改修事業に取り組んできたところです。

今年度、トラックコース及び照明等の竣工に至りました。竣工祝いのイベントを予定していましたが、コロナ禍のため延期しているところです。

これからも町民に親しまれる公園として年次的に周辺整備に取り組む計画です。

なお、2027年度開催予定の国民スポーツ大会の銃剣道の会場に、本町の武道体育館が正式に決定しました。

「文教の町みまた」の推進として、GIGAスクール構想の実現のため、全小中学校に1人1台のタブレットパソコンを配付する取組を前倒したことから、3年度からタブレットパソコンを活用した教育が実施できます。

また、小中学校のトイレの洋式化にも取り組み、洋式化率は、40%から64%に向上する見

込みです。目標の80%については、令和3年度中に達成する予定です。

小学生の教育支援としては、放課後子ども教室の拡大、外部人材を活用した土曜学習を行いました。

学校教育においては、児童生徒の個性や能力を的確に把握し、エビデンス（科学的根拠）に基づいた指導方法の改善を一部の学校で取り組んできましたが、来年度は全学校で取り組み、児童生徒の個別最適な学びの実現を図ります。

また、学校と地域がパートナーとして連携・協働により取り組むコミュニティ・スクール制度の導入やキャリア教育を進めていきます。

さらに、児童生徒や保護者からの相談や指導体制を充実させるため、手狭になっている適応指導教室を広い場所へ移転する予定です。

芸術・文化においては、今年に延期された国文祭・芸文祭において、本町の魅力を内外へ発信するとともに、年末には開館20周年記念公演を計画しています。

また、梶山城跡の国指定に向けた取組も着実に進めてまいります。

5つ目の「エコクリーンさわやかプロジェクト」では、引き続きごみの減量化・リサイクルの推進に努めており、電動生ごみ処理機購入補助やコンポストの貸与、EM活性化液の配付などを行ってまいりました。

また、河川の水質保全を図るため、公共下水道事業を計画的に進めるとともに加入促進に努め、また浄化槽処理促進地域等に対し、単独浄化槽から合併浄化槽への切替えに取り組みました。

クリーンアップ三股は、コロナ禍のため開会式は中止したものの、事業は実施し環境美化に努めました。中央浄化センターのOD槽や最終沈殿池などの増築工事は、令和3年度に完了する予定です。

なお、老朽化した衛生センターの移転・改築については、令和3年度から詳細設計に着手し、令和6年度の竣工を目指して取り組みます。

省エネ対策としては、小中学校の教室等の照明を5月から全てLED蛍光灯に交換し、電気料金の軽減化に努めていきます。

昨年度策定した三股町景観まちづくり計画の実践として、今年度から開発行為等の行為を行う事業者にも周知するとともに、集落内の景観の再発掘、再発見を進めています。その一環として、長田峡公園の紅葉のライトアップ事業を支援し、三股町を町内外に発信しました。

以上、5つのプロジェクトの概要を説明しましたが、このように各種事業に着実に取り組むことができますことは、議員各位をはじめ多くの皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。

今後とも、伝統ある自然豊かな三股町の発展のため全力で諸課題に取り組んでまいりますので、皆様のさらなるご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の流行により歴史的な危機に瀕しており、その影響は多くの分野にわたっており、一部の業種を除き企業収益は大幅な減少が見られ、雇用情勢も弱い動きとなっており、極めて厳しい状況にあります。

こうした状況に対し政府は、経済財政運営と改革の基本方針2020において、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、国民の生命・生活・雇用を守り抜くことを最優先とし、感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げを行うウィズコロナ経済戦略を進め、「新たな日常」の実現に向け、Society 5.0を全国展開し、デジタル化へ集中投資とその環境整備を強力に推進することとしています。

これらの方針等を踏まえ、令和3年度の地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和2年度地方財政計画を実質的に上回る額を確保されています。

歳出改革に当たっては、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の見える化、公営企業会計の適用拡大、水道・下水道事業の広域化等の公営企業経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化することとしており、さらに地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方財政計画に新たに令和3・4年度に限った地域デジタル社会推進費が計上されていることから、各分野での制度改正等の動きを含め、今後の国の動向に十分留意する必要があります。

本町財政の見通しについては、歳入面において自主財源が少ない財政構造の中で、町税は、感染症の影響による県町民税等の大幅な減収に加え、固定資産税の評価替えによる減収も見込まれます。

地方交付税については、一般財源総額の確保により増額が見込まれるものの大幅な増額は期待できず、さらには基金残高も感染症の影響に伴う財源補填により減少を見込んでおり、財政状況は極めて厳しいものと予想されます。

歳出面では、過去の投資的事業における公債費の償還や、年々増加する扶助費等の義務的経費、公共施設等に関わる維持補修経費に加え、国が具体的に進めるSociety 5.0への対応や広域連携による推進等による各種制度導入・改変等に伴う電算システムの導入やシステムの維持経費のほか、物件費等経常経費の増加が見込まれます。

また、国が示す「質の高い新たな日常」への対応や少子・高齢化社会への対応、循環型社会の構築等、地域における様々な重要課題の顕在化によって行財政需要は一層増加することが見込まれ、さらには、昨年、多発する局地的豪雨や大型台風の襲来、今後発生が危惧される南海トラフ地震といった大規模自然災害への備えとして、耐用年数を超えたものを含め、老朽化した各種公共施設等の大規模修繕や耐震化改修事業の実施が喫緊の課題となっていることから、財政事情は

さらに厳しい状況になるものと思われまます。

このような状況を踏まえ、令和3年度の予算編成においても、行財政改革の継続、さらなる財政の健全化、持続可能な町財政構造への転換に努めるとともに、多様な行政需要への対応を図るため、町民の理解と協力を得ながら中長期的視点に立ち、後年計画されている大型事業や社会保障関連事業の拡充等を見据え、限られた財源の効率的な配分及び基金に頼らない予算編成に努め、真に必要な事業のこれまで以上の精選を行うものとししました。

さて、令和3年度から第6次三股町総合計画がスタートします。本町が都城北諸県地域で自立した自治体として成長を続けるためには、刻々と変化する社会情勢を的確に見極めつつ、地域特性を生かしたまちづくりを進める必要があります。踏まえるべき時代の潮流を次の7項目に要約しました。

1つ、本格的な少子高齢・人口減少時代の到来と地方創生の推進、②地方分権と多様な主体との協働によるまちづくりの推進、③BCP（業務継続計画）などの大規模災害への対策、④地球温暖化防止のための低炭素・循環型社会の推進、⑤ICTやIoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）などの高度情報化・科学技術の活用推進、⑥グローバル化と地域社会づくりの推進、⑦SDGsの実現を目指した持続可能な社会の確立。

これら7つの潮流を計画策定の背景として捉えるとともに、本町の特性と課題を踏まえ、まちの将来像を「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち 三股」としました。

そして、まちづくりの基本方針を、次の5項目、①「豊かな自然と共生し、安全で快適に暮らせる定住のまちづくり」、②「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性と創造力を育む文教のまちづくり」、③「やさしさとぬくもりあふれ、みんなが支え合う生涯健康・福祉のまちづくり」、④「活力ある未来を拓く、持続可能で強靱な産業のまちづくり」、⑤「人々の英知と努力、協働で創る自主自立のまちづくり」として整理しました。

そして、これら5つの方針を推進するため、施策の方向として31項目を掲げ、それぞれ現況と課題、施策の視点、施策の体系、施策の基本的な方向、施策の展開として整理し、町民の皆様との協力・理解の下、事業を進めてまいります。

なお、町政全般においては、まちづくり基本条例を踏まえ、町民の皆様との協働の理念に基づき、情報の共有化を図り、見える行政、伝わる行政を進め、元気で誇れるまちづくりを目指して引き続き努力してまいります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈に合った行財政運営を心がけるとともに、町民の目線、感覚で、町民参加の下、町民の皆様との交流と対話を重ねながら、積極的に活力と魅力あるまちづくりに誠心誠意努力してまいります。

議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、施政

方針といたします。よろしく申し上げます。

○議長（重久 邦仁君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時35分休憩

午前11時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第4. 議案第6号から議案第39号までの34議案及び報告2件一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、議案第6号から議案第39号までの34議案及び報告2件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） マスクを外してマスクシールドのほうで話をさせていただきたいと思
います。

令和3年第2回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を
申し上げます。

まず、議案第6号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第12号）」についてご説明申し上
げます。

本案は、県の時間短縮営業協力金の対象から外れた飲食店等の飲食関係事業者に対する支援及
び新型コロナウイルスワクチン接種事業の経費について、去る2月10日付で地方自治法第
179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会
に報告し、その承認を求めようとするものであります。

歳入歳出予算の総額151億1,452万8,000円に歳入歳出それぞれ1,202万
8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億2,655万6,000円
としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルスワ
クチン接種体制確保事業国庫補助金を増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種予約等システム改修委託料などを増額補正したも
のであります。

商工費は、みまたん飲食関連、イベント関連事業者支援給付金に係る費用を増額補正したもの

であります。

次に、議案第7号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度税制改正において、低未利用土地等の長期譲渡所得に関わる特別控除が創設され、健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の条例改正を行うものです。

次に、議案第8号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の法における位置づけが変更されたため、所要の条例改正を行うものです。

次に、議案第9号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、現在の給水区域外においても、施設の増設などを伴わない給水可能な区域があるため、給水区域の見直しを行い、給水サービスの公平性を図るもので、これにより小字名で標記しているものを大字名の各一部に変更しようとするものです。

次に、議案第10号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

本案は、学校薬剤師の確保が大変難しい状況になってきていることから、近隣自治体や町内の認定こども園と同額まで報酬単価を引き上げようとするものであります。

次に、議案第11号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、別表第1の手数料2閲覧手数料(5)農地台帳の閲覧において1筆となっているものを(3)土地台帳又は家屋台帳の閲覧と同様に「簿冊1冊をもって1件とする」とし、また別表第2の使用料の料率における体育施設の事務室のうちエアコンが完備されている武道体育館と西部地区体育館の事務室について、利用者から貸出要望があることから、新たに貸出対象施設として追加するものです。

次に、議案第12号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、蓼池団地及び勝岡団地の全部、植木団地、餅原団地及び宮下団地の一部を用途廃止し、条例から削除するものです。

次に、議案第13号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、旭ヶ丘運動公園、早馬公園、宮村児童公園、榎堀児童公園の位置を国土調査による合

筆のため、大鷲巣小公園の位置を地番錯誤のため、植木公園の位置を枝番追記のため、変更を行うものです。

次に、議案第14号「三股町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本案は、介護保険法施行規則及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の条例改正をするものです。

次に、議案第15号「三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本案は、介護保険法施行規則及び指定居宅介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の条例改正をするものです。

次に、議案第16号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本案は、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の見直しを行うため、所要の条例改正を行うものです。

次に、議案第17号「三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本案は、介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の条例改正をするものです。

次に、議案第18号「三股町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本案は、介護保険法施行規則及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されることに伴い、所要の条例改正をするものです。

次に、議案第19号「三股町企業立地促進条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、町内に新たに進出及び事業拡大した企業に対し、町が奨励措置の対象企業として指定した後、健全かつ適正な企業活動を促すことを目的に、当該企業が法令等に違反した場合には本指定を取り消す事項を定めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第20号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第13号）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込みや補助事業の決定・内示及び新型コロナウイルス感染症対策として、国が追加補正した第3次補正予算に関連する経費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額151億2,655万6,000円に歳入歳出それぞれ3億1,249万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億3,905万2,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

使用料及び手数料は、文化会館使用料などを減額補正するものであります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や公立学校施設整備補助金などを増額補正し、都市公園事業補助金などを減額補正するものであります。

県支出金は、県プレミアム付商品券補助金などを増額補正し、国民健康保険基盤安定負担金を減額補正するものであります。

寄附金は、一般寄附金を増額補正するものであります。

繰入金は、事業費の減額に伴い、ふるさと未来基金繰入金などを減額補正するものであります。

諸収入は、県プレミアム付商品券購入代金などを増額補正するものであります。

町債は、三股町給食センター調理室空調設備設置事業や減収補填債などを増額補正し、小中学校トイレ改修事業などを減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、役場庁舎トイレ洗面器水栓取替等業務委託料などを増額補正し、三股町新型コロナウイルス感染症医療福祉従事者応援金などを減額補正するものであります。

民生費は、元気の杜広場屋外トイレ建設工事や障がい児施設給付費などを増額補正し、後期高齢者広域連合療養給付費負担金などを減額補正するものであります。

農業費は、畑地帯総合整備事業負担金などを増減額補正するものであります。

商工費は、マイナンバーカード取得促進事業報償費、県プレミアム付商品券換金業務委託料などを増額補正し、町イベント事業補助金などを減額補正するものであります。

土木費は、公共下水道事業繰出金などを減額補正するものであります。

教育費は、学校体育館空調設置工事、給食センター調理室空調設備設置工事などを増減額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、「第2表繰越明許費補正」については、議会タブレット整備事業ほか26事業を追加し、給食センター調理室空調設備設置事業については金額を変更するものであります。

次に、「第3表債務負担行為補正」については、新型コロナウイルスワクチン接種事業を追加

し、小学校LED設置事業ほか1事業はそれぞれ期間を変更するものであります。

次に、「第4表地方債補正」については、三股町学校給食センター調理室空調設備設置事業ほか3事業を追加し、畑地帯総合整備事業ほか5事業は事業費の補正により限度額を変更するものであります。

次に、議案第21号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額31億990万円から歳入歳出それぞれ512万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億477万4,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険税を増額補正し、国庫支出金及び県支出金を減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費及び予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第22号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億9,467万8,000円から歳入歳出それぞれ484万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,983万3,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険料及び健診事業収入に関わる受託事業収入を減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、広域連合納付金及び保険事業費を減額補正するものであります。

次に、議案第23号「令和2年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表歳入歳出予算補正」の額とするものです。

歳入の主なものは、国庫補助金や一般会計繰入金を増額補正し、介護保険料を減額補正するもので、歳出については財源補正を行うものです。

次に、議案第24号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,352万5,000円に歳入歳出それぞれ7万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,359万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、需用費を増額補正するものであります。

次に、議案第25号「令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,019万6,000円から歳入歳出それぞれ23万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,996万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正し、歳出につきましては、公課費を減額補正し、役務費を増額補正するものであります。

次に、議案第26号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額9億6,378万9,000円に歳入歳出それぞれ26万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,405万7,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、負担金及び雑入を増額補正し、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出については、需用費及び役務費を増額補正するものです。

次に、議案第27号「令和3年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

令和3年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものであります。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の流行により企業収益はその影響により大幅な減少が見られ、雇用情勢も弱い動きとなっており、極めて厳しい状況にあります。

こうした状況に対し、政府は、経済財政運営と改革の基本方針2020において、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、国民の生命・生活・雇用を守り抜くことを最優先とし、感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げを行うウィズコロナ経済戦略を進め、「新たな日常」の実現に向け、Society 5.0を全国展開し、デジタル化へ集中投資とその環境整備を強力に推進することとしています。

地方財政の一般財源総額については、令和2年度地方財政計画を上回る額を確保することを基本に地方財政対策が講じられ、地方交付税については、前年度比5.1%、8,503億円の増となっています。

本県においては、ポストコロナの地域社会を見据え、人口減少下にあっても地域の活力が維持される宮崎県であるために、「コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり」、「将来を支える人財づくり」、「地域経済をけん引する産業づくり」、「魅力あふれる『選ばれる』地域づくり」の4本の柱に基づき「コロナ危機を克服し、宮崎県の成長につなげる取組を重点的に推進す

る」としています。

このような国の動向や、県の情勢を踏まえた令和3年度の本町財政の見通しについては、歳入面において町税等は、新型コロナウイルス感染症による景気への影響や減免等の税制措置により、減収になるなど厳しい状況が見込まれます。

また、地方交付税については、地方財政の一般財源総額において、令和2年度地方財政計画を上回る額を確保されたことに伴い、令和2年度に対し、4.1%の増額を見込んでいます。

歳出面では、過去の投資的事業における公債費の償還や年々増加する扶助費などの義務的経費に加え、公共施設等に係る維持・補修経費や地方行政のデジタル化への対応、電算システムの改修などの維持経費を含め、物件費等の経常経費の増加が見込まれます。

また、コロナ禍においても少子・高齢化社会への対応や、循環型社会の構築など地域における様々な重要課題の顕在化によって、行財政需要が一層増加し、さらには、局地的豪雨の多発化や台風の大型化、南海トラフ地震といった大規模自然災害に対する備えとして、老朽化した各種公共施設等において、大規模修繕や耐震化改修事業等の対応が、喫緊の課題となっていることから、財政事情はさらに厳しい状況になるものと思われまます。

令和3年度においては、第6次三股町総合計画に基づき、まちの将来像「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち 三股」の実現に向け、町民生活の向上と町土の均衡ある発展を図るため、引き続き諸施策の着実な推進が求められます。

また、特色ある・個性あるまちづくりに努め、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応し、常に町民との協働の視点を意識し、創意工夫を凝らした施策の展開が必要となります。

これらを踏まえ、令和3年度当初予算の編成につきましては、行財政改革の継続、さらなる財政の健全化、持続可能な町財政構造への転換に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式への移行など多様な行政需要への対応を図るため、町民の理解と協力を得ながら、中長期的視点に立ち、限られた財源をより効果的に生かせるよう、真に必要な事業の精選を行い、本町歳入に見合う予算規模の範囲において各種事務事業の統合力を持って本町の魅力を最大限発揮できるよう予算編成を行いました。

まず、第1条において歳入歳出予算額の総額は歳入歳出それぞれ108億6,000万円と定めるものであります。

「第1表歳入歳出予算」の概要についてご説明申し上げます。

令和3年度は、対前年度比0.6%、6,000万円の増となっています。

歳入のうち自主財源は33億9,801万5,000円で、構成比31.3%、依存財源は74億6,198万5,000円で構成比68.7%となっており、前年度より自主財源の割合が2.2ポイント減、額は2億2,159万8,000円の減となっています。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が61億4,075万9,000円で構成比56.5%、経常的経費が41億5,490万円で構成比38.3%、投資的経費が5億6,434万1,000円で構成比5.2%となっており、前年度より義務的経費や経常的経費の割合が増となり、投資的経費の割合は減少しております。

次に、「第2表債務負担行為」については、新たに庁舎印刷機整備事業ほか1事業を設定するものであります。

次に、「第3表地方債」については、第5部消防団詰所整備事業や臨時財政対策債ほか、総額で5億7,660万8,000円の借入を予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

継続的な事業として、第5部の消防団詰所と避難所を併設した防災拠点施設の建設費として、第5地区防災拠点施設整備事業8,487万円、放課後児童健全育成事業の民間委託を加速するため施設整備に対して支援する放課後児童クラブ施設整備事業補助金6,472万3,000円、道路維持補修事業7,456万円、島津紅茶園切寄線改良事業5,106万5,000円、新規事業として、通学児童の安全対策として上米公園線歩道整備事業1,220万円、文化会館の機能性向上を図るため舞台照明調光盤購入4,763万円など総額で5億6,434万1,000円の投資的事業の予算となっております。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取組実施事業についてご説明いたします。

総体的には三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な取組を各部署に予算化しております。

主な新規事業としましては、既存計画の見直しと新たな女性活躍推進計画を追加する男女共同参画プラン策定業務委託料381万円、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする公共交通計画策定業務委託料419万1,000円、交流拠点施設の基本計画に基づき基本設計を行う交流拠点施設基本設計業務委託料2,278万1,000円、三股町商工会に地域振興コーディネーターを設置し、商工会事務局の体制強化を支援する商工会事務局体制強化事業補助金325万2,000円、子育て中の保護者などに対し、相談窓口などの情報を発信する子育て支援ガイド作成委託料150万8,000円、町営住宅の維持管理計画を見直す三股町公営住宅等長寿命化計画見直し業務委託料513万4,000円、空き家の実態を把握する空き家等実態調査事業委託料594万円などに取り組みます。

また、重点取組事業として、引き続き、乳幼児・小中学生の通院・入院・薬局に係る医療費を助成する子ども医療費助成事業1億1,074万9,000円、保育所、認定こども園に対する運営費の経費として施設型給付費事業18億4,707万1,000円、ごみステーションに出された家庭系一般廃棄物などを収集・運搬する塵芥収集運搬事業9,581万6,000円、昨年度に

配置完了した学習用タブレットパソコンを運用する学校ICT教育環境整備事業4,616万9,000円、梶山小学校や長田小学校への通学支援として実施するスクールバス運行事業707万5,000円などに取り組んでいきます。

また、その他の取組として、中央地区の沖水川左岸に広がる水田を本町のモデル地区に位置づけ、事業計画の策定を行うための事前調査として、経営体育成促進換地等調整事業作成業務委託料250万4,000円を行ってまいります。

最後に、町が進める各種まちづくり施策にふるさと未来寄附金を有効活用することによって、三股町を応援して下さる町外の多くの方々のご厚意に応えさせていただきます。

次に、議案第28号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,769万2,000円とするもので、対前年度比4.9%、1億4,916万3,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、対前年度比で、国民健康保険税が2.7%、県支出金が3.8%、繰入金が3.2%、繰越金が28.5%の減となっております。

歳出の主なものとしましては、対前年度比で、保険給付費が3.8%、国民健康保険事業納付金が9.4%、保健事業費が3.4%の減となっております。

次に、議案第29号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億892万1,000円とするもので、対前年度比5.3%の増となっております。

歳入につきましては、保険料及び繰入金を、歳出につきましては、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

次に、議案第30号「令和3年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億141万6,000円とするもので、対前年度比1.5%、3,553万6,000円の減となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で、保険料が7.3%の増、国庫支出金が0.2%、支払基金交付金が2.1%、県支出金が0.8%、繰入金が10.9%とそれぞれ減となっております。

歳出の主なものは、対前年度比で、総務費が4.2%、保険給付費が2.4%の減、地域支援事業費が10.0%の増となっております。

次に、議案第31号「令和3年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,491万4,000円とするもので、対前

年度比12.8%、169万7,000円の増となっております。

歳入の主なものは、サービス収入が33.5%の増で、歳出の主なものは、総務費が14.8%の増となっております。

次に、議案第32号「令和3年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,168万円とするもので、対前年度比2.4%、103万6,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、職員給与費、施設管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第33号「令和3年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,984万8,000円とするもので、対前年度比5.3%、200万9,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、工事請負費、施設管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第34号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し、衛生的で快適な生活環境を創造するとともに、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、本事業を推進しているところであります。

令和3年度も、引き続き事業計画区域内の未整備地域の管渠工事や供用開始区域での接続率向上に努めるほか、し尿汚泥処理棟築造事業を継続費で実施してまいります。

まず、第1条において歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,599万5,000円とするもので、対前年度比10.8%、1億347万2,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料が1億1,603万4,000円、国庫補助金が2億8,000万円、一般会計繰入金は1億7,608万3,000円を予定しております。

歳出の主なものにつきましては、事業費の委託料が3億3,552万4,000円、工事請負費が2億5,400万円、公債費が1億6,615万6,000円を予定しております。

次に、「第2表継続費」については、し尿汚泥処理棟築造事業として、令和3年度から令和6年度までの総額15億5,500万円を設定するものであります。

次に、「第3表債務負担行為」については、下水道地方公営企業法適用移行支援業務を設定するものであります。

次に、「第4表地方債」については、公共下水道事業債として2億7,870万円の借入れを

予定しているものであります。

次に、議案第35号「令和3年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で安定し、継続した水供給が可能な給水体制の確保に努めるとともに、予算においては、公営企業の効率的運営に主眼を置き、予算編成をしております。

まず、第2条において、業務の予定量として、給水戸数を1万1,563戸、年間総給水量を284万立方メートルとするものです。

次に、第3条において、収益的収入及び支出の予定額として、収入を4億2,734万円、支出を3億7,439万3,000円とするものです。

収益の主なものとしましては、給水収益が3億7,408万5,000円で、収入全体に占める割合は87.5%となっています。

費用の主なものにつきましては、職員給与費が6,046万9,000円、委託料が2,777万2,000円、動力費が3,104万7,000円、減価償却費は1億4,409万5,000円を予定しております。

次に、第4条において、資本的収入及び支出の予定額として、収入を1,350万4,000円、支出を2億2,754万7,000円とするものです。

収入の主なものは、負担金は1,350万2,000円を予定し、支出の主なものは、施設費が9,233万9,000円、固定資産購入費が2,826万8,000円、企業債償還金は1億354万円を予定しております。

なお、第4条予算の収支不足額2億1,404万3,000円は当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、議案第36号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、都城市道街区三股線供用開始のため重複となる1路線について路線廃止を行うものであります。

次に、議案第37号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、土地改良事業の完了に伴う5路線、都城市道街区三股線供用開始に伴い廃止した路線の残存道路1路線、寄附採納後の認定漏れ1路線、宅地分譲の開発行為に伴う3路線について路線認定を行うものであります。

次に、議案第38号「三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、現在、日本下水道事業団との間で締結している三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定におきまして、完成予定に変更が生じたので、基本協定の一部を変更する協定を締結しようとするものであります。

基本協定の一部を変更する協定の締結については、去る2月9日に完成予定を令和3年度と改める仮協定を行ったもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号「第6次三股町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、第5次三股町総合計画の後期5か年が今年度で終了することから、第6次三股町総合計画として、令和3年度から令和12年度を計画期間とした基本構想と、令和3年度から令和7年度を計画期間とした前期基本計画を策定しましたので、三股町議会基本条例第9条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、34議案についてそれぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告2件を提出いたしております。

報告第1号「教育に関する事務事業の管理及び執行状況の点検・評価の報告について」、報告第2号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」につきましては関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解を頂きますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ここで、補足説明があれば許します。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時51分休憩

〔全員協議会〕

午前11時56分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時56分散会

令和3年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和3年3月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和3年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長補佐	山田 直美君

高齢者支援課長 …………… 川野 浩君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 福永 朋宏君 環境水道課長 …………… 西畑 博文君
教育課長 …………… 鍋倉 祐三君 会計課長 …………… 米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

開会前ではありますが、お知らせとお願いをいたします。

福祉課長から欠席の届出が出され、山田課長補佐が出席しております。報告しておきます。

次に、本定例会の一般質問において、新型コロナウイルスの感染の防止の観点から、質疑・答弁の時間を合わせて50分間とすることへの協力をお願いいたします。

また、演壇での発言を除き、質問席及び自席で発言する際は着座にてお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、田中議員。田中議員。

〔1番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1番 田中 光子君） 皆さま、おはようございます。質問順位1番、公明党、田中光子です。よろしくお願いいたします。

通告に従って行わせていただきます。

1、新型コロナワクチン接種体制について。2、町内の学校での制服や体操服について。まず、質問事項1について。

新型コロナウイルス感染の終息の切り札となるのがワクチンです。

政府は、これまでに海外製薬メーカー3社との間で国民全員分をカバーする供給量を契約し、2月17日からは医療従事者を皮切りに各地で接種が進められています。

現在、使用されているファイザー製ワクチンは高い発症予防効果が期待できます。一方、気になるアナフィラキシー症候群もごくまれと報告されています。

ワクチン接種の目的は、感染症に対する免疫をつけたり、強めたりし、発症を予防し、死亡者や重傷者の発症をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図ることです。

現在、ヨーロッパ連合がワクチンの域外輸出を規制するなど各国にワクチン争奪戦が激化しているとの報道もあります。

しかし、こうした状況を早くから想定し、海外製薬会社と契約したワクチンを日本で製造することも選択肢に入れて取組を進めるなど、体制構築に向けた結果、イギリスのアストラゼネカ社の契約6,000万人分のうち4,500万人分について日本の生産が発表され、国内メーカーがアストラゼネカ社からの委託を受け、生産することとなっています。

かつて経験したことのない一大プロジェクトとなっています。ワクチン接種体制主体である三股町も接種計画作業に当たって多くの課題や要望があると思います。

そこでお聞きいたします。質問要旨1、実施計画作成に当たって検討すべき要点は何でしょうか。お伺いいたします。

あとは質問席にて行わせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

ただいま、田中光子議員のほうから、新型コロナウイルスワクチン接種体制について、そして①実施計画策定に当たって検討すべき要点はというご質問がございました。

新型コロナウイルス感染症については、その流行及び長期間により国民の生命や健康はもとより社会経済も極めて大きな被害を及ぼしている状況にあることから、国民への円滑な接種を実施するため、国主導の下、身近な地域において接種を受けられる仕組みを構築する必要がございます。

こうしたことを背景に、新型コロナウイルスワクチンの接種については、予防接種法に基づき、臨時の予防接種として実施されるものであります。

厚生労働大臣から、接種の対象者は16歳以上の者、使用するワクチンはファイザー社の新型コロナウイルスワクチンの2回接種、接種期間は令和3年2月17日から令和4年2月28日までとの指示がございました。

本町では、2月1日に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、ワクチン接種の準備作業を進めているところでございます。

ワクチン接種につきましては、4月26日の週に、ファイザー社のワクチンが1箱、195バイアル、975回分、485人分、配送される予定になっております。

そのため、5月に高齢者の接種を始める予定としております。その後のワクチンの供給時期や供給量が確定しましたら、ワクチン接種を円滑に進めてまいります。

検討すべき要点としましては、ワクチンの供給状況による接種計画の見直し、医師・看護師の

確保、集団接種の人員体制の確保などがございます。

今後もワクチン接種対策室におきまして、速やかに接種できる体制を確保してまいりたいというふうに考えているところです。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 計画を策定する中、一番大切なことは、接種対象者である町民へのワクチンの有効性や安全性、副反応の科学的見地に基づく正確で分かりやすい町からの情報提供が必要です。

接種を促すはがき等を、各家庭宛てに個別通知することや、様々な媒体を通じて、積極的に接種を呼び掛けるなどの取組はどのようになっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチン接種につきましても、町民への情報提供につきましては、町の回覧、広報、町のホームページ等で行っているところです。

3月1日号の回覧、広報で見られた方もいらっしゃるかと思いますけれども、町のホームページのほうも新しい情報を随時更新して情報提供に努めているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。確かに回覧板に載っていたのは見ました。

また、厚生労働省のファイザー社の新型コロナワクチンについての情報は、有効性と安全性について次のように書かれています。

有効性については「新型コロナウイルス感染症の発症を予防します。発症予防効果は95%と報告されています。なお、本ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度たってから以降とされます。また、まれに起こる重大な副反応としてショックやアナフィラキシーがあります。万が一、ワクチン接種によって健康被害が生じた場合には、国による予防接種健康被害救済制度がありますので、お住まいの各自治体にご相談ください」と書かれています。

このような厚生労働省のパンフレットを添えて、お知らせを出されたりはされないのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチンの有効性や安全性、それから副反応についての情報提供もとても大事な情報ですので、町民の方への周知はとても重要だと思っております。

現在、町のホームページのほうにQRコードをつけておりまして、そこから町のホームページ

を見ることができましたり、また3月15日号の回覧でも新たな情報を提供する予定ですが、国のホームページ等、いろんな情報を見ていけるような工夫はしているところでございます。

また、今後、町のほうでも新型コロナウイルスワクチンのコールセンターを立ち上げる予定にしております。

また、県のほうもコールセンターが立ち上がりますので、町のほうでは、ワクチンの接種の方法とか接種券とか、そういうところはコールセンターのほうで対応しまして、ワクチンの有効性・安全性は県のコールセンターで相談するというふうに一応すみ分けのほうがされているところではあります。

しかし、情報提供は町としても必要ですので、随時、回覧、広報、町のホームページ等でもしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。

次に人材確保の件なんですが、接種を行う先生や看護師、接種時の予診票の記入のチェックや誘導や案内、相談窓口など様々な場面での人材が必要となっています。

そこで、質問要旨2、ワクチン接種会場、人材確保など決まっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチン接種の会場、人材確保についてお答えいたします。

まず、ワクチン接種会場につきましては、役場西側の多目的スポーツセンターで行う予定としております。集団接種会場に来るのが難しい方は個別接種として医療機関で接種できるように都城市北諸県郡医師会と調整を行っております。

また、ワクチン接種の人員体制につきましては、医師・看護師の確保が重要となります。現在、都城市北諸県郡医師会と定期的に協議を行い、ワクチン接種が速やかに行えるように体制確保に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 多目的ホールの会場については、土足で上がれるようになっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 多目的スポーツセンターは、靴を脱がずに土足で入れるようになっています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 副反応の観察は何分ぐらい設定されているのでしょうか。また、アナフィラキシー対象のエピペンの確保はどうなっているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 接種後の待機場所は、多目的スポーツセンター内に密にならないように間隔を取りまして場所を設置しております。

国のほうは、少なくとも15分から30分、健康観察をするようにという指示が来ておりますので、30分から15分は、接種後、健康観察をする予定になっております。

また、アナフィラキシーショックの対応としまして、またそれ以外の接種後の体調不良等に関しましては、救急薬品またはエピペン等、アドレナリンを準備しまして、救急対応を行えるような体制を整えているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 接種マニュアルは作成されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチン接種の実施計画は作成しているところです。あとは、接種に関しては、接種が速やかに行えるように、会場のシミュレーションと会場の場所の配置とか動線というのは計画を立てております。

何でしたっけ。

○議員（1番 田中 光子君） マニュアル。

○町民保健課長（齊藤 美和君） マニュアルにつきましては、現在、作成しているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 接種時間の短縮を目指す上で、夏場はTシャツなどで肩をめくりやすいと思うんですけども、春までは長袖とか上着を着たりするので、どのような考えでそれをシミュレーションされているのでしょうか。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） まだ細かいところまでシミュレーションできていない部分もあるんですけども、今、対策室及び担当である町民保健課のほうで準備作業を進めておりますが、実際、一度、会場を設営しまして、人の流れ等の動線を見ながら、また、今、田中議員が言われましたように服の脱ぎ着とか細かいところも出てきますので、そういうところを実際にシミュ

レーションしてスムーズに接種が行えるように検討していきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） また、受付や予診・接種済証の交付、経過観察の流れがスムーズになるよう運営訓練を含めた計画を立てていただきたいと思います。

では、次に、質問要旨3、接種手続等に関する一般相談対応等を実施するに当たっての課題はどのようなものが想定されるでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチン接種の実施に当たっての課題としましては、ワクチンの供給状況による接種計画の見直し、医師・看護師確保のための都城市北諸県郡医師会との調整、集団接種に当たる人員体制の確保などがあります。

ワクチン接種手続に関する相談体制につきましては、健康管理センターにコールセンターを設置する予定でございます。コールセンターはワクチン接種の予約やワクチン接種券等の相談に対応いたします。

また、ワクチンの安全性や副反応等についての相談は県のコールセンターで対応することになっております。

今後のワクチンの供給時期や供給量が確定しましたら円滑に接種が開始できるようにワクチン接種体制の確保を行っておくことが重要となります。

今後も、都城市北諸県郡医師会や医療機関と連携し、新型コロナウイルスワクチン接種対策室におきまして接種体制を確保してまいります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） いろいろ課題がどんどん出てくると思います。毎日、情報が入り、対応が大変だと思います。ありがとうございます。

町民の方もいろいろな不安を抱えておられます。今回の回覧板やホームページでお知らせしていただいて、広報みまた、回覧板、町公式サイトなどでお知らせを見ってみました。

コールセンターの設置も今されるということなんですけれども、電話ができない方のためにファクスとかLINEなどの相談はできないでしょうか。

熊本市では3月1日に新型コロナウイルスワクチンの住民向け接種に関する予約や相談を受け付けるコールセンターが開設されました。

そういうことで、今は、コールセンターを設置、回覧板、公式サイトとなっておりますが、ほかの媒体での相談受付は考えておられないでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ファクスやLINE等、ほかの相談体制はということなんですけれども、今のところは、まだ回覧、広報、町ホームページのみなんですけど、それだけでは情報が伝わらない方もいらっしゃるかと思いますので、また今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。ぜひ検討をお願いします。

先ほど言った熊本市のコールセンターでは、現在、25人体制の電話体制を取っておられますが、電話件数に応じて100人ほどまで拡充されるそうです。

また、都城の先日の議会では、コールセンターを設置し、接種方法の問合せ、相談等、新型コロナウイルスワクチン予防接種予約を行って、現在、市内事業者とコールセンター事業者の委託契約を締結し、オペレーターの研修などを行っており、3月10日の接種予約以外の運用開始に向け、準備を進めていますと言われていました。

そういうコールセンターとの契約とかはどうなっていますでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 三股町のコールセンターは、外部委託ではなく、電話回線を今2回線増やしまして、会計年度任用職員を、3月から1名、専門職を雇用しております。健康管理センターの電話が2回線ありますので、コールセンターは専用の電話番号を新たに設けまして対応しているところです。

3月1日からコールセンターの相談に当たる職員に関しましては、教育期間ということで今コールセンターの対応ができる準備をしているところです。

また、相談がどれくらいあるかの状況を見まして、相談員の増員とか、そこはまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 全国、日々の情報の中では次のような意見もありました。

高齢者等移動困難者への支援を検討した際、バスの利用は補助対象になっているが、タクシーは含まれていないことが分かったのですが、地域の特性と感染予防対策のためにも、密を避けた少ない人数とドア・ツー・ドアの支援としてタクシーの活用を検討する、ぜひ補助の対象にしていただきたいという意見も出ています。

先日、全国の各自治体の意向調査を行わせていただきました。先日は協力していただいてあり

がございました。

厚労省からワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の上限額が上積みされ、新たな上限額が示されました。今回の積み増しは各自治体の所要見込額を踏まえて行われたものですが、今回の積み増しによってもまだ不足しているとの声もあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 新型コロナワクチンの接種に関する費用は全て国に全額負担してもらえるようになっておりますが、現在、三股町のほうで予算を確保して準備に当たっているところですが、三股町としては、自前でやっているところもあるために今のところは予算の範囲内なんですけれども、まだワクチンの供給時期とか供給量とかが一部しか分かっておりませんので、今後、準備していく中で、また接種が始まった以降、必要なものが出てくるのではないかと考えております。

また、接種を受ける方も接種会場に来られない方とかいろいろと課題がある方もいらっしゃると思いますので、それにどう対応していくかということを検討する中でまた必要な費用が出てくる可能性もありますので、必要とされる経費につきましては国に全額見ていただきたいと思っていますところでは。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 日々、いろいろな意見が出てくるとと思いますが、この一大プロジェクトは、町民と行政、みんなで一致団結して成功させなければいけません。

ほかにも、ワクチン接種の記録システムや施設接種など、接種方法など、お聞きしたいことはたくさんありますが、この質問で時間いっぱいになってしまいますので、ほかの質問に移らせていただきます。

次に、質問事項2、町内の学校の制服や体操服についてお伺いします。

文部科学省は、平成30年3月19日、全国の都道府県教育委員会などに対し、学校における通学用服の選定の見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいと制服など学用品の適正な取扱いを求めて通知しました。

保護者らの経済的負担が重くならないよう留意し、できる限り安価で良質な学用品を購入できるよう学校に取組を促すことなど求めています。

そこで、質問要旨1、学校と制服や体操服メーカー及び販売店との関係はどのようになっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 学校と制服・体操服メーカー及び販売業者との関係についてでございますが、学校が制服や体操服の変更を行おうとする場合は、学校が求める品質やデザイン、価格帯等を製造業者に提示し、提案を求めます。

製造業者は、学校が提示した内容を踏まえ、制服や体操服などのデザインを作成し、学校にまた提案いたします。学校は、その提案内容を職員等で協議し、製造業者を決定いたします。

販売については、製造業者と取引のある販売業者が行うことになります。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 公立中学校の制服に関しては、平成29年11月、公正取引委員会が調査報告書を公表しました。

制服の販売価格が近年上昇傾向にあることから、生徒・保護者に安価で良質な制服を提供するため、学校に対してコンペや見積り合せなど制服メーカー間や販売店間の競争を促すことが望ましいとしています。

今回、三股中学校の体操服のモデルチェンジが行われることとなっています。

質問要旨2、制服や体操服のモデルチェンジはどのように決められているのでしょうか。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 決定過程についてのご質問でございますが、制服と体操服に分けてお答えしたいと思います。

まず、制服は生徒が常時着用するものであり、学校の歴史や伝統、自校への愛校心などを表すものであります。また、学校外でもどの学校の児童生徒か一目で分かるといったようなものでございます。

本町では、近年、事例はございませんが、このような制服変更の決定過程については、先ほどお答えした流れと同様であります。検討委員会を設置したり、アンケートを実施したりするなどして保護者や生徒などの意見を十分踏まえて決定しているようでございます。

次に、体操服の変更過程につきましては、保護者からの要望を受けたり、既存の体操服の性能が環境に合わないといったことが出てきた場合など、学校長などが変更を必要と考えた際に検討を行います。

この場合は、三、四年前からまず保健体育科の教員で協議した後、これは実際の三股中学校の事例でございますが、令和元年度より、校長や教頭、各学年の主任等で実施する会で協議したと聞いております。

その後、全教職員で実施する会において協議した後、令和2年6月に変更するという事で学校長が決定しております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 私も経験しているのですが、学校からは簡単な手紙一枚でお知らせが来て、買うしかないんです。

今回は令和2年10月30日付でお手紙を出されています。コロナ禍の真ただ中です。保護者がどのような状況なのかを考えたお手紙とは到底思えません。保護者の中には、給料・ボーナスカット、仕事なくなった人、店を閉めた人など経済的に困窮した方も多かったと思います。

既に決まっていたことだから変えられなかった、今の体操服が乾きにくく保護者からもモデルチェンジの希望が出ていたとお聞きいたしました。それならもっと丁寧なお便りを頂きたいのですが、お知らせについてはどう思われますか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 体操服につきましては、体育の教材として使用するものでございますので、基本的には学校が決定するものでございますが、今回の一連の過程を見ますと、より丁寧な保護者の皆様へのご説明が必要だったと考えております。

そういった意味では、最初の10月30日のお知らせというような形になりまして、保護者の皆様にいろいろとご心配をかけたことにつきましてはおわび申し上げます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。

文部科学省の通知では、制服をはじめとする学用品などの購入について保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意することと明記。保護者らができる限り安価で良質な学用品などを購入できるよう、教育委員会に対しては、所管の学校に取組を促し、学校の実施内容の把握に努めるよう求めているのですが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 今回の一連の過程につきましては、教育委員会が初めて中学校が体操服を変更するというのを知ったのが12月1日。恐らく保護者の方だと思いますが、匿名の電話で教育委員会にございました。

教育委員会といたしましては、ただちにその内容を学校に伝達するとともに、その後の状況を把握するために、保護者宛ての文章や体操服等の販売価格、パンフレットなどを提出させ、変更の経緯について報告させました。

また、12月28日に中学校校長に来訪を求め、直接、変更の経緯を聴取したところです。

この間、学校に対しましては、まず問題になっておりましたのがお下りの件でございましたので、その辺については検討するようというふうに指導したところでございます。

また、一連の過程におきまして、私は3月3日に開催しました小中学校校長会で話をさせてい

ただきましたけれども、特にコロナ禍のように経済的にも厳しい環境にある中で学校が行うことについては、当然、説明責任があるということ、そして学校と教育委員会の情報共有をもっと進めるべきであるということをお話をいたしました。

今後は、そういったことを踏まえて保護者の皆様にそういった形での丁寧な説明を心がけるといったようなことで取り組んでまいりたいと思います。

今回、今までの現行の体操服を継続したとしても諸般の事情で値上がりが予想されるという既存の業者の話でありました。そうしますと、今回、若干、高くはなるんですけれども、これまでジャージとかが乾きにくくて2セット買っていたというようなご家庭もあると。

そういったところが学校に要望として寄せられていたと聞いておりますが、トータルの経済的負担でいうとそれほど荷重にご負担をおかけするということではないのかなと思っています。

ただ、それぞれのご家庭によって状況が違います。教育委員会では、経済的な事情により就学が困難なご家庭の児童生徒に対して、これは町単独でございますが、就学援助制度というのをやっております、その辺で、学用品、学生服とか体操も含めて、上限はございますが、支援しているところでございますので、そういったものの周知などを図って対応していきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。そのようなことを言っていただくと本当に保護者の方も安心されると思います。

また、三股中学校の保護者の方から意見も多く、先ほど言われたように令和2年12月11日に再度お知らせが出たようです。なぜこのように感覚のずれが起きるのか。それはモデルチェンジをするときなどに先生だけで決めることに問題があるのではないのでしょうか。

先ほどは体操服は先生で決めていいということだったんですけれども、制服の選定や見直しに当たっては保護者ら学校関係者からの意見聴取をすることが望ましいし、教育委員会は所管の学校において制服の選定や見直しが適切に行われているか必要に応じて指導することを求められていますので、先ほど、そうやって、3月3日ですかね、求められたということで、本当にそういうことは全然保護者も分からないので、お手紙一枚なので、こういう感覚の差がずれたんだと思います。

また、公正取引委員会は平成29年11月29日に公立中学校における制服の取引実施に関する調査結果を公表しました。公立中学校の制服取引において独占禁止法または競争政策上問題となるおそれのある取引慣行の有無を調査したもので、競争が有効に機能するよう学校が取り組むべき内容などを取りまとめています。

そこで、質問要旨3、制服の取引において公正な競争確保はできているのでしょうか。お伺い

します。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 議員は制服とおっしゃいましたけれども、今回は体操服を変更したということでございます。

今ご説明のございました平成29年の公正取引委員会の調査報告書の中では、学校に対して期待する取組として挙げている中で、まずは、制服メーカー間や販売店間の競争を促すことは生徒・保護者に対して安価で良質な制服が提供される可能性を高めることとなるため、学校においては4つの取組を行うことが望まれるということが挙げられておりますが、その1番目がコンペ、入札、見積り合せといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶことというのが挙げられております。

今回の体操服の選定過程を見ますと、単に1社随契ということではなくて、2社から提案を求めましてコンペを実施して選定しているところでございます。

また、同じ報告書の中で学校が指定販売店等を案内している状況では指定販売店等を増やすことが望まれるというのが挙げられております。

体操服については、指定販売店という形ではございませんが、令和2年度まで取扱店が1店舗でございました。今回、新しい制服から取扱店舗が町内の業者さんも含めて3つと拡大することになりまして、保護者の皆様の利便性も拡大しているところでございます。

そういった意味で、今回の選定過程については、過程において保護者の皆様のご理解を得るところが抜けておりましたけれども、手続的にはこの公正取引委員会及び文部科学省の通知を踏まえた選定過程であったというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 体操服の件も、本当に、今回、詳しい説明があれば、そういった行き違いがなかったと思います。

この質問要旨3は制服も取り上げているんですけども、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 確認したところ、今のところ制服を変更する考えはないということでございます。

しかしながら、制服という先ほど申し上げましたとおり学校を代表するものを変えるといった場合は、当然、検討委員会を設置するなど、また保護者あるいは生徒、高校などでは中学生の意見を聞いたりというような場合もございますので、そういった関係者の意見を十分踏まえた選定という形になっていこうかと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 公立中学校へ入学する際、一般的に保護者は学校が指定した制服を購入する。しかし、制服の購入に係る費用は比較的高額になることに加え、近年、生地価格が上がり、影響を受けて制服販売価格が上昇傾向に先ほど言われたようにあるようです。これというのは今まで消費税のときは上げていなかったということもあるんですね。

でも、制服の選定や見直しに当たっては、先ほど言われたように、PTAの代表や生徒代表を交え、協議をお願いしたいのですが、これからはそうやって協議していただけますでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 変更するものが何かということに関わってきますけれども、児童生徒、保護者の皆さんにいろんなご負担をおかけするといった場合はそういった形で十分意見を踏まえて対応していくことが必要だと考えております。

また、そのような話が出てきた際には教育委員会としてもそのように指導・助言したいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。

本町のセールスポイントである子育てに優しい町です。三股に住んでよかった、この町で安心と言ってくれるようこれからも取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時44分休憩

午前11時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位2番、福田議員。福田議員。

〔5番 福田 新一君 登壇〕

○議員（5番 福田 新一君） 発言順位2番、福田新一。

3月定例会に臨んで今の心境をいつものとおり歌います。

コロナ禍が教えてくれるまちづくり、量から質へ織りなす三股。コロナ禍が教えてくれるまちづくり、量から質へ織りなす三股。

まず、最初に企業誘致の体制について質問してまいりたいと思います。

今回のコロナ禍は、便利さを追い求め続ける現代、発達し過ぎていく時代に「ちょっと待て。将来を見据えて落ち着いて足元を固めよ」と、必死に上り続ける階段に踊り場を与えてくれたよ

うな気がします。いろいろなことの見直しを訴えているようにも思えます。

コロナ禍において、以前のように、大都会への魅力は薄まり、かえって地域のほうが見直され、魅力的になってきました。ふるさと回帰という言葉もよく耳にするようになりました。

現に、高卒就職の希望先が、県外に比べ県内希望割合が、60%台と地方で暮らしたいと希望する人が多くなってきています。そのような風潮の中、本町内にも働く環境が増えていくことは必須だと考えます。

本町における企業誘致をどう捉えていますか。

あとの質問は質問席から行いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本町における企業誘致をどう捉えているかのご質問にお答えいたします。

企業誘致に向けた諸施策を積極的に進め、継続的な誘致活動に取り組むことは、地域経済の活性化及び産業基盤の確立を図るためにも、大変重要なことであるというふうに認識いたしているところであります。

また、新たな雇用の創出や、地域産業の集積の形成、法人町民税や固定資産税等の徴税の増収、U I J ターン者の定住による人口の増加等、町の発展に大きな役割を果たすものと考えております。

このようなことから、平成27年と29年に、企業立地に関わる条例及び要綱を改正し、誘致に努めたところ、過去5年間で、3社が立地、5社が規模拡大を図っておりまして、新たな雇用にも貢献しているところでございます。

したがいまして、企業誘致・立地につきましては、引き続き鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 12月議会で、企画商工課長は、今回の株式会社九州コガネイの誘致に対して、役場内の縦割りの組織の垣根を越えて、プロジェクトチームで対処したいと言われました。

今後、対処する内容は何がありますかとここで質問する予定で通告しました。2月15日に、質問の通告をしております。2月15日に通告したときに、今回の誘致は計画どおり進んでいることを、企画商工課、それから株式会社九州コガネイ、双方に確認した上で通告しました。

ところが、先日、九州コガネイの社長が自ら役場に出向かれ、今回の誘致の話は白紙に戻して

くれと話がありましたと去る2月26日に企画商工課西山課長から連絡がありました。

もう一回、繰り返しますと、2月の15日に確認した上で一般質問の通告を出しました。ところが、その10日後に、九州コガネイのほうからこの話は白紙に戻してくれと連絡があったということで連絡を受けました。

ですから、この場で、あらかじめ通告していた九州コガネイの誘致について、プロジェクトチームとして今後対処する内容は何かありますかという質問はここに来て意味がありません。

改めまして質問します。計画が進む中、何が原因で、今回、この時期に白紙に戻すと急変したと思われませんか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） これまで、役場内で、企画商工課商工観光係、農業振興課の農政企画、あと農林整備、農業委員会、あと都市整備課の都市計画係でプロジェクトチームをつかってコガネイの誘致に向けて取組を行ってきていたんですが、2月24日に、第1回目の土地所有者の用地購入についての説明会を行ったところ、九州コガネイさんが希望する購入額に納得いただけない方が数名いらっしゃいました。

その時点では、土地所有者と個別に用地交渉を進めていこうという考えでいたんですが、その2日後の2月26日に、九州コガネイさんのほうから企業進出を断念するという旨の連絡があったところですよ。

九州コガネイさんのほうに聞きますと、金額の交渉がうまくいかなかったということをお社のほうに相談したところ、お社のほうから、ストップ、一旦白紙にしたらというような通知があったということで聞いております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 少し話が戻りますが、たしか1月中旬だったと思います。九州コガネイの誘致計画において、これはトップ同士で、胸襟を開いた打合せが必要ですよということで、コガネイの社長、それと町長、副町長、企画商工課長の会談が持たれたと思います。そのときの状況はどうでしたか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） そのときの状況も、いろいろ、今後、障壁がありますけれどもということで、乗り越えていくべき障壁、ありますけれども、農産法とか法律にのっとったやり方で役場も頑張っていきますので、お互い手を取り合って進めていきたいと思いますよというような形で終えたかなと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今、課長のほうからありました、2月24日、2月26日以前に、一回、お互いに腹を割って話をしましょうということで、町長のほうから招集をかけられて話があったと思います。

この件は、昨年5月ぐらいからの話だと思いますが、この一連の話をご存じである、また会談に同席された副町長のほうはどういうふうな空気を感じられましたか。

町長、お願いします。

○町長（木佐貫 辰生君） 私のほうから回答させていただきます。

九州コガネイの社長さんも来られまして、要するに、前に物事を進めるためには、専門家を雇う、コンサルを雇って本気になってくださいというような話を私のほうからさせていただきました。

そうしたら、向こうのほうでも、これから、開発行為を含めて、用地買収、そしてまた施設のほうから、平面図を含めて、プロが入ってこないと話が前に進まないということをしかりと向こうに伝えまして、向こうとしても、じゃあ立てましょうということで前に進んだらしいです。

しかし、今回、用地買収の関係で折りが合わなかったと。その点が大きな壁になったんじゃないかなというふうに今から振り返ると考えています。もう少し、あそこの土地の形状から見ますと、位置状況から見ますと、用途区域に接していますので、それなりの価格を提示しないと地権者は納得しないのかなという感じを受けたところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） たしか、町長のほうから12月の議会の中で、ハードルは高いが、積極的に全力でぶつかっていくと。あのときのハードルが高いというのは具体的には何だったんですか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） まず、ここは、農業振興地域でありまして、1種農地でございます。そしてまた、畑地かんがいの受益地でもございます。そういうものの法的壁を乗り越えるためには、県・国への働きかけも重要というようなことで、まずは県の農産法の計画をつくっていく。

そのために、企業のほうからある程度資料を出してもらわないと前に進みませんと。そういうところが、専門家がいなかったもんですから、やりとりに時間がかかったというふうに考えております。

そういう一つ一つの法的壁を越えていくために、お互い、町も努力しますし、企業も努力してほしいというようなことで話をし、その壁を乗り越えていきましょうというお話を当初もしましたし、2回目の社長さんとの会談でもお話をさせていただきました。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今、町長から答弁いただきましたけども、12月に話しましたように、非常に内容的には、三股町にとっても、いろんな税収面、雇用の面、それから、大都会からの会社の子会社でこっちに来るといことは、ある程度、従業員の給与の面でも高額なところで刺激があつて、周りにもいい刺激が来て、いいリーダーシップを取っていただけるんじゃないかと非常に期待しておったところ、今回、白紙ということで残念な話なんですけど、この一つの事例を、今後はどう生かすかというのを考えたときにも、町長がおっしゃるように、蓼池地区工業団地というのは、高速道路も都城インターに近い、そしてまた志布志道路のほうの整備も進んできて、非常に利便性の高い魅力のある場所。これは町長もおっしゃいました。

今回、本当にこれを教訓としたときに、ここで、今後、この地区の新たな企業誘致体制づくりを行うべきです。町長、いかがでしょう。

一つは、先ほどから出ています用地の価格、これに折り合いがつかなかったということで今回は終わっていますけども、さらに、また話が出てきたときにこの繰り返しをしないためにも、ぜひ、この地区も、先ほど言いました蓼池地区工業団地、この魅力というのは、今後の三股町を見るときに、ひょっとすると今持っているらっしゃる地権者たちの子供や孫さんが働く場所がここに供給されるかもわかりません。

そういうような状況、町の将来を考えると、どうしても私は今回の失敗を失敗で終わらず次につなげる企業誘致の体制づくりをすべきじゃないかと思うんですけども、町長、前向きな力強い言葉をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 以前、ここの用地について、工業団地としての町としての取組、それについて地権者を集めての協議等もさせていただきました。そのときには、本当に地権者のほとんどの方が前向きな回答でありました。ただ、今回、見てみますと、価格のところ、ここのところをどう提示できるかというところが大きなポイントになっていくのかなという気がします。

それ以前に、もちろん、先ほど言いましたように農業振興地域であると。畑地かんがいの受益地であると。1種農地であるということで、大変厳しい法的縛りがございます。

そういう中で、どうこれを乗り越えていくのかとなったときに、多分、分譲方式でやっていく場合には、要するに企業が立地する、そういうあらかじめ確定するような計画性がないと分譲というのはなかなか難しい部分がございます。

ご案内のとおり、高原町のほうにフリーウェイ工業団地というのがございました。あそこが相応な面積なんですけれども、高速道路の近くであったわけなんですけど、これが塩漬けになっていて、なかなか販売できなかったと。

今でも、三角ゾーン、まだ残っておりますけど、町が一定程度工業団地を造ってそれをどうや

ってこれから売っていくかとなったときに来る企業があるかないか、この辺りの見通しがないと、ずっと町が持ち出しで財政負担が伴うということもございますので、その辺りは慎重に考えていかなければならないと。

本町の場合は、蓼池の工業団地といいますか、404ヘクタールについては、町が指定しましたけれども、用地買収は、企業のほうにあるという仕組みで取り組みました。

ただ、ここは、工業専用区域でございましたので、特別、そういう畑かんとか農振という、そちらの法的縛りはございませんでしたので、あとは企業がスムーズに用地交渉さえまとめれば進出できたという状況でございます。

ですから、前もって団地を造るということについては、非常に慎重に検討すべきかなというように考えています。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 質問の順序が逆になってしまいましたけど、実は、資料1に、今、町長より紹介がありました、例えば、都城インター工業団地桜木地区の現状ということで、これは2月の初めに撮った写真ですけども、ここに、都城工業団地の造成を行っていますということで大きな看板が出て、今、造成中です。

そして、下のほうが、九州コガネイの今回の誘致予定地ですけども、それこそ、今、町長の紹介があったように、まだこの土地というのは、畑の状態での誘致予定地です。

こういった状態で企業としてはどちらが誘致されやすいかというところで、私は、次の質問の中に、工業団地分譲区画方式、要するに造成した上での引渡しに比べて、本町の方式というのはどこにメリット・デメリットがありますかという質問を挙げていたんですけども、先に今お答えになったんですけど、要するに、町としては、大きなお金をかけて工業団地にしたものの、そこに入ってくる企業がないとなれば、今度は、完全なお荷物といいますか、負担になりますので、そこはそういったマイナスの財産を持たんように慎重に行きたいという意味では三股町のやり方はメリットなのかなと思います。

逆に、入ってくるほうからすると、この畑の段階で入手して、それから自分たちでいろいろインフラから何からやっていくというのは、特に今回の九州コガネイというのは、社長は長野県の方で非常にストレスを感じているというのは正直なところおっしゃっていました。

私は、こういうような状況を見たときに、三股町のいいところはいいところで確実にそうやって前に進んでいく方法からすると、現在の企画商工課においての仕事の業種が多過ぎるような気がします。

例えば、10年計画の総合計画の作成、そしてまた、五本松団地跡地の健康と賑わいと交流の拠点の施設、また、ここに来てコロナ禍のいろんな補助金等の窓口として、今の企画商工課では

非常に物理的に困難なような気がしますけども、企画商工課長、どうでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 特に今年度は、コロナの影響もありまして、そういった経済対策の事業、あと各種計画の策定というのもございましたので、非常に忙しい年ではなかったかなと思っております。

ただ、いろいろそれぞれが力を出してようやく乗り越えられるのかなと思っておりますので。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） いいほうにすると、いろんなところに関係していますから、うまく使うと引っ張り込めるし、人も使えるということで、本当にいろんな本来の企画商工課の仕事ができる場所でもありますので、それはそういうふうがいいほうに取っていただきたいと思えます。

そして、もう一回、言いますけども、蓼池地区の工業団地も、これの原因というのは、価格の折り合いがつかない、企業側が提示する金額に程遠い金額を要求してくる、そこが一つ。

それと、何回も町長に先ほどから説明していただいていますけど、農振の問題とかいろいろありますけども、あの地区は、今後、工業団地としては魅力あるところですよ。

前向きに考えて、どうしたらここに工業団地として理想な企業が入ってくるかと考えるときに、私は勝手に、さっき町長がおっしゃったように「工業団地を造ってしまった。来てください」といったときに思うように来なかったら、それはちょっとした負の財産になってしまうということで、私は、例えば三股町出身で、都会で活躍されていて「こういうような状況だよ、今」と。

それこそ、話がちょっとずれますけど、コロナ禍で移住したい町、九州でナンバー8という三股町の魅力ある土地に「よし。入ってみようか」という人を何人か募って、そういう人たちが何人か組むと「よし。じゃあ、あなたたち帰ってきますね」ということを確信した上で、工業団地を造るというのは可能かなと思ったんですけど、夢物語ですか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 言われるように、本町の中で残された優良な工業に適する土地となると、蓼池地域が一番魅力あるところですよ。要するに、インターにも近い、そしてまた、周辺が三股の工業適地であるし、そして都北工業団地もあるという、そういう周辺の環境からして、あそこが一番魅力ある優良地かなというふうに思います。

ただ、先ほどからあるような法的縛りはありますけれども、しかし、町としましては、どうにかあの辺りを、言われるようなことも考えながら、しっかりと対応できるような取組はしたいなというふうに思います。

今回は、九州コガネイさんのところが難しかったわけなんですけれども、まだほかにもいろいろ

ろとあそこにチャレンジしたいようなお話もあったりしますので、時々。

そういう意味合いでは、農産法、農村地域に工場を導入する、そういうものの法律はどちらかというと地方創生につながっていくわけですから、ぜひあそのこのところをどうにかできないかなというふうに考えています。

ただ、町が団地を造るのか、あるいは用途指定だけしておくのか、その辺りは十分検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 分かりました。

今回、3月定例会において、町長のほうから本年度の施政方針というのが出されますが、その中で、商工会の中で、商工会の事務局長配置についてという話題が入っていましたが、今回、令和3年度から、県と自治体の折半で配置が可能となる予定ですということで、三股商工会に事務局長として、名称は地域振興コーディネーターという名前で、事務局長を兼務するという方向で決まったと聞いております。

5つの商工会活動が充実・発展するように支援してまいりたいということで、町長のほうからも「三股商工会、もうちょっと元気出して動け」ということで要望がかなったようです。ここをうまく利用する手はないかなと私は思うんですけど。

というのは、町から商工会にこういった事務局長が来られるところで、そして「こういう話題があるんだよ。ここは商工会も動いてくれ」となると、いろんな商工会が持っている、不動産業といいますか、そういったネットワークとかも含めると、先ほどの価格というのも、失礼ですけども、価格一発で、例えば100円のをまずは150円と言うてみようか、それで決まればいいということで、駄目でも120円で決まればという。そういう折衝も何もないところで、企業が提示した価格に対して、売るほうがそういうのはぼんと出した価格では程遠いということで、今後、こういうことをやっていくのは大変だなということで、白紙というようなおいがします。ですから、今回、こういう商工会も巻き込んで。

実際、先ほど町長もあそこは魅力的だなとおっしゃっています。本町の将来を考えると、あそこは放っとくところじゃないです。ぜひ、そういった意味で、商工会を巻き込んで、今後の企業誘致というのは最初に言われましたように、いろんなJターン、Uターン、そこら辺でも非常に魅力のある場所です。地域で働く場所を考えていくときですので、ぜひ前向きにそれこそ取り組んでいってほしいと願います。

次の質問に参りたいと思います。次は、6次産業化の取組についてということで通告いたしました。

資料の2を見てほしいんですが、6次産業化とはということで資料を入れました。

6次産業化とは、1次、2次、3次、それぞれの産業を融合することにより、新しい産業を形成しようとする取組のことです。簡単に言えば、生産者、1次産業者が、加工、2次産業、そして流通・販売、これが3次産業、経営の多角化を図ることと言える。

しかし、なぜ6次産業というのかといいますと、6次産業の「6」は、1次、2次、3次、それぞれの数字を掛け算したものであり、産業の融合を図り、新たな価値を生み出すことを意味していますということで、下に1次掛ける2次掛けの3次で6次で、内容は、農林漁業、生産のほう、そして工業、加工のほう、そして販売。三股でいうと、農産物、それを作って、そして加工して、そして販売する。

そして、その下に、ちょっと書きましたけども、これも同じように、今回の町長の施政方針の中に「六次産業化の取組としましては、商工会や観光協会、霧島会、実践型雇用創造協議会などと連携しながら、ゴマやどぶろく、バイオ茶、カンショのスイーツなどのブランド化に努めるとともに、ふるさと納税の返礼品として活用しているところです」というのをそこに引き出しましたけども、質問したいんですが、6次産業として、現状の具体的な業績というものはどうでしょうか。質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 6次産業としての現状と具体的な業績内容はどうかのご質問にお答えします。

6次産業化は、将来の農業をより明るくするための重要な取組で、少子高齢化や後継者不足問題などの解消、所得の向上や農作物の生産拡大につながるものと認識しております。

本町における6次産業化の取組としましては、6次産業の先駆けとも言えますバイオ茶で有名な宮崎上水園さん、町の特産品プロジェクトと連携したみまたんごまの生産・商品化及び加工品製造・販売を行っているしも農園さん、また本町が平成16年にどぶろく特区に認定されたことにより、農家レストランなどにおいて酒税法の規制を外され、どぶろくを製造・販売している百姓屋さん和我生庵さんなどがあります。

また、上沖産業さんや白ハト食品さんなども6次化に取り組んでいるところです。

これらの事業者の業績の詳細については把握できておりませんが、これらの製品を使ったスイーツや肉の加工品なども開発されておりまして、本町ブランドの特産品として定着しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今、課長のほうから紹介があったんですけども、3年間の地域雇用創造協議会も一応3月で終わりということで締まるわけですけども、実際、成果という意味で

は、成果の達成という意味から見ますと、私はまだまだ三股町においても6次産業化というのは伸びしろはたくさんあると思うんです。

企画課長もそうお思いでしょう。まだまだ満足できる業績じゃないですよ。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今、福田議員がおっしゃったとおり、まだまだ町内には魅力的な農畜産物があるかと思えます。それらをさらに活用して、ブランド化していくということは、非常に、経済の活性化もですが、地域の活性化、あと雇用創出にもつながるものと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 国のほうで行った六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定というのが令和3年2月26日現在で出ております。

この認定件数で、都道府県では、何と、全国で、北海道が163件、1位、2位が兵庫県119件、次いで宮崎県が113件と堂々の3位に入っております。六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定という国からの認定に、宮崎県は全国で3番目に認定件数で入っています。

その中で、今度は興味ある宮崎県の内容ですけども、宮崎市と都城市の20件に対して三股町は1件です。この1件はしも農園です、ゴマの。

この状況をどう捉えられますか、課長。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今、福田議員がおっしゃったのは、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画、これの認定を国に受けると、様々な有利な支援というか、受けられます。

その支援の一部をご紹介しますと、専門家によるサポートであったり、資金の融通といたしまして無利子の農業改良資金などが活用できたりします。また、各種補助金の活用、そういったものがありますが、これにつきましては、いろいろハードルが高い点もございます、この計画をつくっていく上で。

ですから、取りあえずは、ただ、計画をつくる過程で寄り添ったサポート体制というのもつくられておりますので、まずは企画商工課を窓口にしております、町では。ですから、ご相談を頂きたいと思えます。

とにかく取り組む人の熱意が必要かと思えますので。ただ、何も分からない状況であるかと思えますので、こちら情報発信していくとともに、そういった窓口でのご相談体制というか、そういうところもつくってまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） そのとおりだと思います。私は、この質問を考えながら、これは

どっちかという町民の熱意が足らななと思いました。そのためには、こういうのがあるんだよと。

今おっしゃった内容、国の認定を受けると事業に対していろんな補助金が出たり、計画を。そして、計画を出すことによってそれが実行につながっていきますよね。

だから、これは町民の熱意に火をつける役を商工課長のほうで今おっしゃったようにぜひやってほしいと思います。先ほどとちょっとダブりますが、三股の商工会もそれは活を入れてほしいと思います、課長のほうから。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） そうですね。町の商工会にも、4月から、地域振興コーディネーターといいまして、先ほどから話が出ておりますけども、事務局長の役割も担う地域振興コーディネーター、また地域振興というようなコーディネーターですので、より6次化を推進することで、商工会とも連携しながら6次化を推進することで、地域の活性化、地域の振興を図ってまいりたいと考えます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 資料の3に入れましたけども、少しお人よしななんかもわかりません、町民が。もっと、ある意味では食欲にまだまだ要求していつて。

成果に結びつける分野がいっぱいあるというのが、そこに大きく書き出したんですけども、6次産業化の目的といいますか、どういったものがあるかというので、一番上に、栽培した規格外野菜を有効に利用したい。野菜の味はとてもいいけど、野菜の形がよくないので販売できない。残った野菜のよい使い道はないかというのを模索していくことに、6次産業化というのは向いているよという意味。

2番目、自家製野菜をもっとブランド化したい。現在、販売している自家製の野菜を活用して全国各地の人に自分の野菜のおいしさを知ってほしい。認知度をアップさせたい方に最適。

3番目、地域活性化をもっとしていきたい。地域の産地市場や道の駅への販売、物販やネット販売を強化するために加工商品を作ってもっと地域を活性化させていきたいという方に最適。三股町はすぐこれには飛びつくんじゃないかと思います。

副収入源の安定化を図りたい。もっと日持ちのいい加工食品や自家製野菜を作って製造して販売していくことで、オフシーズンの収入源をつくって副収入としていきたい方に最適。

地元の雇用創出に力を入れていきたい、自家製野菜の生産量をアップさせれば新たな雇用を創出することができるので、もっと地域に貢献できると思っている方に最適ということで、こういうのを指標に設けていくと具体的に「うちの団体は」ということで少し一歩進むんじゃないでしょうか。それに企画商工課のほうから、もう少し国等のこういう認定の案内とかサポートしてや

るともっと活性化が始まるんじゃないかと思います。

資料3は今のですね。次に資料4を見てください。

これは今話しましたような内容で、道の駅山之口のところに、加工センターという矢印を入れましたけども、ここに加工センターがあります。

この内容が、そこにありますとおり、味噌製造室、惣菜製造室、菓子製造室、開発室2、開発室1、前処理室ということで、時間当たり370円と時間当たり160円ということで、当施設は都城市の6次産業化のお手伝いをする施設ですということであります。

ちょっとのぞいてきましたけども、ここは、背中にといいますか、表には販売所があるわけです。道の駅で人が来て、裏のほうで加工して表に出せるというスタイルです。それを見ていますと、本町でいきますと、よかもんやはそういうのに適するのかなという気がいたします。

よかもんやに対しては、今、まだそういう加工の施設はないんですけども、道の駅という意味からすると、今、三股はよかもんやというのがその位置に値するのかと感じました。

そして、その流れで、一番最後の質問なんですけども、健康と賑わいと交流の拠点に、6次産業化のモデル事業を織り込めないかというのが、今度の町の将来像でもあります「自立と協働で織りなす」だったですね。その「織り」を引用しました。

そういう意味では、道の駅に値するよかもんやというのを今度の五本松団地跡地の拠点に持ってきて、そこで加工して、そして販売して、できたらそこで働いている人たちの雇用も生まれまますし、晩ご飯はそこで買って帰ると。そういった人の流れというのが、順繰り順繰り回っていくと理想かなと感じました。

そして、前々から言っていますけど、くいまーの拠点をここにして、町中をそれで周回していくという、そういったコンパクトシティの理想的な流れができてくるんじゃないかというのを感じましたので、最後にそういったつながりを入れてみました。

例えば、三股町は、いろんな地区で、適切な言葉が見つかりませんが、おばちゃんたちがいろんなものを作りますよね。そういうのを、例えば、月曜日は長田地区がやりますよと言って、月曜日の夕方は長田の品物がそこに販売される。

そして、火曜日は、今度は宮村地区のおばちゃんたちが何かを作るよということで、何曜日は何が出る、水曜日は樺山の何かが出るというのが定着しつつあるとお互いに雇用が生まれて、行き来が生まれて活性化がという展開にできるんじゃないかなと。そういう気がいたします。

そういったまちづくりというのが、今後始まっていくんじゃないかなと今のコロナ禍の中につくづく思います。そういう意味では、量じゃなくて質を上げていく、ナンバーワンよりオンリーワンを目指す三股町の行く手じゃないかなと思っています。

最後に、町長、一言、お願いします。

○町長（木佐貫 辰生君） まず、4番のところを回答させていただきます。企画課長のほうから回答いたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 健康と賑わいと交流の拠点の施設整備につきましては、当初の予定では本年度中に基本計画を策定することとしておりましたけれども、これを来年度に一旦先送りにしたところがございます。

その理由としましては、カルチャーセンターや子ども・子育て支援に導入する具体的機能や管理運営体制、移転後の空き施設をどうするかなど、検討しなければならない内容とそのボリュームから判断して、今年度中に計画を取りまとめるのは時間的に厳しいかなということ、そういった考えの下に至ったところがございます。必要な検討にはしっかり時間をかけていきたいというのを理由としております。

今後、基本計画を策定していく上で、カルチャーセンターや子ども・子育てを支える機能を中核とした施設を展開したいと考えておりますけれども、かせぐ機能の導入といった点で物産館など商業機能施設やそこで販売する特産品等を加工するための施設などにつきましても、また検討してまいりたいと考えております。

○議員（5番 福田 新一君） ぜひお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○議員（5番 福田 新一君） 町長、お願いします。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回、一般質問で、工業団地の件、そしてまた中心市街地の活性化を含めた五本松団地の跡地の活用の在り方等、いろいろとご提案を頂きました。

今すぐにできるものとまたこれから十分検討すべきテーマとがございますので、ご意見等を踏まえていろいろと庁内で検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議員（5番 福田 新一君） 町の将来像「自立と協働で織りなす 元気あふれるまち 三股」ということでスタートいたしましたので、またよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） これより昼食のため1時半まで休憩します。

午前11時43分休憩

午後1時30分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位3番、上西議員。上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） 発言順位3番、上西です。

通告に従いまして質問してまいります。

最初の質問、町長の政治姿勢、ジェンダー平等についての見解をお伺いいたします。

昨今、ジェンダーという言葉がよく言われるようになってきました。ジェンダー平等とは、社会的・文化的につくられた性差にとらわれず、性的指向や性自認で差別されることなく誰もが尊厳を持って生きられることであり、多様性を認め合う共生社会の核心となる考えです。これは、自分らしく生きる願いや運動、人権意識の高まりの中で国際合意となり、世界の大きな流れとなっています。

日本では、ジェンダー政策の特別の遅れが目立っています。日本の男女平等度は153カ国中121位と過去最低を更新しています。とりわけ政治分野や経済分野の遅れが際立っています。女性活躍は掛け声だけです。

衆議院に占める女性の割合は9.9%、働く女性の56.6%は非正規雇用で、賃金は男性の52.7%。子供を持つ女性の賃金の格差は世界最悪です。女性管理職は10%台と低迷しており、日本政府は国連から繰り返し改善するよう強く勧告を受けております。

今回、質問に当たり、県の男女共同参画マップを取り寄せ、宮崎県の市町村における男女共同参画推進状況を見ますと、いろいろな面で県も本町も遅れが目立ちます。

それで、町長にお伺いいたしますが、1番目の本町における政策・方針決定過程で女性の声はどう生かされているかということです。

あとは質問席にて質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町長の政治姿勢について、①町における施策・方針決定過程で女性の声はどう生かされているかについて、宮崎県男女共同参画マップ令和元年度版による市町村審議会等における女性委員の割合状況と、令和2年5月1日現在の本町の審議会等の状況からお答えいたします。

県のマップによりますと、本町の割合は20.4%で、宮崎縣市町村平均22.9%に比べて若干低い状況でございます。

特に女性委員の比率の低い審議会は、防災会議、交通安全対策会議、企業立地審議会、都市計画審議会、緑化計画審議会、農業委員などがございます。半面、女性比率が3割以上の審議会は、国民健康保険運営協議会、教育委員、公民館運営審議会、社会教育委員会、図書館協議会、健康

づくり推進協議会、町文化会館運営委員会がごぞいます。

町では、第7次行政改革大綱の実施計画の大項目で町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上、そして中項目で協働のまちづくりの推進を掲げまして、そして審議会や委員会等に多様な人材を登用し、町の施策や方針決定過程に参加できる体制を構築することとしているところがあります。

引き続き、各種審議会での女性の比率を高めて女性の意見を町の行政に反映させていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今の回答で、女性審議委員も少しは増えてきていると思います。

私が議員になった18年前からしたら、随分女性が進出してきていることは分かりますが、本町の庁舎内においては、女性管理職の割合が少ないのではないかと。15ある課の中で今1人だけです。この割合を増やしていく必要もあるのじゃないかと。

男性の声、女性の声、人口では半々なわけですし、自分自身、議員生活をしてきて女性の一般質問と男性の一般質問を聞いておるときに、私なんかと言わないようなまちづくりというふうなのは男性が言うし、福祉の問題とか健康づくりとか子育てというふうな質問は男性の議員はあまり言わないというふうな傾向があって、そこでバランスが取れているんだろうと思います。

本町の場合でも、管理職が1人だというふうなことは問題ではないかなというふうに思うんですが、町長は、その点、これからどうされようとしているのか、その考えはないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 女性管理職の割合について、同じく男女共同参画マップによる課長相当職以上の割合について、本町については6.7%で、宮崎縣市町村平均9.8%に比べ低い状況にあります。

その理由の一つに、本町は大課制であることから、課長職ポストが少ない点も影響しているものと考えます。しかし、将来の管理職となり得る課長補佐や係長のポストに占める女性の割合は年々高まっておりまして、令和2年4月1日現在、約4割、61のポストに対して23の女性となっているところです。

今後も、女性登用を含め、適材適所で登用したいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今の答弁を聞いて、今、私も役場内を見渡すと、課長補佐というんですか、係長さんが増えてきているなというふうなことは感じます。

課長がいろいろな政策を決めるとき、課長会議なんかでも女性の割合を増やしていったほうがいろんな意見が出て、また幅も広がっていくのではないかなと。考え方の幅も。

そういう意味で女性を抜擢するというような形で、私は、十何年間かこの中を見ていて、地位が人を育てるのじゃないかなと。役職が人を育てるんじゃないかなと。女性だからできないというんじゃなくて、世界ではドイツみたいに女性の首相もいるわけですので、本町はまだ一般の町民がまだまだそういう女性に対しての軽蔑的な意識を持っている風土があるんじゃないかなと。

この場合でも、女性係長なりベテランの職員が電話に出たら、一般町民に男の人はおらんとなどというふうなことを言われたというふうなことを聞きます。そういう意味で、町民に対してのそういう男女平等意識というふうな広報ですか、そういうふうなことも大事じゃないかなと思うんです。

本町では自治公民館長なんか30人中ゼロなんです。ほかの町村を見ると、結構、女性の人たちの公民館長、自治会における公民館の数は女性がおられるところもありますし、綾町なんかは9.1%。約10%です。

宮崎市なんかでも公民館長なんか39名というふうなことが県のマップで分かるんですが、そういう点で町民に対する意識づけというふうなことはどう考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 男女平等参画ということに対して町民への意識づけということではありますが、一つは、町のホームページ等に、平成26年ですかね、男女共同参画推進条例というのも町のほうで制定しまして、その中身については、町の広報等でも流しているというか、公表しているところではありますが、実際、今、上西議員が言われたとおり、男と女、男女という間で、慣習的な部分、これを一気に男女平等参画という中に持ち込んでいくのは非常に時間がかかるのかなと思っております。

特に、自分もなんですけども、生まれてきて、おやじたちの姿を見てると、どうしても、男と女性の差というか、そういった差がありますので、世代を受け継ぐに当たってあらゆる機会でも男女平等参画については意識づけをしていくべきではないかなと思います。

ただ、あえて固定してどういった推進をするということではなく、そういった機会に、先ほども言いましたいろんな審議会、委員会等、できるだけ行政のほうからも調整を入れてもらう方向で促していくとか、そういった方向づけ、そして、その中で女性の意見はどういうものであるのかというのを聞いていく、そういった姿勢を持つような機会というのを設けていければなと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 分かりました。ぜひ。

町民の間でも、特に年配の男性なんかはまだまだ古い考えを持って、私なんかも議員になる前は「おなごやが、こんひとにできったるか」ということを言われたことがあります。女性が出ていくとおなごのくせにというふうなことを言う人がいらっしゃるものですから、その点、そこら辺の意識を変えてもらうように世の中がなっていないと、なかなか女性が出ていくということが難しく、ちゅうちょする気持ちも出てくるんじゃないかなと思います。

男女共同参画に関する条例が制定されたというふうなことをこのマップで私も初めて知って、それこそ自分自身が条例がどういうふうなものかも知らなかったんです。

それで、こういう質問、いつ制定されたかというふうな質問をしたわけですが、今朝、この条例をもらったところ、平成26年というふうに書いてあるんですが、この条例の制定はいつされたのかということは、平成26年というのが今朝分かったんですけど、その中で、今、言ったように、町民に対する意識づけ、本町はなかなかまだ性別の役割分担意識など社会的・文化的に形成された性別の概念に基づく慣行は依然として強く存在しており、真の男女平等の実現にはなお一層の努力が必要とされているとありますが、この辺りが私は鍵になるんじゃないかなと。意識をどう変えていくか。

今の若い人たちは、家庭内でも割と台所をしてくれたり、洗濯してくれたりするんですけど、なかなか、年配の男性なんかはまだまだ薩摩的な考えが強く、難しいところもあるんですが、そういう点、ここにいらっしゃる方々はそうじゃないと思うんですが、ぜひ、町長、率先して男女平等参画のことで女性がもっと活躍できるような本町にしていきたいんです。

ちなみに、女性管理職の割合なんですけど、美郷町とか都農町とかそういうところでは21.7%とか5人なんです、管理職が。だから、そういう点、都城から三股町、薩摩圏内に属するところではそういう人が管理職になっている割合が少ないということが、男女共同参画マップでも分かるんですけど、風土的なものがあるんじゃないかなと。

そういう点で、役職の方々に率先して町民に対しての意識を変えていただくように、努力してほしいなというふうに思いますが、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 管理職を含めたところの役場の職員の割合については、女性が半々の状況でありまして、今年も職員採用で8人のうち、男性は1人と女性が7人という状況で女性の占める割合が非常に大きくなってきております。

ですから、そういう意味では、女性がそれぞれ中心的に活躍できる場というのはこれからお願いすることが多くなるんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味合いでは、この割合というのは高めていく、そういう努力はしていきたいというふうに思います。

それと、またいろんな会議等で女性の少ない審議会等もございますので、そういうところできるだけ女性を、登用というか、お願いして、要するに女性の声が十分町政に活かされる環境づくり、そういうことが要するに地域の中の女性と男性の意識を変えていくんじゃないかなというふうに思いますんで、行政がいろんな意味合いで率先しながら、ジェンダーフリーというような行動に取り組みたいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） ぜひ努力してほしいなと思います。

4番目の女性活躍推進法に基づく推進計画は、いつつくられるのかというふうな質問事項を出しましたが、令和3年度の予算書を見たときに女性活躍推進法に基づく推進計画の策定の予算が含まれていましたので、やっと三股町も女性活躍推進法に基づく推進計画がなされるのかなというふうに安心したんですけど、その推進計画の策定に当たっての取組とか内容とか、そのようなものは決まっているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 女性活躍推進法、この推進計画ということで、まず策定について答えさせていただきたいと思います。

まず、女性活躍推進法の概要でありますけれども、女性が自らの意思によって職業を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるように、女性の職業生活における活躍を推進するものであって、その計画を立てるということになっております。

推進計画につきましては、国が策定する基本方針等を勘案して、市町村が策定するものでございます。

推進計画の策定におきましては、既に県内18市町村が策定しているところでございますけれども、本町におきましても、令和3年度の事業としまして、女性活躍推進計画、これを、平成27年に策定いたしました第2次三股町男女共同参画プラン、こちらのほうに盛り込んでいきたいというふうに考えております。

また、この計画の策定に当たりましては、三股町男女共同参画推進本部というのを実際に男女共同参画プランを策定する上で設置しておりましたので、こちらの推進本部の中でいろいろもんでいきたいというふうに思っていますし、その計画案につきましては、さらに三股町男女共同参画審議会というのがございますので、町の対策本部で練った計画を、町から審議会のほうに諮問していただくという中でもんでいただいて素案をつくっていききたいと思います。

さらに、これは議会の議決案件となっておりますので、最終的には議会のほうにお諮りしたい

というふうを考えております。

以上です。

○議員（10番 上西 祐子君） 分かりました。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 先々が、もっとも女性活躍できるような時代が来ることを願っておりますので、ぜひここにおられる方々も皆さん頑張ってくださいと思います。

では、2番目の質問に移ります。いきいき元気みまた21後期計画について質問いたします。

いきいき元気みまた21後期計画を読み込んでいきますと、本町の高齢者の生活習慣は、既往症の全て、生活習慣改善意欲なしの項目において改善されるべき状況にあることが分かります。脳卒中、心臓病、慢性腎臓病、貧血などが増えております。

生活習慣病患者の増加は、ひいては医療費の増加につながります。1人当たり医療費3万1,054円。入院費用割合が高くなっていることが分かります。これらのことを踏まえて、どのように町民の健康寿命を延ばしていくのか、具体的な施策を質問いたします。

1番目ですが、前期計画の成果はどうなっているのか。

2番目に、生活習慣病の増加は、ひいては医療費の増大につながることから、その予防に取り組むべきだと考えます。その手段として、保健師や管理栄養士による訪問指導が求められるわけですが、本町における訪問指導体制の実態をお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 健康増進計画いきいき元気みまた21第2次前期計画の成果についてまずはお答えいたします。

いきいき元気みまた21第2次は、全ての町民がライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる社会を実現するために策定したものです。

平成28年度から令和7年度までの10年間の計画であり、中間年度となる今年度に前期計画の見直しを行い、後期計画を策定しているところでございます。

前期計画の評価として、町民の健康状態や生活習慣の現状を把握するために、本町在住の20歳以上の町民、高校生、中学生、中学生保護者、小学生、小学生保護者、小学生入学前児童保護者を対象とした調査を実施いたしました。また、前期計画策定時と現状との比較を行い、進捗状況を把握いたしました。

前期計画の成果としましては、朝食を毎日食べている人の割合が増加したことにより、栄養、食生活面の一部が改善されています。また、特定健診・特定保健指導の受診率が上がったことにより、早期に生活習慣病の改善につなげることができたこと、胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診の受診率が上がり、早期治療につなげることができたことが成果として挙げられます。

次の質問ですが、本町の訪問指導体制としましては、町民保健課健康推進係に所属する保健師3名、管理栄養士1名の4名体制で行っております。国民健康保険の加入者を対象とした特定健診の結果に基づき、訪問指導による受診勧奨や重症化予防を行っているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） いろいろ成果も出ているところもあると思うんですが、医療費とか病気、生活習慣病が増えているというふうなことが後期計画を読んで見えるわけですが、私は、時々、生活相談を受けて相談者の家に伺うことがあるんですが、独り暮らしの60代ぐらいの人のところに行ったときに、ちらっと台所の中を見るとインスタントラーメンしか食べていないような感じを受けるし、そして糖尿病で医療費がない、何とか生活ができない、生活保護につなげてもらえないだろうかというふうな相談を時々受けるんですが、そういうふうなことを見たときに、私は、いろんな町の健康診断とか健康講座というふうなところに行っていない方々、そういうふうな方々が、食生活の乱れとかから来る生活習慣病、糖尿病とか腎臓というふうなことになっているのではないかなと。

そういうふうな人たちをどう指導して、きちっとした食事、せめて野菜がいっぱい入ったみそ汁とかそういうふうなきちっとした昔ながらの食事をするように仕向けていくというんですか、そういうふうなことをすれば、少しは、そういう病院にかかったり、まだ60代なのに働けなくなったり入院しないとけないとかそういうふうなことが減るんじゃないかなと。

そういうふうなことを考えたもんですから、訪問指導体制の実態とか、もっときめ細やかに出かけていく指導ができないのかなというふうなことを考えたもんですから質問しているんですが、保健師が今3人とおっしゃったんですが、管理栄養士が1人、個別に訪問できているのかどうか、そういうふうなことをお聞きしたいんですが。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 個別訪問は、保健師3名と管理栄養士1名が重症化予防として行っている職員数です。

また、ほかの保健師は、母子保健担当の者は、乳幼児等、行っておりますので、食生活面とか運動とかそういうことに関しては、今申しました保健師3名と栄養士1名で対応しているところです。

また、現在は国民健康保険は特定健診の受診者を対象として、重症化予防として訪問指導をしているところなんですけれども、今後は特定健診または75歳以上の後期高齢者の健診を受けていらっしゃる方を対象に、受診勧奨、それと生活習慣に関して何らかの課題があればそれに対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今、保健師さんが3人とおっしゃったんですが、保健師が1人増えるごとに人工透析患者が2人減るといふようなことも聞きました。だから、医療費削減、健康寿命を延ばすためには、保健師を増やすことも大事なんじゃないかなと。

今、そういう方々、3人とおっしゃったんですが、私、以前、十何年前に長野県に委員会で視察に行ったときに、箕輪町というところは、保健師を倍ぐらいに増やしたところ、国民健康保険税が半分ぐらいに減ったといふようなことで、あちらこちらから視察が来るといふようなことでしたが、今回のコロナ対策でも保健師が足りないといふようなことで問題になっているわけですが、町長、今現在、本町の保健師は足りていると思われているのでしょうか。お伺いたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 保健師数は、現在、庁内に9名います。管理栄養士が1名です。先ほど3名と申しましたのは、重症化予防の訪問指導をしている保健師の数を3名と申し上げたところです。

9名の保健師は、それぞれの担当部署で、先ほど申しました母子保健担当は、乳幼児の家庭訪問、福祉にいる保健師は、また福祉関係のほうの家庭訪問をしておりますので、それぞれの場で訪問指導は行っているところです。

保健師の増員についてなんですけれども、令和3年度になります、新たに保健師2名を採用する予定になっております。住民の健康づくりのための行動変容を促すためには、継続的な支援が有効であると考えております。

また、心身の多様な課題に対し、上西議員が言われましたようなきめ細やかな支援を行うためには、疾病予防、重症化予防に係る保健事業と、介護保険のほうの保健事業、介護予防の保健事業と一体的に取り組む必要があると考えております。そうすることで効果的な健康づくりができるのではないかと思います。

ということで、来年度は、2名、保健師が増員されます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） ただ、1人、今現在いらっしゃる方、保健師さんが定年になるというふうなことも聞いたんですけど、実質的には1人じゃないんですか。違うんですか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 実質的に2名増員です。

○議員（10番 上西 祐子君） 実質的に2名増員。分かりました。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今、聞いて、福祉課とか高齢支援課とか健管センターとか一緒に健康づくりに取り組むというふうなことをお聞きして安心したんですが、そういう独り暮らしの高齢男性なんかに対する栄養指導というふうなこともされているのかどうか、お伺いいたしますが。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 栄養指導についてですけれども、管理栄養士が専門職ですので、管理栄養士が栄養指導は行っておりますが、必要に応じて保健師のほうも、保健指導の項目としては栄養面も大事なところですので、保健師が行っている部分もあります。

独り暮らしの方ということだったんですけれども、現在は特定健診とか後期高齢者の健診の方から情報をつかむことができますので、その方々の訪問指導が中心になっていくんですけれども、健診を受けていられなかった方の情報というのがなかなか私たちのほうで把握できないので、来年度は特に健診未受診者に対しての訪問をすることで、独り暮らしの方とか、健診を受けていられなくて健康状態が未把握の方、その方への栄養指導もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） いろいろ、保健師、看護師さん、退職した人とか保健師さんを辞めておられる方とか、そういうふうな町内にいらっしゃる人たちの人材バンクみたいなものをつくって、そういう登録者を活用して、もっと家に閉じこもっていらっしゃるような方々を訪問する体制はできないものでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 保健師や管理栄養士の人材バンクについてなんですけれども、現在、宮崎県後期高齢者広域連合で、保健師・看護師を雇用し、健診未受診者や重症化予防等の訪問指導を行っているところです。

今後は、町で、保健師や管理栄養士等の人材を確保して訪問指導が行える体制をつくっていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） ぜひ。そういうふうな形で進めていって本当に医療費削減のためにも健康寿命を延ばすために頑張っていってほしいと思っております。

いろいろなそういう健康診断の後の検診とか何かがありますよというふうな形で来ますが、そ

ういう今までのような広報体制、検診体制は今までどおりでよいと考えていらっしゃるのか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 検診や教室関係の広報、検診体制についてなんですけれども、広報については、現在、特定健診や各種がん検診の対象になられる方には、全員、個別通知で案内しております。

案内の方法なんですけれども、毎年、内容とか案内の方法等を協議しておりまして、検診のお知らせに対象者ごとに受診できる検診を示して、自分は今このがん検診を受けられるんだというのが分かるように個別にお示ししたりとか、また封筒に受診勧奨の文章記載とQRコードから町のホームページの情報を得られるなど受診者に分かりやすい情報提供を行っているところです。

引き続き、回覧、広報、町のホームページでも周知しているところなんですけれども、どういうふうに周知すればより情報が伝わるかは検討しながら情報提供に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） もう一つ、つけ加えたいんですが、高齢者だけじゃなくて、障害者とか、それから心のストレスを感じていらっしゃる方々などの訪問とか、そういうふうな形での訪問指導とか、そういうふうなことはされておられるのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 心のストレスとか障害についてなどの訪問ということなんですけれども、現在、福祉課と高齢者支援課のほうに保健師が配置されておりますので、担当のほうは福祉課と高齢者支援課になりますので、保健師が訪問しております。

また、社会福祉協議会のほうに相談センターが設置されておりますので、社会福祉協議会のほうの障害者基幹相談センターと福祉課の保健師と連携を取りながら一緒に訪問したりとか対応をしているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今回、国も重層的支援費の予算をつけるというふうなことも聞いておりますので、ぜひ総合的なそういう健康づくりを目指して頑張っていただきたいと思います。

次、3番目ですが、コロナ対策で高齢者施設などのPCR検査の実施などについてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症が発生して1年余り、全国ではまだ感染が終息していません。宮崎県での感

感染者はほとんどなくなっていますが、まだまだ安心できません。

コロナは無症状の人でも接触した人に感染させるということが分かっております。感染者の発生を抑えるためには、感染者が発生してからの検査では遅いという問題があります。

日本共産党は、昨年6月から、医療・福祉施設での無症状者を含めPCR検査を実行するよう求めてきましたが、厚生労働省は、ようやく、今年の2月、緊急事態宣言が出た等の都道府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の職員への定期的PCR検査を行うように通知しました。本県では、宮崎市が抗原検査を計画しているとのことでした。

都城・三股町では、介護施設が多数あります。コロナ感染はいつ終息するのか見通しが立っておりませんが、都城・三股町で高齢者施設などの社会的検査についての話し合いはなされていないのか、お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 高齢者施設などのPCR検査等の実施についてお答えいたします。

高齢者施設への集団感染は、重症化する可能性が高いため、極めて深刻な事態だと考えております。

宮崎市では高齢者施設での集団感染が複数発生し、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の職員を対象に抗原検査を実施したと聞いております。また、延岡市の高齢者施設におきましても感染が広がった時期に県が抗原検査を実施しております。

感染が広がっている地域での高齢者施設の従業員等の集中的な検査は有効であると考えております。現在、高齢者施設等の感染者が発生した場合は、県が幅広くPCR検査を実施し、感染拡大の封じ込めを行っております。

都城・三股地域で社会的なPCR検査についての話し合いはされていないかというようなことなんですけれども、都城市の担当のほうとは、新型コロナウイルス感染拡大については常に情報を共有したりとか、今後の対応等について話をしているところなんですけれども、今のところ、都城・三股町で社会的な検査をするということでは話は至っていないところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私の友達が介護施設に勤めているんですが、12月から、こっち、プライバシーの制限を受ける。とにかく、認知症患者だもんだから、その人たちは外には出ないから、従業員の人が外からコロナ菌を持ってくるというふうな形で物すごくプライバシーまで制限されて、友達と休みの日に会うことさえもできないような状態で、ストレスを物すごく感じると。

だから、検査をしてもらおうと、従業員の方、少しは安心しておられるんだがというふうなことを言われているものですから、そこら辺、都城・三股方面はそういうクラスターが発生しなかったので、介護施設では。あれなんですけど、とにかく、みんな、そういう施設ではぴりぴりしているわけです。

だから、そういう場面が起こったときに従業員を含めて検査体制ができるようにしていただきたいというふうなことを切に求めているわけなんです。そういうことも含めて、町長、県なり都城市なんかと話合いのときにそういういいような方向で話合いができないのかどうかというふうなことを思うんですが、そういう話はないんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今のところ、各市町村と連携を取りながら云々という話はございません。

といいますのも、なかなか会う機会がありませんし、今、県のほうとのやりとりもテレビ会議みたいな形でのやりとりが中心でありまして、細かいところまで議論できる状況ではありません。ただし、私は町村会の感染症対策協議会のほうの代表というふうな形で、協議会のほうに参加しております。

そういう中で、こういうPCR検査、できるだけ広く、そしてまた特に高齢者施設、そういう話は出るんですけども、そこまでまだ県のほうは取り組むという余裕がないといいますか、そういう状況であるようです。ただ、PCR検査は重要でございますので、できるだけそういう高齢者施設等に取り組めるような発言はしていきたいと思えます。

ただ、これからは、ワクチン接種、そちらのほうの主になっていきます。そちらのほうで、発症予防、そして重症化予防、そちらのほうにシフトしておりますので、そちらのほうを早期に取り組めるような体制づくり、そしてそういうふうな取組を強化していきたいというふうに思っています。

○議員（10番 上西 祐子君） ぜひ前向きに捉えて、町民が安心して暮らせるようなまちづくりというんですか、そういうふうなことをしてもらいたいと思えますので、頑張ってください。

以上で質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより14時30分まで本会議を閉じます。休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位 4 番、楠原議員。楠原議員。

〔4 番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4 番 楠原 更三君） 発言順位 4 番、楠原更三です。

先日の施政方針の中に「自立した自治体として成長を続けるためには、地域特性を生かしたまちづくりを進める必要があります」とありました。地域特性とは何でしょうか。

盆地は一つと言われることがあるほど、三股に特化した地域特性を見いだすことは簡単ではないと思います。これこそが三股だというものを見いだすことが、地域特性を見いだすことにつながると思います。

そこで、今回も三股らしさとは何かについて質問させていただきます。

三股らしさとは何か。私は三股の歴史の中にそれを見いだすことができると考えています。つまり、三股の沿革をしっかりと検証することです。新しい町史の編さんが行われたばかりですので、町史を生かすためにも沿革を検証するよいタイミングであると思います。

これまでの数次にわたる三股町総合計画を見ても当然のことながら三股の沿革があります。資料の 1 に、今回の議案である第 6 次総合計画の中から沿革の一部を挙げています。

この記述から考えますと、三股の始まりを明治 3 年 9 月。1870 年のことです。または、明治 22 年。同じく 1889 年となります。としてもよいのではないかと感じます。明治 22 年とするならば、8 年後が 140 周年となり、まだ余裕があります。明治 3 年と捉えた場合、今年の 2020 年が 150 年目の節目でした。

これまでに私は、何らかの形で 150 周年記念をしてはどうかという質問をしています。しかし、「大きな予定があるという理由で記念行事はできないが、何らかの形で 150 年についての周知をしていきたい」という回答がありました。その後、それらしい動きを私は感じていません。

町制施行 70 周年を前にして、三股をドキドキみまたという言葉で表すようになり、それ以来、三股を表すのにハートがキーワードになってきています。資料の 4 に、広報みまたの今月号の表紙の一部を挙げています。ここにもハート形があり、ハート形のまちのハートフルな広報紙とあります。

以前にもこの場で申し上げましたが、三股ほどのハート形をした自治体はほかに確認できません。ハート形は自然発生的に形成されたものではありません。明治新政府の版籍奉還や廃藩置県などの改革の中で、この盆地地域をどのように統治していくかということから、結果として、この形、ハート形が形成されたというしっかりとしたストーリーが背景にあります。

資料の 2 をご覧ください。①に、明治 3 年、これは 1870 年です。3 月とあり、その右側に、1870 年、明治 3 年 9 月 24 日とあります。

まず、明治 3 年 3 月に、旧中郷村の梅北地区を除く地域と鷺巣・寺柱地区が梶山郷とされ、そ

の後、その年の9月24日に、勝岡郷と梶山郷が合併し、三股の基礎が形成されたこととなります。しかし、このときは、中郷地区の多くが含まれており、ハート形ではありませんでした。

現在の町の形、いわゆるハート形になったのが、明治5年、1872年2月18日です。このことは町史では確認できませんでしたが、稿本都城市史の下巻で確認できました。明治3年から5年にかけての目まぐるしい変化の中に、三股の独自性や地域特性を見いだすことができるのではないのでしょうか。

来年の2022年2月18日が、ハート形の町になってから150年になるということになります。三股のドキドキが始まってから150年ということになります。このように、ハート形の町の成り立ちの経緯から三股の独自性や地域特性を明確にしてはどうでしょうか。

施政方針の中に、年末には開館20周年記念公演を計画しているとありましたが、その中に何らかの形で150年を絡ませることも考えられると思いますし、時期的にパノラマまらさんと絡ませることも考えられます。地域特性を生かしたまちづくりのためにも、郷土愛を育むためにも、ハート形の町生誕150周年を計画できないのでしょうか。伺います。

あとは質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股の独自性を明確にするために150周年記念を計画できないかのご質問にお答えします。

150周年記念とは、明治3年、1870年に三島通庸公が都城の地頭として赴任し、本町の山王原を三股の中心として決定しまして、政庁を建て、梶山、勝岡、宮村等から70戸を移住させ、三股開拓・発展の基礎を築いたときから数えて150年に当たることからの記念事業のことだというふうに思います。

大正9年、1920年の50周年記念事業については記録がなく、村としてどう取り組んだか、不明であります。昭和45年、1970年の100周年については、町の広報で確認する限りは、町として特別な事業は実施していないようでございます。

このようなことを踏まえ、令和元年9月議会の一般質問で回答したとおり、町としては150周年としての記念事業に取り組む予定はないところですが、一昨年3月に発行した三股町史を町民に周知し、本町の歴史を振り返るため、広報みまた11月号から、町史へのいぎないコーナーで、三股地名の発祥について、4回にわたり掲載したところがございます。

また、次回以降、時期を見計らって、町史を要約し、掲載していくことというふうに行っているところがございます。

以上、回答といたします。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 以前の150年記念につきましては、今も言いましたけれども、勝岡郷と梶山郷が合併してからの150年のときの150周年記念をしたらどうかと申し上げたところでしたけれども、今回はちょっと変えているんです。

ハート形になってから150年、来年の2月18日で。ということで、改めて今度は合併してからはなく、ハート形になってからの150周年について伺ったところですけど、いかがなものでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 以前、お答えしたときは、明治3年を起源とした150周年記念でございました。その際にお答えした中で、各種イベントの中で周知を図っていきたいということをお答えしましたが、コロナ禍の中でほとんどのイベントができなかったということで実現しなかったところでございます。

また、起点を変えてということになりますとまた時期も変わってきますので、他のイベント等に絡めた形での検討というのはしていきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今日は1問目の質問を7分かけて言ったわけですがけれども、しないという答えが出てくると次が続かないものですからまとめて7分やったわけですがけれども、特にも、後にも続きますけれども、ハート形ということでいきますと、例えば町長の胸にハート形のあのマークが町章みたいにしていなくても面白いんじゃないか。皆さんの胸にも、議員の皆さんの胸にもそういうのがどっかあったら、三股は本当にハート形ということで、三股のアイデンティティーにつながるものとなっていくんじゃないかというのが発端なんです。

そうすると、今、町の発行物、封筒、いろんな総合計画等々の計画の表紙にもハートのマークがあります。全て、それを見る人が意味が分かるようにということを願いたいと思って質問しているところなんです。

しかし、今、特別、ハート形になってから150周年どうのこうのは取り立ててしないという答えでした。予想どおりなんですけれども、そこを何とか。ハートに関連づけて、三股はハートなんだ、熱いんだ、画期的なことをやるんだ、活発なんだ、そういう全てのイメージを込めて、ハート形の出発、明治5年2月18日、これを広く町民の皆さんに訴えるためにも、記念行事とまでいなくても、何らかの取組というのを考えていただければかなと思って強く言っているところなんですけれども、町長、いかがでしょうか。

2番ではなくて。今さっきちょっと手を挙げよったでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 発言の趣旨は十分よく分かりました。

この質問の②と非常に関連があるんですけど、ドキドキみまたの取扱い、これとタイアップするような形で、今後の取組、それを紹介させていただければというふうに思います。

○議員（４番 楠原 更三君） じゃあ、質問を続けますから、その後、お願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） せっかく準備したもんですから。ドキドキみまたの取扱いについて、現状と今後の予定という質問に移りますけれども、ブランディングという言葉が最近よく聞きます。

資料の３に地域ブランディングというのを出していますけれども、この歴史や景色等、場所からブランド化する方法、これが三股のハート形になるんじゃないかなと思います。

全国的に、代表的な成功例というのがくまモンではないかなと思いますけれども、三股のハートはそれを越して意味をいっぱい込めたものじゃないかなと思っております。

これは、町制施行70周年、これを視野に入れて行われた三股町のブランディングの一連の動きであったと思うんですけども、よく見ますと、この写真ではよく分かりませんが、花と緑と水で描かれたハート、すばらしいと思うんです。

しかし、このハート形になったのは自然発生的ではないと。ストーリーがあるということ。先ほども言いましたけれども、そういうものを再認識するためにもという意味でお願いできないのかなと思っております。

もう一つ、資料の隣にはバッジです。私は一度も身に着けたことはなく、机の横に置いてあるんですけども、これにS i n c e 1 9 4 8というのがあります。もしハート形150周年となった場合には、これがS i n c e 1 8 7 2となるんです。

都城県が今の都城市役所のところに開庁したのが、資料の２に書いていますけれども、明治5年1872年2月18日なんです。それと並ぶ。宮崎県よりもはるかに古いS i n c e 1 8 7 2になる。非常にこれは価値があるんじゃないかなと思います。三股の歴史の重みというものを感ずる気がします。

宮崎県が成立したのが1883だったと思いますから、それよりもはるかに、三股、この形が出来上がったのはもっと古いと。これも三股の地域特性の一つになる。

都城市にもない。三股にはある。県にもない。そういうようなところで、せっかく作られたすばらしいマークと私は思いますけれども、ドキドキみまた、これの取扱い、これにつながるんですけども、取扱いについてお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） ドキドキみまたの取扱いについてお答えしたいと思います。

本町の輪郭がハート形をしていることにかけて、ドキドキみまたをキャッチフレーズの一つとして動画を作成したり、観光協会ではロゴ入りのポロシャツやジャンパーを販売したりしております。

また、動画の活用につきましては、各種会議等で本町を紹介する入り口としまして、会議場で動画を流したりとしたこともやっているところでございます。

以上、取扱いについてお答えします。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） それだけですか、今後の取扱い。現状ですね、今のは。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今後の取扱いということでは、これまでと同じくドキドキみまたを活用したPRというのは続けていきたいなというふうに考えております。

また、本議会に上程しております令和2年度の一般会計の補正予算（第13号）でございますが、こちらに移住・定住の促進を図るために、クリエイタータイアップ動画作成発信事業というのを計上させていただいております。

これは、ユーチューブの人気クリエイター、いわゆる人気ユーチューバーとタイアップしまして、本町の移住・定住をPRしてもらおうということを考えております。この取組の中においてもハート形の町であるとかドキドキみまたを盛り込んでさらにPRを図っていこうということで考えているところです。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） せっかく150年というPRをするのに。これは、ここ数年ではないような節目なんです。それを活用しないということはもったいないと思うんです、従来どおりというのは。

それとか、動画とありましたけれども、たしか2パターンですよ。今でも見ている人がいらっしやるんでしょうか。何回か見たら見飽きたという人もいるんじゃないかなと。出演されている人は何回も見てもいいかもしれませんけれども。

もっと三股にはいろんな魅力がありますから、いろんなパターンを今度は作っていかれるとか、150年を機に。そうすると、移住・定住、今、使われるということですけども、いろんな、もっと三股の魅力を詰めた動画を作っていくとか、いろんな今後の予定というのを言っていたらかなと思ったんですけども、そういう計画はないんですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今、申しあげましたクリエイタータイアップの動画作成において、まだ具体的な検討に入っておりませんので、その中に、三股町の歴史であったり、そういつ

た地形がハート形であるとか、キャッチフレーズのドキドキみまたというものを作っているとか、また150周年についても検討させていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 先ほどから言っていますように、明治の大変革のときに三股のハート形というのが出来上がったというのと合わせていくと、ちょうど、版籍奉還とか廃藩置県、そこから150年なんです、今。廃藩置県から150年ですか。

その絡みで、三股の変化も見られたんだというのは、どうしても今やらないと「去年、そうだった。おとし、そうだった」じゃチャンスを逃すことになると思います。

盆地の中の一角にある三股。三股はこうなんだというのが形として残っているわけですから、それを本当に三股らしさの中に取り込んでいくということを考えていっていただけないかなと思います。できるだけ前向きに、三股らしさ、三股の特性というところをお願いしたいと思いますが、もう一言、お願いします、それについて。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 新たな切り口から、150年のイベントといたしますか、何らかの形で町民への周知徹底を図る、そういうことで郷土愛を育むというようなご提案であろうかと思いますが、大変、そこまで今まで、そういう角度から150年というのは捉えておりませんでしたので、今回、そういう三股がハートの形になったのから遡ると150年になるというようなことの切り口でございますので、その辺りのところも念頭に入れながら、まだ検討いたしておりませんが、また内部のほうでご提案を受けていろいろと考えてみたいというふうに思います。

先ほど言われましたけれども、今回、30周年ですか。（「20周年」と呼ぶ者あり）20周年ですね。それとか、まだほかにもいろんなイベントがあろうかと思います。どこでどうできるか分かりませんが。

ただ、先ほどあったクリエイターのほうとのタイアップで、そちらのほうの動画ができたときの発表会というような、そういうような形でのお披露目とか、何かはできるんじゃないかなという気はしなくもないです。そういう意味合いでは、まだ検討いたしておりませんので、今後の課題というふうにさせていただければと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ぜひよろしく願いいたします。

残念なのは、三股町史に、2月18日という記述を私は確認できなかったというところが残念なんです。都城市のほうで確認できたというところが。今さら言ってもどうなんだろうと思うんですけども、ちゃんとした記録に残っていたということを報告させてもらって次に行きます。

みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業について伺ってまいります。

資料の5をご覧ください。当然、ご存じのことなんですけれども、事業の目的が最初にありません。

「住民と行政が協働で町を支えていくための施策として特色ある地域づくりを行おうとする団体に補助金を交付することによりその活動を支援します」とありますが、ここで言う協働で町を支えていくということと、補助金で活動を交付するという2つの事柄がこの表現には存在すると思います。

そこで、これまでのこの事業を振り返って、この事業に絞ってですけれども、この事業を振り返って補助金交付以外の行政側の協働の在り方の具体例をお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 行政側の協働の在り方の具体例といった点につきましてお答えいたします。

地域の方々がお互いに助け合い、住みよい町となるためには、本町が、第6次総合計画に位置づけた町の将来像「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち 三股」を目指して持続的に発展する必要がございます。その上でより活発な地域活動が行われるよう、町民協働による取組を充実していく必要があると考えております。

平成25年6月に、地域活動を持続的に発展させるために、町民協働の促進を図りまして、誰もが暮らしやすいまちづくりに資することを目的として、三股町まちづくり基本条例が施行されたところでございます。

本条例の中で、町民の皆さんが主体となり、情報の共有やまちづくり参加の機会を確保しながら、お互いに連携・協力してまちづくりを行うことと、協働によるまちづくりを進めるための指針を定めているところです。

具体例としましては、みまたん地域づくり推進事業、ずっと住みたいまちづくり協働推進事業、地区座談会などが挙げられるかと思えます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ただいまの企画商工課長の答弁にありました中の都市整備課の事業をお答えいたします。

都市整備課では、ずっと住みたいまちづくり協働推進事業として、3つの事業で町民との協働を行っています。

まず、道路等環境整備事業です。

これは、町が指定した町道沿いの草刈り活動等を行う団体を回覧で公募し、協定を結び、町は、その活動に対し、奨励金を支給する事業です。

平成30年度から令和2年度まで、7路線4団体と継続して協定を結んでいます。

次に公園等環境整備共同事業です。

これは、町が指定した小公園の草刈り活動等を行う団体を回覧で公募し、協定を結び、町はその活動に対し、奨励金を支給する事業です。

平成30年度は9公園7団体、令和元年度は11公園8団体、令和2年度は9公園8団体と協定を結んでいます。

最後に、備品等貸出事業です。

これは、草刈り活動等を行う団体に、2トンダンプ、軽トラック、自走式草刈り機、ビーパーなど町の備品を貸し出す事業です。主に、町道、公園、学校等の環境美化活動の用に供されています。

いずれの事業も、地域住民の自主的な公益活動を奨励し、協働によるまちづくりにつながるものとなっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。

私は、今、質問するときに、みんなで創ろうみまたん地域づくり推進事業に絞ってと言ったんです。今、都市整備課のほうで答えていただきましたけども、それじゃなくて地域づくり推進事業に絞ってのことなんです。

これに、補助金、総額86万、予算的にはそうだったと思いますけれども、その予算内で行う事業について、補助金を出すという以外の協働の在り方の具体例についてお伺いしたところですので、お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） みんなで創ろうみまたん地域推進事業ですけども、地域でいろんなものに取り組むときに、その地域の活性化に資するような事業に対しまして補助金を出しているところでございます。

協働という点でございますが、町がそういった財政面とか情報の発信といったところで一緒に協働ということで考えておりますが、実際、町が団体の活動の中に入ってやっているかということそうではないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 補助金以外には今のところないというふうに解釈していいわけですね。具体例は特にないと。

地域づくりを推進していくには、ご存じのように人材が必要です。自然発生的に人材があるわ

けじゃなくて、長い期間で育成していくことも必要だと思っておりますが、以前に、それこそ都市整備課のほうで、長田地区、梶山地区、小鷲巣地区、前目地区で景観地区ワークショップのようなものが行われましたけれども、これこそが、地域づくりのきっかけづくりとなる事業であつたんじゃないかなと思っておりますが、そういう場合に、景観地域ワークショップにつきましても手を挙げたのがこの4地区だけだった。

そこで4地区でワークショップを行ったということをお聞きしたわけですが、全部の自治公民館で、例えば教育課とか都市整備課、企画商工課、福祉課、そういうところが連携して地域の魅力づくりのために、ワークショップ開催を積極的に働きかけを行っていくということも、協働のまちづくりとして、行政側の在り方としてあつていいんじゃないかなと思ったところなんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今、楠原議員がおっしゃったとおり、行政と地域の住民が一緒になって取り組むというところでの入り口でワークショップの活用というのは大変有効ではないかと考えております。

昨年度、五本松の交流施設においては、町民ワークショップというのを5回ほど開催して話を進めたところの経緯もございますので、今後、事業を進めていくに当たり、そういった町民と実際に顔を合わせて協議を持つ場、ワークショップ等も検討させていただきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） この事業についてまた続きますけれども、資料の5—8に事業の採択というところがあります。

これを読みますと「町内で活動する各種団体の代表者などで構成される審査会を実施します。審査会において、事業の内容を代表の人に説明していただき、認定を受ける必要があります」と。このように書いてあります。いわゆるプレゼンを行うということです。このプレゼン、時間はそう長いものではなかったですけども、プレゼンを行うには、それなりの準備が必要です。覚悟が必要です。そして、2年目、3年目では、それまでの実績の報告を兼ねたプレゼンとなります。非常にこれはプレッシャーを感じるんです。控室でほかの団体と話をする機会が何回となくあつたんですけども、皆さん、緊張されています。

戸を開けると、10人内外の審査委員の方がいらっしゃいます。そこで緊張しながらいろいろ説明をし、質問等を受けて、結果があつて、金額幾らと。これが一つの流れなんですけれども、実績を報告するのは、補助金を受けていますので当然なんですけれども、プレゼンだけでも準備は本当に大変なんです。

実績報告の中には、実施団体の自己評価というのが当然含まれています。それに対して、自分

たちの活動はよかったんだろうか、どうだったんだろうかというのは気になるんです。

プレゼンをするからには、審査会からの何らかの評価があつていいのではないかなと思います
が、今のところ、今のところというのは、もう我々は終わったんですけれども、まだ審査会からの
評価の報告というのはないんですが、こういうのはないんですか。どんなもんだつたんでしょ
うか。伺います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） この審査会において、皆さんに事業の説明をしていただいて、
そこで採択・不採択を決定していくわけなんですけれども、この審査会が行われるのは、採択・
不採択を行う際のみでございまして、その後の事業の評価は役場のほうで受け付けておりますけ
れども、それについては審査会は見えていないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 違うんです。2年目、3年目とプレゼンをしていくわけですが、審
査会の中において。その中には1年目の報告も入るんです。2年目の報告も入ります。それに対
する審査会からの評価があつてもいいんじゃないかということを知っているんです。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 意見としては出ることもございますが、実際、2年目、3年目
のときも自己評価等をお聞きしまして、また再度採択するかどうかについての審議のみを行って
いるところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 実際に地域づくり推進事業に応募して、それを実施する側にとつ
ては、何らかの外部評価というのは、自分たちが自己評価を出したからには外部評価も欲しい。
当たり前だと思うんです。

子供がテストを受けます。評価が点数となって返ってくるわけなんです。それと同じようなこ
とではないかなと思うんですけれども、これがあれば、そしてそれを公表することによって私たち
もやろうというふうに全体に広がっていくのではないかな。

実際に、今まで、地域づくり推進事業にどれだけの事業に応募して、採択され、3年間、過ご
したのか。こういうのが一般的には分からないんです。聞きに行けば、こういうのがありますよ
となるんじゃないかなと思いますけれども、実際、令和2年度は、応募者が1団体だけだったと
お伺いしました。

この事業は、協働のまちづくりにおいては非常に重要だと思うんです。一緒にまちづくりを行
いましょうと。これをもうちょっと広げていくような努力も必要じゃないかと思っておりますけれども、
まずその前に担当課の中では、この事業の価値というものほどのように位置づけられているんで

しょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課が担当部署になるんですが、この事業というのは、大変、町民の方々に、地域の課題というか、問題また地域活性化という点について非常に興味を持っていただくきっかけづくりになっていくのかなと思っております。

ですから、そういった点で、大変、金額的には予算的には少ないんですけども、非常に重要な位置を占めていると考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今、重要な価値を認めていただいたわけですけども、重要であれば重要であるほど、この事業を推進していくための工夫というのは何かされているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 以前は、各団体の取組につきまして、詳細というか、要旨についてホームページで公開していたんですが、ホームページの改正があった際に消えてしまっているみたいですので、今後、また、各団体が行っている事業の内容、また先ほど評価という話も出てきておりますので、審議会での評価項目を設けるとか、その他、ホームページでの公開も含めまして、あと広報で特集を組むなど、今後、またそういったところに取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） その点、本当によろしくお願ひしたいと思います。

非常にいい事業だと。地域活性化のためにはそう思っておりますが、この事業のこれまでの成果、そして、できるならばそれぞれの評価を表した一覧というものはあるのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 成果につきましては、一覧表がございます。ただ、評価につきましては、先ほど申し上げましたとおり、これまで外部団体の評価また職員の評価というものはしておりませんので、今後、そちらのほうは検討させていただきたいと思ひます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしくお願ひします。

評価というのは、非常に人間は誰しも悪い評価というのは避けたいと思ひて一生懸命みんなされるわけですから、それなりに評価というのは欲しいと思ひますが、もしそれができたら、できるだけ誰もが閲覧できるような環境整備というものをさせていただければいいかと思ひますけれども、そこまで考えてしていただけますでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 誰でも閲覧できる状況ですが、ホームページ、あとは広報、そういうのもので回覧も活用させていただきながら広く周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしくお願ひします。

次に行きますけれども、これまでの事業は住民のほうからの応募を待つというものであります。一つ、提案となりますが、これまでの在り方にプラスして、町がテーマを掲げて、それに応募するという形は考えられないものでしょうか。

その場合には、そのテーマに関していろいろと相談を必要とするものもあるでしょうから、その場合には相談窓口を設けるなどの支援もしながら、これが協働の片っ方側の形になると思うんですけども、そういうような、いわゆる町からの提案型というものなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 町がテーマを掲げてという形では考えられないかということでございますが、町民が主体ということを先ほども申し述べさせていただいたんですけれども、基本的には自由発想の下に募集をしたいと思っておりますけれども、町が掲げるテーマに対するものと、またもう一方で自由テーマというものの2本立てということも考えられますので、協働という意味を踏まえまして行政と地域の住民の方々が一緒に考えていくということも重要かと思っておりますので、その点につきましては、今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

これについては最後のほうですけれども、この事業を案内する場合に、今の提案型の場合に相談窓口をと言ったわけですが、現在の事業の場合でも、相談窓口、こういうことを考えているけれども、どうだろうか。そういうような場合の相談窓口が準備されているでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 特別、この事業に特化した相談窓口というのは現在も設けていないんですけれども、企画商工課のほうは、これについては相談を受け付ける体制は整っておりますので、この事業の周知を図っていくときに、ご相談を気軽に企画商工課へしてくださいというような形の文章も入れて取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） それが一番普通なんだろうけれども、先ほどの一般質問の中において企画商工課が非常に大変だと。特に今年度はそうであったというようなことから、「これ

も企画、これも企画」というよりも、まちづくりというものは、見方を変えると、生涯学習係でもいいでしょうし、自治公民館等に刺激を与えるという面から考えたら生涯学習係もいいのかなと。

それから、先ほどの都市整備課のほうで答えていただきましたように、都市計画系のほうでもいいのかもしれませんが、または、一般的に町民の方々の相談を受けるところは、町民室というのがありますから、そこでもいいでしょうし、どこに行っても同じような相談に答えていただけるような体制というものは今後のこととして考えられないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 相談窓口となりますと、専門性を伴う部分がございますので、事務分掌に基づいて、担当課を決めたほうが町民の皆さんにとっては相談しやすいのかなというふうに思います。

今のところ、ご案内のとおり、今年は、コロナ禍の中での対応、それとまた各種計画の策定等もございまして、大変、本当に多忙を極めたわけなんですけれども、来年についてといいますか、令和3年度についてはそれなりに落ち着くかなという感じはいたします。

でも、忙しいところでございますけれども、回覧、広報等で担当窓口は企画商工のほうになっていますので、そのところできちっと一本化して、ワンストップでできるような体制というような形での窓口としたいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よく分かりました。

実際、町内のある地区で、自分たちの地区を盛り上げていこうという動きを直接聞いております。そういう場合に、役場のどこどこに相談に行ったらいいよというようなものを今の段階では紹介できなかったわけです。

今回、企画商工課のほうに地域づくりという観点から相談に行ったら乗っていただけるという案内はできると今思ったんですけれども、あとは、地域の魅力をもって、例えば歴史的な裏づけのあるものについて相談したい、もしそうなったら教育課とかが相談できるかなと思うんですけど、窓口がなければ紹介しにくいなと思ったんですけれども、一回は、ワンストップと言われましたので、企画商工課のほうに相談に行った上で、内容によってはほかの課を紹介する。ワンストップじゃなくなりますけれども、そういう形になるかもしれないということを紹介しても構わないわけですね。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま言われたとおり、窓口を一本化して、そこから関係する課を案内する、また呼び出すというような形で、サービスの向上に努めるという意味合いでは企画商

工課のほうが窓口として適当ではないかというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よく分かりました。

じゃあ、次の質問に移ります。

12月議会で、待遇状況について質問した際に、作成中であるという、あのときには三股フィロソフィーという言葉で説明されましたけれども、10か条から成る職員の心得の説明を受けました。

このことのその後について伺ってまいりますけれども、一般的に、あのとき言われたフィロソフィーという言葉、これは哲学と訳されるようですねけれども、先ほど三股町職員心得10か条と頂きましたが、この中にはフィロソフィーという言葉は使っていないわけですねけれども、さっと見ますと、一般論、仕事論、全体と3つに分けてありますけれども、まずこの10か条をつくることになった目的について伺います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、ただいま質問がありました、昨年12月の定例議会の一般質問で、三股フィロソフィー、職員の心得10か条の策定に取り組むということで回答させていただきました。

その後でありますけれども、職員により策定委員会を設置させていただきました、今年の2月17日に名称としましては三股町職員心得10か条という形で制定させていただきました。

フィロソフィーという、一つの哲学、概念でありますけれども、非常に硬いということで、できるだけ職員に分かりやすい、浸透しやすいような表現でということでこういった形にさせていただいたところでございます。

本日お渡ししました両面の資料は10か条の内容でございます。

まず、目的でございますけれども、職員には、多様化・高度化する住民ニーズに応えることが求められる一方、職員の不適切な行動により住民の信頼を損なう事例も発生していることを背景としまして、町民が幸せと感じる三股町を目指すために職員全員が同じ方向を向いて組織として仕事に邁進するための指標として策定したものでございます。

以上が目的でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今、資料と言われましたか。資料としてと言われましたか。

○総務課長（白尾 知之君） 指針です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 一般論のところは分かりやすいですね、ぽっと読んでも。

仕事論のところ、「町民目線を大切に」「率先垂範する」「報・連・相とチームで取り組む」。こうありますけれども、いろんな解釈ができます。下のほうにまだ細かいのでありますけれども、しっかり読んでいないんですが、いろんな解釈ができる部分であると思います。

それから、裏になって「コンセプトを立て、戦略的に行動し、結果を出す」。なぜここにコンセプトという片仮名が使っているのかあれですけども、これも個人じゃなくてチームですよ、多分。そうすると、一人の人の行動指針ではなくなる可能性が高くなります。チームとしての指針となる。

これは全体だから全体でいいわけですけども、「常識・殻を打ち破る」「大局観を磨く」。

どうやってということも出てくるんですけども、一つ、今もらったばかりで読み込んでいないわけですけども、こういうものを出して、その結果、どうなったのか。

とにかく人間は評価というのが大事になってくると思いますし、組織は余計そうだと思います。その場合に、この目的を達成したとか、しつつあるとか、遠ざかったとか、そういう評価については内部評価はできると思うんです。

今現在でも勤務評定があるわけですから似たようなことはできると思うんですけども、外部評価というものをどうやって考えられているのか。そのためにはどういう周知方法をするのかということにつながっていくと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 周知方法についてなんですが、現在は、まだ策定したばかりで、職員全員、会計年度任用職員も含めてでございますけれども、まずは、心得をつくった趣旨、あとは経緯、あと条文の内容の理解、これを図るために一人一人にペーパーでお渡ししております。まずは、この内容を理解していただくという時間を今つくっておるところでございます。

さらに、この10か条で意識・行動を高められるようにということで、いろいろ、まだ具体的に決まっておりますが、例えば係内や課内に大きく10か条を張って職員が見れる方向に掲示するという考えとか、あとは名札ケースにちっちゃく忍ばせておくとか、いつでも見られるように。

そういったふういろいろ周知を考えておりますけれども、これについては策定委員会のほうでどういう方法がいいのかはまた具体的に決めていきたいと思っております。

プラス、内部だけの10か条ではいけませんので、外部評価といいますか、町民に、こういうのを職員が作りましたというのを、広報等、回覧等を通じて示していきたいなど。

町民目線があることによって、非常に職員としてもそれだけの緊迫感を持った中で行動が伴えればなと思っています。外部から具体的なというのはないんですが、町民目線というところは一つの評価になるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 非常に、さっきから言いますように、これを広めていくということは大変ですよ。つくることももちろん大変だったでしょうけれども、つくったからには、絵に描いた餅となってしまっただけでは元も子もありませんので、これをどうやって周知徹底していくか。大変なことが今後続いていくかと思えます。

しかし、町内最大のサービス業として当たり前のことであるわけですから、難しいこととして捉えず、これは、当然、当たり前のことだよという形で何とか周知していただいて、今、言われましたように、住民ニーズに応えるためにはこれが必要なんだ、町民の幸せのためにはこれが必要なんだと。

全てそこに集約できるようにして周知していただくとつくっていただいたご苦労というものが報われるんじゃないかなと思ひ、三股の活性化にもこれはつながっていくのではないかなと思ひます。

あと、定着させるための方法について何か特別にありますでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 心得を定着させるための方法ということで、まずは内部では職員研修にもぜひ取り入れていきたいと、その都度。あと、日頃におきましては、課内や係内では、ミーティング、この際に必ず確認していただきたいということ。それと行動です。

それと、また人事評価、こちらを、年に2回、面談等も含めて行いますので、こちらの人事評価において実効性の評価と助言・指導によりまして定着していききたいというふうに考えています。

あとは、最後ですけれども、先ほど言いました町民への周知ということで、町民目線があることを意識させるということが一つの定着の方法なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今回のこの場合には、今までは講師の方を外部から招いてという形でお聞きしていたわけですが、内部でつくられたわけですから内部で研修等も行えるという。それぐらいつくられた方が責任を持っていられるんじゃないかなと思ひますけれども、お願いしたいと思ひます。

自立と協働の町、そしてさらに元気で誇れるまちづくりのためにということでぜひともお願いしたいと思ひしております。

これで終わります。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は明日 9 日に行うこととします。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時 27 分散会

令和3年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和3年3月9日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和3年3月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、堀内義郎議員。

〔7番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（7番 堀内 義郎君） おはようございます。発言順位5番、堀内義郎です。早速通告していました、新型コロナウイルス感染症の支援と対策について、質問いたします。

年明け早々、宮崎県は、独自の緊急事態宣言を発令しました。そして、約1か月間後に感染者の減少傾向を踏まえ、感染警戒レベルを1段下げた感染拡大緊急警報、昨日にも特別警報に引き下げました。県外との往来自粛については、国の緊急事態宣言が発令されている都県などを除き緩和され、外出自粛や飲食店への時間営業要請は解除するものの、県内に感染の火種がまだ残っており、3密回避やマスクの着用、大人数や長時間での会食の自粛を行うように求めています。

このような状況下、県の支援事業のほかにも、多くの自治体において、緊急事態宣言の影響を受けた事業所に独自の支援策を実施しております。本町においても、県の緊急事態宣言に伴う時間短縮要請により大きな影響を受けた、売上げ等が減少した飲食店関連事業者、タクシー事業者、運転代行業者やその他飲食店事業者、さらに、町が主催する共催するイベントの中止等により影響のあったイベント関連事業者を対象に寄附金を支給するとし、対応されていることに感謝を申し上げます。

町内の多くの事業者が、新型コロナウイルスの感染症により、緊急事態宣言の期間、外出自粛要請や会食制限などより飲食店をはじめ多くの業種に影響が及びました。県内の感染状況は、沈静化に向かいつつもあり、ワクチン接種も徐々に始まりましたが、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、あるいは、ほとんど受けていないにもかかわらず、引き続き、新しい生活様式に沿った対応を取りながら、しばらくはウィズコロナが続くのではと思っております。

ます。

そこでお聞きいたします。感染防止やコロナ後を見据えた取組として、手指消毒用資材の配置や、キャッシュレス決済など3密防止につながる対策を行う事業所に対して、給付金などの支援は考えられないのか、お聞きいたします。

あとの質問については、質問席にて行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の支援と対策についてのご質問であります。

本町では、コロナ禍の影響を受け大幅な収入減となった事業者の皆様へ、できる限り早く現金を手元に届けたいとの思いから、みまたん事業者おうえん給付金や緊急対策家賃補助事業に取り組んだところでございます。また、医療施設や介護施設等へのマスクや消毒液購入など、コロナ対策のための経費支援として、医療従事者等応援事業にも取り組みました。その他の経済対策としまして、緊急対策利子補給事業やプレミアム付商品券事業、そして、ふるさと三股・学生応援事業などにも取り組んだところでございます。

今後、コロナ後、またはウィズコロナ時代を見据えた取組としまして、デジタル社会を見据え、マイナンバー取得促進事業やコンビニ交付導入事業、テレワーク用サテライトオフィス整備事業などにも取り組んでいく計画としております。また、コロナ対策を行う事業者への支援につきましては、商工団体と連携しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 答弁ありましたけども、先ほども話をしましたが、県内においては、沈静化はしつつもあるんですけど、まだ感染が完全に収まらないということで、飲食業や関連業者への支援、先ほどもありました家賃補助とか、利子補給、そういうのを合わせて対策をとることに改めて感謝申し上げます。

また、感染防止対策として、医療機関や高齢者等にマスクや消毒液などを配られたことについても感謝いたしますが、先ほども言いましたように、ウィズコロナということでありまして、まだまだ、ここ1年ぐらいは続くんじゃないかということで考えております。そのためには3密回避のために自費で消毒用の資材、手指消毒や体温計とか、キャッシュレスなどの導入をしながらの経費がかかると思いますが、町長としては、いろんな商工会と話し合いながら対策を取りたいということですので、ぜひ、今後しばらくの間、少しでも企業の負担にならないように、また、きめ細やかな支援というか、今回の支援を受けるなりにもかかわらず、悪い言い方をすると、ちょっと不公平という感が出てくるかもしれませんけども、コロナ禍を見据えた差別対策と

しては、そういった支援をしていただければ、本当にありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

1つの他の事例を上げるのもなんですけども、県内において、こういう3密防止に対して対策を講じている自治体がありますので、紹介しますと、新富町ですけども、この新富町は、3密防止につながる対策事業ということで、昨年8月に1回、3密対策を取る事業者に対して支援を行ったということ聞いております。2月に、今年ですね、2回目を行うということでありまして、行ったということでありまして、ちょっと担当者のほうにお聞きしたんですけども、1回目がちょっと申請が多くて、今回もまた2回目になったということでもありますので、先ほど町長から答弁ありましたように、今後もきめ細やかな支援というか、そういうことをよろしく願いしながら、質問に代えさせていただきます。お願いいたします。

次の質問になりますけども、町長メッセージで、町内の消費喚起策として、第3弾の町プレミアム商品券発行が予定してあると、ホームページとかに書いてありますけども、その発行総額と商品券の構成はどうか。また、有効期限を前回よりちょっと長く取れないかということをお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 第3弾のプレミアム商品券についてお答えしたいと思います。

第3弾のプレミアム商品券は、第1、2弾と同様、1万円で1万3,000円分の商品券を購入できる事業でございます。

発行総額が1万50セットで、発行総額の金額ですが、1億65万円、商品券の構成としましては、1セット1万3,000円のうち、全店舗で使える商品券が半分の6,500円、大型店を除いた地元のお店で使える券が残りの半分の6,500円となっております。また、有効期間につきましては、第1、第2弾が繰越しできない事業でございましたので、特に第2弾におきましては、有効期間が短くなってしまいましたが、第3弾は繰越しを予定しておりますので、前回よりは長く取る予定としております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 去年からプレミアム商品券とか、いろんなの、お食事券ですか。

今回はプレミアム商品券の発行については、議案にもありますけども、去年からそういった商品券、たくさん、いろんな支援があつてありがたいんですけども、第1回目の新型コロナ対策としてのプレミアム商品券、これが7月に発行されたと思いますが、この期間が、令和2年の8月1日から12月31日までの5か月間になりました。第2段目もその後発行されまして、その期間が11月ですか、発行したのが、期間が12月1日から、明けて令和3年の2月28日までの

3か月間ということで、ちょっと短くなったということで、この第1弾と第2弾は、ちょっと12月がちょっとダブって、重なったというか、それがあって、12月というのは、いろいろ消費喚起の時期でありますので、大したあれはないかもしれませんが、その後、第2弾がちょっと期間が短かったということがありまして、まだ、私もちょっと購入させてもらったんですけども、いろんなまわりからも、まだ使って、2月時点で、2月28日まで期間があるのに、まだ使い切れてないというのがちょっとありましたもんですから、基本長くしてくださいとお願いしたんですけども、何でかという、この時間はいろいろ、まだ自粛期間中ということで、今までにない出かけることがちょっと躊躇されました。今回、明けて、令和3年度から、また、プレミアム商品券がでるということですので、自粛期間はちょっと解除されたかもしれませんが、ちょっと余裕を持って使いたいという意見もあります。

中には、去年発行した商品券で、全店舗使える店と一般店舗、今回6,500円が半々ということでもありますけども、やはり、一般店舗というの、なかなか商品とか、言い方は悪いんですけども、品数が少なく、何回も足を運ばなきゃいけないという点もあります。全店舗あったら、いろいろたくさん買えるという、そういうあれもありますので、一般店舗を、私はちょっと一般店舗で買ったんですけども、たくさん買われた方とかなると、ちょっとなかなか足を何回も運ばないといけないということがあったり、中には、去年、発行した商品券で、全店舗の券をちょっと換金してくれないかということも相談がありましたので、今回、長くしていただければということをお願いしております。

今年2月にも、県のほうが、プレミアム付食事券というのを発行したんですが、これが2月28日の日曜日のところを、5月31日ということですので、今年発行されるプレミアムについても、先ほど答弁ありましたように、よろしく期間のほうをお願いしたいと思います。

次の質問に入りますけども、ワクチン接種についてお聞きいたします。

昨日もちょっと全議員からありましたけども、ワクチン接種について、町民へ分かる範囲内の早めな情報提供や周知、接種予約の負担軽減として、電話以外にネットやラインアカウントは考えられないのか、お聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 新型コロナウイルスワクチン接種の町民への情報提供についてお答えいたします。

ワクチン接種の情報提供につきましては、現在分かる範囲内で、町ホームページに掲載しているところです。また、3月1日号の回覧、広報にも、接種対象者や接種時期、手続の方法などを記載しております。回覧には、QRコードを掲載し、町のホームページの情報を得られるようにしております。

ワクチンの接種開始日や接種日程などが決定しましたら、改めてお知らせする予定にしております。また、随時新たな情報も提供してまいります。

ワクチン接種の予約につきましては、電話予約とインターネット予約の両方で行う予定にしております。健康管理センターに、コールセンターを設置しまして、電話予約の受付を行います。また、インターネット予約は、各個人、接種対象者にワクチン接種のお知らせを郵送しますが、そのお知らせに記載していますQRコード、または、町ホームページから予約できるように計画しております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 情報提供につきましては、昨日も詳しくありましたけども、分かる範囲内で、町の回覧板、広報誌、あるいは、ホームページ等ということであります。

このワクチンの予約についてですけども、電話以外にインターネットということではありますが、QRコードということを言われましたが、今、ほとんどの方が、高齢者の方含めてスマートフォンとか持っていらっしゃるんですが、そのQRコードから予約ができるということによろしいんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 各個人に、対象者となられる方には、接種券と接種予約のお知らせを同封いたしますので、接種予約のお知らせにQRコードをそれぞれつけてあります。そこをスマホで読み込んでいただければ、予約受付フォームが出てまいります。そちらに、できるだけ、たくさんの情報じゃなくて、少ない情報を入力すれば、予約ができるよということ、お名前、生年月日、電話番号、予約整理番号を各個人に、お知らせのほうに番号を入れてありますので、お知らせに書いてある整理番号、それと、予約希望日を入力していただければ、予約ができるように仕組みをつくっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 一応、電話でも、スマホでも、予約したとしますけども、仮にです、ね、接種が始まりました。いつ、接種できるかという、返信メールですか、それも来るかと思いますが、それで、大体7月なら7月に予約して、その予約の事前に確認の、いつ予約できましたので会場にお越しくださいという、そういった返信のメールとか、お知らせは来るのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 予約いただきましたら、予約は、一応第3希望まで入れるよう

にしてありますので、予約の状況を、職員のほうで確認いたしまして、改めて、接種できる日、時間、それと予診票を同封いたしまして、個人通知を再度行う予定にしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 個人通知は、郵便で行うということでもいいですか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今、高齢者の接種について、今、調整しているところなんですけれども、今のところ、高齢者の接種に関しましては、郵便で、紙ベースで、接種日の時間帯をお知らせする予定にしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 昨日のワクチン接種についての質問が出たんですけども、相談については、QRコードか、あとは、ラインですね、ラインも検討されるということの答弁だったと思うんですけども、予約については、ラインは考えてないということによろしいのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 相談予約についてなんですけれども、ラインは、今のところは、今は、現在準備はしておりません。今後ということで、ラインのほうも検討をさせていただきたいというところで、回答したところなんですけども、予約についても、まだ今のところは、ラインを使うほうは考えてなかったの、今後検討させていただきたいというところで、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 町のホームページに、ラインの公式アカウントがちょっと今ないんですけども、ほかの自治体はあるところもあって、検討ということは、公式アカウントも検討するということがよろしいのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今、具体的には、まだ話は全然してないところですので、公式アカウントがないとできないのか、もしくは、公式アカウントがなくても、ワクチン接種についてはできるかもしれませんので、そこも含めて、少し検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） ワクチン接種については5月から高齢者が始まるということであ

りまして、いろんな電話とか、郵便で、予約の状況が分かったりするんですけども、それ以降の16歳以上の方については、いろんな情報共有として、ラインとか、そういったことを使って、今日というか、接種に行くので、あなた行かない、一緒に乗っていかないとか、そういうことも、いろんな情報共有ができるかと思っておりますので、コロナのときは、第一に職員の負担が軽減されることが大事になりますけども、それが可能であれば、ラインもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問になりますが、サテライトオフィス、分散勤務の試行について、お聞きいたします。

県や市内の自治体で、感染者防止などリスク分散として、在宅勤務の実証に取り組んでおられますが、本町として、デジタル・ガバメントの推進、6次総合計画の中に入っておりますけども、これを見据えた取組をどう捉えているのか、お聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、分散勤務、また、このデジタル・ガバメントの推進について、お答えしたいと思います。

国におきましては、新型コロナウイルス感染症による行政サービスの在り方の見直しや、デジタル技術の進展による生活様式の変化に伴い、デジタル技術により既存の行政サービスや、働き方を抜本的に改革する必要性において、デジタル・ガバメントの推進を打ち出しているところでございます。

本町においても、三股町第6次総合計画のデジタル社会の推進の施策に、位置づけしているところでございます。

コロナ禍における働き方の改革及びBCP訓練の一環として、本町では、文化会館、図書館及びあつまいの一部を活用し、1月19日から、試行的に、サテライトオフィス分散勤務に取り組んでいるところでございます。

試行により見えてきた決済方法や行員取扱い、会議の在り方などの課題や改善すべき事項を精査し、より良好なサテライトオフィス環境の整備に生かしていきたいと考えております。

このほか、コンビニ交付導入や、タブレット購入等の事業に取り組めたことは、本町のデジタル・ガバメントを推進する上で、よい機会になったものと思われまふ。しかしながら、デジタル社会を推進する上では、マイナンバーカードの取得は、重要なポイントになることから、取得促進に向けた取組をより一層進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 先ほど答弁がありましたように、いわゆるテレワークというか、企業としては、いろいろテレワークが進んでいるんですけども、要するに在宅勤務の取組がちょ

っと進んでいるんですけども、役場においては、在宅勤務というか、サテライトオフィスを取り組んでいくということではありますが、一応、確認ですけども、庁舎内のLANについてお聞きしますが、このLANについては、アクセスが庁舎外からできないようになっているのか、どうなのか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） LANですね、特に個人情報、非常に役場としましては、重要なデータを扱っています。情報を預かっていますので、今回このサテライトオフィス、在宅勤務にできなかったところは、やはり、このLANを使える範囲というところで、関係施設、先ほど申しました図書館、あと、あつまい等、こういった関係施設間に分散することによって、LANも使えるような形で環境を整備したところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） デジタル・ガバメント推進ということで、6次総合計画の中にも入っていますけども、この中で、いろんな、これに向けた職員の研修とか入っていますが、ということは、分散勤務については、在宅勤務のことは、6次総合計画の中にはちょっと考えてないということでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたとおり、いろんな情報、データがございます。在宅勤務となると、我が家から、自宅から、ネットを通じてLANに入っていかなければいけないんですが、非常にその辺が個人情報の取扱い等を含めて、非常に難しいところでもあります。できないことはないんですが、その整備に関しましては、非常に費用がかかるというところでございますので、それともう一つ、コロナ禍だけでなく、BCP、いろんな大規模災害が起きたときの訓練の一環としてもやっておりますので、関係施設を取り入れたところで、こういったリモート、テレワークはできないかということで、取り組んだところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） ほかの自治体のことを言うのもなんですけども、テレワークのことがいろいろ言われていますが、いろいろ情報セキュリティーの問題とか、検証の段階ですけども、そういったことがいろいろまだハードルが高いとか、あるいは、在宅勤務でできるようにするための要領、要項ですか、そういったものを定めながら進めなきゃいけないという、ちょっとした、またハードルが高いということが言われていますので、町としては、それは考えてないということになるかと思えますけども、今後、先ほど言われましたように、大規模災害とかのBC

Pとか、そういったことを含めて、また、検討ができれば、検討していただければいいかと思えます。

次にいたします。

次の質問になりますけども、今回の、施政方針の中でも触れられましたが、小鷺巣宅地分譲2区画が完売したということ、施政方針で言われました。

これについてお聞きいたしますが、地元過疎対策委員会と担当課のご協力をいただいて、ようやく今回3区画のうち、2区画が完売できていることになりました。このことについては、また改めてお礼を申し上げます。

この分譲地は、いろいろ小学校とか、都城市が1番近いということで、坪単価も妥当な値段で収まったかと思われていましたけども、しかしながら、いまだ1区画が売れてないという状況でありまして、私としても、いろいろ近くを通りますので心配なんですけども、残り一画の販売について、地元過疎対策委員会と協議しながら進められないのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 小鷺巣宅地分譲残り1区画の募集の状況と販売に向けて地元過疎対策委員会と再協議して進められないかのご質問にお答えいたします。

小鷺巣宅地分譲は、平成26年に提出された宮村・小鷺巣地区の過疎防止の施策を求める陳情書に基づき、三股町土地開発公社が、過疎対策事業として三股に定住を希望され、小学生以下の子供を扶養している世帯を対象に、小鷺巣地区で宅地分譲を行ったものです。

3区画の整備を終え、昨年4月から分譲を開始したところ、区画2が6月9日、区画1が9月10日に売買契約に至りました。

区画3については、町回覧12月1日号と、町ホームページ、そして、現地の看板掲示で情報を発信していますが、不動産業者からの問い合わせはあるものの契約に至っていません。3月2日開催の三股町土地開発公社理事会でも、区画3の売買を令和3年度に繰り越す承認を得ました。今後については、過疎対策委員会をはじめとする地元住民とも一緒に考え、情報発信し、売買につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 先ほど答弁がありましたように、この3区画については、2画が4月下旬から6月ぐらいにはもう完売したということで、あと1画ですけども、この区画はほかの2つと比べると、ちょうど真ん中の坪単価ということもありました。広さもちょうど真ん中、3区画と比べてですね。何ででなのかなといろいろ地元の方といろいろ話してみると、乗り入れ口ですか、ここはちょっと別途工事が必要ということが上げられています。私も見てみたんです

けど、高さがちょっと高いということで、あとは県道沿いであるということでありまして、縁石がちょっとあるんですよ、県道沿いの。撤去も必要かなと。あと、マンホールがちょっとあって、マンホールの蓋をちょっと大型が通ると振動があるというような、ちょっと悪条件があるかなということをおっしゃって、なかなかそういったことがネックで、ちょっと売れないんじゃないかということをおっしゃっております。

この乗り入れ口の件ですけれども、この回覧板でも広報されたということでありまして、別途工事費が必要な場合がありますと書いてあります。事前に関係資料や現地の確認をお願いし、造成工事の図面や写真などの関係資料や云々と書いてありますが、この工事についてのどれくらいの工事がかかるというか、いろいろ費用についてのアドバイスとか、そんなんでできないのかな、ちょっと。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ただいまありましたように、この区画については、なかなか売れない。現状分析を行う前に、まず値段の設定をするときに、いろんな条件を担当のほうで、まず加味しました。そして、結果として、単価レベルですけれども、単価でいくと1番低い金額のほうをその乗り入れ口を自分で造らないといけないという部分を含めまして、1番低い設定にさせていただいております。

これについては、ご購入いただいて、どのような計画されるかによりますけれども、県道沿いありますので、県の許可を得まして、乗り入れ口を造るということにはなるんですが、どのような形態で造るかということによっても、費用については変わってまいりますので、進め方などの説明はできますけれども、大方これぐらいの費用とかいうのを一概に説明は難しいところと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 宮村地区ということでありまして、過疎地域定住促進奨励金ですか、これが80万ぐらいですか、最高額、出るということになるんですけれども、場合によっては、この工事費が80万以上かかるんじゃないかとか、そういうことも地元の方が言われていますので、そういったことをちょっと、それと協議できれば、少しでも売れるようなことをやっていければいいかと思っています。私も、5年ぐらい前か、ちょっと地元の方の委員会にちょっと関係させていただいて、やっとなんかできたなと思っています。地元としても、ぜひ、3区画売ろうということで、売った際には、売り切った際には、いろいろ地元も何かやろうかなということも言われていますので、ぜひ、そういった意見交換というか、そういった話合いを進めていければいいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきますけれども、昨日の質問でありましたが、三股町の所信心

得、職員の心得10か条というのを資料を頂きました。その中に仕事論ということがありまして、その5番目の中になるんですけど、町民目線を大切にと掲げてありました。資料があれば見ていただきたいと思うんですが、要するに人の要望などに誠実に対応することが、信頼関係を築きますということが書かれてあります。また、総合計画の中で、町長もおっしゃられましたけども、協働でつくるから協働で織りなすということを言われました。織りなすというのはどういったことかなということ考えたんですけども、端的に言えば、糸とか、布などは織って模様を作る。そのほかにいろんな要素を絡み併せて物事を造成するということ、織りなすということを書いてあります。やはり、先ほど言いましたように、地元の要望とか、そういった地元のこういう問題を抱えているんだよということ、いろいろ行政とまたいろいろ地元と話し合いながら、問題解決に少しでも持っていくことが協働と、自立と協働で織りなすということになるろうかと思っておりますので、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思いますので、お願ひしながら、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（重久 邦仁君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時38分休憩

午前11時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位6番、新坂議員。

〔3番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（3番 新坂 哲雄君） 通告により、6番、新坂哲雄です。

県内新型コロナウイルス感染者が確認されてから、今月4日で1年目になりました。間もなく、人の移動が多くなる年度末や新年度を迎え、歓送迎会など会食が増えると第4波が必ず来ると警戒を呼びかけております。

さて、本来の空き家対策について伺いたします。

空き家には、野良猫や野生動物がすみつき、環境衛生的に悪く、また火災の発生も懸念されるわけだが、町民からの苦情件数は年間どれくらいでしょうか。

あとは、質問席に入りまして質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 空き家対策について、空き家への苦情件数についてお答えいたします。

空き家に関する苦情件数については、平成30年度が7件、令和元年度が3件、令和2年度に

おいては、これまで11件の苦情相談がありました。苦情の内容は、雑草や庭木の繁茂に関する
こと、台風等による飛来物を心配する相談等が主なものでございました。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 今まで改善が見られた件数はどれくらいでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 改善については、把握はしていないところで、その後、苦情等
の相談が来ないやつは、改善したというふうには判断しておりますので、複数回の相談があるの
は二、三件でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 空き家になると、二、三年で竹山になるんです。これがやっぱり
道路沿いの方は、台風関係で、道路に竹が倒れたり、苦情が多いんです。県道、町道、どちらも
ありますけど、こういうところも誰が解決策を取るのか。県は、言えば、すぐやるんですけど、
人の財産に手をつけるちゅうことは不可能と思うんですけど、こういったものが今後はどんどん
増えてくると思うんですよ。そういう取扱いについてはどう考えておりますか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 竹林等は、自宅の敷地内に生えた場合は、所有者に処分を願
いしているところで、行政が手を出して切るということは行っていないところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） それでは、2番についてお伺いいたします。

空き家の持ち主の氏名や連絡先は承諾していらっしゃるのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 苦情の相談があった空き家については、近隣の方への聞き取り
や地図情報システム等で、所有者の情報把握に努めているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 地域差があるかもしれませんが、私の周辺では、県外の人が多い
んです。連絡が取れないんです。どういうつながりで、その家を持っている関係者があるのか。
もう全然連絡が取れない状況です。こういうところは、何か、勧告をする、何か手だてはないん
でしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今のところ、所有者が不明な苦情等の案件についてはございませんので、全て何らかの連絡を取って、文書は出しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 私の考えですけど、家は住めない状態になっているんですけど、やっぱり、家を壊すと税金が高くなると、そういうので、もう、落ちぶれるまでで、ずっと引っ張るんじゃないかなと思っている関係もあるんですよ。いろんな考え方をお持ちだろうと思うんですよ。持っている方は。そこ辺の格差があまり大きいのか、そこ辺は分かりませんが、今後は、高齢化ともにどんどん空き家も増えてくるんですよ。こういうのは社会問題として大きくなるんじゃないかなと思っていますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 空家対策行政につきまして、令和3年度からの考え方ですけども、新年度予算のほうに、空家対策基本法に基づいて動きということで、まずは町内の空き家の現状調査、所有者を調査する。将来的には、それをどのようにしていくかという計画を動いていこうということで、予算計上をさせていただいているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） それでは、3番の持ち主等への除草や解体等を文書等で勧告しているのか、伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 空き家に対する苦情相談に対しては、行政指導としての文書勧告は行っていませんが、現地を確認した上で、現状写真と一緒に、管理不全な状態等を解消するために必要な処置を講じるようお願いする文書を発送しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 分かりました。なかなか難しいことがあるんですけど、やっぱり、人家の近くの方は、火災とか、そういうのは心配するんです。何とも言えない。もう1年、2年で、もう家が見えないぐらい竹山になります。こういう状況はどこもあると思うんですけど、今後考えなければならない問題だろうと思います。

続きまして、長田の観光促進について伺いをいたします。

ライトアップ事業が行われて、お客さんが長田のほうに結構見えたんですけど、遠くは神奈川県からも来られた方が、G o T o トラベルで来られたということで、情報で、ニュースとか、情

報で来たのと、遠くまでですね。いろいろ話を聞いたんですけど、テレビからですと、テレビで物すごいよかったと。来て、距離が短かったと、残念そうに言われました。そこで、新轟木橋上流の河川が広いので、ボートなどを浮かべてはどうかという意見が、神奈川県の人もしらっしゃったんですけど、地元からも、そういう声がありまして、町内全体から見えた人からも、ここは第2の高千穂峡になるとこだがなと、あっこを改良したらいいんじゃないかと、河川敷を改良したほうがいいんじゃないかと言われてまして、詳しく聞いておりましたが、梶山の土地改良区の堰がありますが、あの辺までやると本当に観光地になるんじゃないかと。四季を問わずに人がいっぱい来るんじゃないかということでおっしゃいました。その辺のところ、よろしく願います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 新轟木橋の上流部のボートを浮かべてみてはどうかというご質問にお答えいたします。

令和元年のことになるんですが、9月に、宮崎大学の地域資源創成学部の学生の発案によりまして、長田峡にボートを浮かべてのイベントを実施いたしました。このイベントは、長田峡公園の史跡がありますけれども、あそこから、約300メートル下流のところを発着場所としまして、長田峡公園までを、ボートで往復するタイムレースとか、あとは、ボート体験観光を行ったものでございます。このイベントには、大学生のほか、地元の方々や県内外からの参加者など40人を超える参加があったところでございます。また、イベント終了後には、轟木集落センターにおいて、轟木農産加工グループの皆さんから、手作りの郷土料理がふるまわれ、参加者同士の交流も図ることができまして、大盛況に終えることができたところでございます。

今後、同様のイベントを、開催する予定は現在のところございませんけれども、サイクリングですとか、陶芸体験など、ほかの体験型観光の中へ、ボート体験もセットにすることで、より魅力的な観光地づくりにつながるかと思っておりますので、まずは、安全面の確保等を検討しながら、このボート体験の可能性についても、協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 以前、ボートを浮かべて、ちょっと観光がありましたけど、今現在、もう木が生い茂って、川が見えない状況です。ここはちょっと観光地には向かないんじゃないかなと思うんですけど、東が、轟木新橋から上になると川場も広いので、ここを改良したほうが魅力的な長田になるんじゃないかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 轟木橋の上流部の河川敷の件も含めまして、長田峡のほうでやるのがいいのか、上流部で行ったほうがいいのか、そういったところも、安全面とかも考慮しな

がら、検討させていただきたいなと思います。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 岩場は、建設省用地でしょうけども、建設省用地から、傾斜面上がったところは民有地ですので、そういうところに、桜とか、紅葉の街道を造ったらいかがでしょうか。中には、町がはまるんだったら、ボートを寄附してもいいという方もいらっしゃると思います。やっぱり、熱意が伝わってきますので、やっぱり、今までの長田峡で、ちょっとつまらないなど、何か開発をしていただきたいと思います。

以上です。どうですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 長田峡の景観整備につきましては、平成28年度に、日本の景観を意識した紅葉の植栽、あと、かっぱ伝説に基づくオブジェの設置、遊歩道探索ルートを示した誘導看板や長田峡への誘導看板の設置を行ったところでございます。

また、現在、長田峡の成因説明看板設置に向けて取り組んでいるところでもございます。しかしながら、桜や紅葉等の追加での植栽については、現在のところ考えていないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 私としては考えてほしいんです。費用がかかるか分かりませんが、やっぱり、河川敷は町のほうで改修して、あの辺を何か改良したほうが、今までの長田峡をもっと大きく観光で売るためには必要じゃないかなと思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 桜や紅葉の追加での植栽ということですが、そのあたりも総合的に長田峡の整備という中で、検討する価値あるのかなと思いますが、現在のところは、まだ、そういった予定というのはないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 轟木集落館から東のほうに農道が走っていますが、この周辺のところには桜をざっと植えたほうが、魅力アップになるんじゃないかなと思っているんですけど、河川に近いですから、河川に降りるのを、傾斜はそんなきつくないですよ。段勾配ですと降りられますから、あの辺も改革をぜひやってほしいと思います。

返事がないので、次に入ります。

3番目の件に行くんですが、トイレの近くのタイル関係がちょっと破損して、玄関口ですよ、長田峡の。ここはちょっと見苦しいんじゃないかなと以前から考えておりましたが、やっぱり見た目が悪いです。人がいっぱい来るところです。県道33号線、観光バスが結構止まりますよ、

あそこは。トイレですけど、結構、お客さんの都合が多いんです、あそこで。私の念願としては、もうちょっとトイレをきれいなトイレにしてほしいです。人間がおっか来るには、ちょっと狭いです。何か今の観光地を見てさるきますけど、ちょっとトイレが小さいような気がするんです。今の時代に合っていないような感じがします。酒谷の道の駅とか、あっちの方に行くと大分きれいですよ。周りが桜に囲まれて、わざわざ、あっちまで見にいかんないかんぐらい、きれいですよ。そういうのをどどこ見てもらって、長田は範囲が狭いんですけど、あっこ辺を拡張して、町の発展にもなるわけですから、人が来ることによって住民も増えますし、やっぱり過疎ですから、話題性がないと人は来んわけですから、少しはそういう話題性があるって、1件、2件、長田に住んでこられた人もおるんですけど、やっぱり、評判がよくないと行かないと思います。いかがでしょうか。最後。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ただいまご質問をいただきました長田峡の公園のトイレにつきましては、総合的なことになろうかと思しますので、先ほど、企画商工課長がお答えした内容かと今の段階で思います。

ご通告いただいております、ちょうど玄関口となりますトイレ近くのタイルの破損についてお答えをいたします。

長田峡の公園トイレは、平成9年度に、自然公園ふれあい施設整備事業として、一体的に整備を行い、現在の形となっております。経年劣化等により、タイルが破損している状況となっているのは確認もしております。

初夏の新緑、峡谷のみならず、ここ数年は秋の紅葉時期に開催されているライトアップの効果で知名度が上がり、来園者も増えている状況もありますので、今後、来園者の歩行に危険がないよう補修を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） これから、4月、5月にかけて、長田のほうは観光地で、結構車が上がってくるんです。やっぱり、標識はどっか梶山あたりにも標識を設けたほうが、私なんか、田んぼにおれば、長田峡、つつじヶ丘はここから、どんぐらいなる、かかるのかとか、よくお聞きされるんですよ。遠くから来られる人が多いんです。やっぱり、看板等もしっかり、三股中央ちゃいかなでしようけど、どっか、梶山あたりから、あと何キロとか、そげな表示もあったほうがいいんじゃないかなと思っているんですけど。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 昨年は、コロナの影響で、要するに上米公園の祭りも、そして、また、

つつじ祭りも中止というような形でしたので、一応、案内板立てませんでした。しかし、例年は、必ず梶山から含めて、それぞれ案内板を立ちながら、そして、また、迂回路も表示しながら対応していますので、その点をご理解いただきたいと思います。

それと長田峡ですね、我々は観光地というのはあまり考えてないんです。憩いの場というような形で、あそこを生かしていこうと、町民の憩いの場。そういう形で、今回、先ほど話しましたように、要するに、陶芸体験とか、いろいろ農作物とのコラボしながらのグリーンツーリズム、そういう形での長田峡も生かしていく。ボート体験、そういうのも一つ考えていいのかなど。常時、そういうボートなんかを浮かべるというような形になりますと、相当、投資、どれだけ投資するのか、誰がやるのか、そして年間を通して、経営的に成り立つのか、そういうのまで十分考えなくちゃならない。前、長田のほうから、物産館を造ってくれというお話がありました。誰がそれを下請けされるのですか。地元ですと、責任を持つということであれば、町としても応援は、初期投資、インシャルコストは出します。でも、あとの責任は地元なんですよと、そういうふうな投資的効果含めて十分検討しないと、じゃあ、やれやれ、これだけではできません。ですから、先ほどから話しました、総合的にあそこをどうするのか、そういうのを含めて検討させていただきたいと。トイレも古いと言われましたけれども、しかし、あそこで、トイレを立派にして、あそこで、どれだけ町にお金が落ちるんでしょうか。あそこで、何らかのお金が落ちるような形での全体的なプランがあれば、トイレとか、いろんなものを整備してもいいと思うんです。でも、そういうものがない以上は、限られた財源をどういかに生かすかという点からは、もうちょっと熟考すべきかなというふうに思いますので、また、地元と一緒に検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 年々、長田の人口がだんだん高齢化でだんだん減ってきますけど、長田峡の存在ちゅうのは何かやらないと、このままでは、何もかも閉鎖的になってきて、何か、私ども分かりませんが、今後の方針は、はっきりしたほうがいいんじゃないかなと思いますけど、ライトアップもよかったんですけど、せつかく人が来られて、ちょっと、もうちょっとちゅう声を聞くんですけど、そこら辺の改革を、今後考えていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貴 辰生君） やらないとは言っていない。一緒になって考えましょうということですから、地元もいろんな形で、一所懸命、地域おこし、地元を活性化しようとして取り組んでいますので、行政も一緒になって盛り上げていきたいという考えは一緒ですので、ただ、どれだけ投資していくかというのは、慎重に検討させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） どうもありがとうございました。これで終わります。

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩。

午前11時24分休憩

午前11時26分再開

○議長（重久 邦仁君） もう1回再開します。

これより昼食のため、1時半まで本会議を休憩します。

午前11時26分休憩

午後1時29分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位7番、池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） 発言順位7番、池邊です。

3月議会初日に、木佐貫町長の10回目の施政方針演説がありました。歴史に残る出来事のコロナ禍を乗り越えた町長として、恐らく名前が残るだろうなというふうに思ったところです。今回は、3期目の集大成と言える内容であり、これからの時代を見据えた身の丈に合った実情に即した内容だったというふうに思っています。しかし、欲を言えば、施政方針の中に、三股町民がもっとわくわくするような内容や、具体的数値目標などを掲げてもらいたかったところがあります。例えば、ふるさと納税の目標や誘致企業の数、人口増の数値目標や維持者数、新規雇用者数などがありますが、トップの思いで、数値を明確に示すことで、それも一つのリーダーシップにつながり、組織が大きく動くというふうに思うところがあります。施政方針だから、そんな数値まではというふうに思われるかもしれませんが、その踏み込んだ姿勢が熱意になるわけです。次年度も期待をしていきたいというふうに思います。と同時に、議員として、町民目線で、真正面から意見をさせていただきたいというふうに思います。今回の施政方針に対する雑感でありました。

さて、質問でありますけれども、施政方針演説における、踏まえるべき時代の潮流7項目の中の③BCP、業務継続計画などの大規模災害への対策についてであります。

まず、①でありますけれども、南海トラフ大地震も想定されていると思いますけれども、非常時優先業務をどのように考え、どこに災害対策本部を予定しているのか。南海トラフ大地震の最

大震度の想定は震度7というふうになっております。

続きは、質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま、施政方針についての池邊議員の感想をいただきましたけれども、来年度の参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

BCPによる非常事態優先業務の考えと、災害対策本部の設置についてにお答えいたします。

町は、大規模災害が発生した場合に、三股町地域防災計画に基づきまして、速やかに応急業務を実施することが必要であります。一方で、役所は町民に最も身近な自治体として、生活に密着した行政サービスを提供していることから、町民の生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、規模を縮小しても、継続して実施することが求められています。

そこで、災害時に限られた資源で、どのような業務を優先的に実施するのか、いつ、着手するのか、その業務の遂行にどのような資源が必要なのかなどを明らかにし、発災時、災害の発生時の本町の機能低下を最小限にとどめ、早期に行政機能を復旧することが必要になってきます。

本町では、平成31年3月に、三股町業務継続計画、BCPを策定いたしました。内容は、災害時には行政自らも被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務、非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めたものであります。具体的に申し上げますと、災害時に優先的に実施する315の応急業務と、196の通常業務を時系列に絞り込みまして、対象期間を災害発生直後1か月とした上で、各課の優先業務の目標開始時間、開始期限を、一つは3時間以内、もう一つは1日以内、それから3日以内、そして2週間以内、そして1か月以内の5つに区分いたしまして、課ごとに整理しているものであります。

災害対策本部につきましてのご質問ございました。

この災害対策本部につきましては、旧庁舎の2階の総務課内に設置しているところでありますが、このBCP、業務継続計画では、旧庁舎が被災した場合の代替庁舎として、新庁舎の空きスペースを、代替執行執務室とすることを基本としているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） BCPがもう大体内容的には出来上っていて、3時間、そして、1日、3日、2週間、1か月というふうな5つの段階で、全ての業務が区分化されているということはよく分かりました。ただ、私が思うのは、どこで、その本部を置いてやるかというのは大きな問題なのかなというふうに思います。というのは、やはり、大規模災害ですと、その場所が

使えないということも十分考えられるというふうなことです、そのあたりが今後議論になってくるのかなというふうに思います。

次の質問につながっていきますので、次の質問に移ります。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ②ですけれども、緊急事態に備えるとなる業務継続のための訓練はどのようになっているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 業務継続のための訓練についてお答えしたいと思います。

災害発生時に、BCPが有効に活用されるためには、策定しただけでは不十分であると考えております。BCPの教育と訓練の実施は、BCPに対する実効性評価や職員の理解と役割の認識、訓練による改正点の検出、職員間の連携、協力を促す意味でも重要な取組であると考えております。

現在のところ、BCPに特化した教育、訓練には至っていない状況にありますが、BCPの位置づけとなる地域防災計画を補完し、実効性を高めるためのものとして、台風発生時の職員の参集及び業務の配置や、コロナ禍でのサテライトオフィス、分散勤務の施行は、訓練の一環として位置づけております。しかしながら、南海トラフ大地震に想定される大規模災害へのBCP対応は、不十分であることは認知しておりますので、今後は、専門的指導や実務経験者等のアドバイスを取り入れた教育、訓練を職員研修の一環として実践していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今後、いろいろ訓練も必要だというふうに思いますし、電源喪失であったり、もしくは、LANが使えないような状況というのも十分に考えられますので、そのあたり、紙ベースで、どのように業務をやっていくのかというようなことも、十分訓練の中に盛り込んでいただきたいというふうに思います。

そこで、質問なんですけれども、本部として考えたときに、役場庁舎、旧庁舎が地震で使えなかったり、もしくは、新庁舎のほうも、耐震は十分なされていると思いますけれども、何らかの形で使えなかったりというようなことも考えますと、やはり、耐震をしっかりとした庁舎の建設というのも、今後議論になってくるのかなというふうに思いますけれども、そのあたりは、どのようになっていくのか、これ3つ目の質問とさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 役場庁舎の建て替えの考え方についてお答えをしたいと思います。

三股町公共施設等総合管理計画の本庁舎の長寿命化の実施方針におきまして、定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにしております。ただ、点検、診断の実施による安全確保に努め、維持管理、修繕、更新等に関わる改修を計画的に進めていく考えでございます。

また、耐震性から見た本庁舎建て替えの考え方については、耐震度は保持できていることから、現在のところ、建て替えの計画は考えておりません。しかしながら、三股町公共施設等総合管理計画の計画期間において、10年ごとに見直しを行うこととされており、また、第6次三股町総合計画の危機管理体制の強化施策に位置づけている地域防災計画の見直し、南海トラフ巨大地震を視野に入れた防災拠点施設の在り方については、検討を進めていく考えでございます。

なお、また、先ほど言いました新庁舎、万が一、旧庁舎が崩れた場合の新庁舎への移転、対策本部の設置についてでございますけれども、それを想定した場合に、先ほど出てきましたLANとか、いろんな使い方が、旧機材の整備が整っておりませんので、このことにつきましては、早急にまた対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） LANもそうですし、プロバイダーとか、そういったところが、もし、やられていけば、全くインターネット関係は使えないという状況も十分考えられますので、そのあたりも、ぜひ、訓練をされる場合は、考慮してやっていただきたいというふうに思います。また、庁舎の建て替え等も、前向きにどこかで議論していただきたいというふうに思います。今回コロナ禍で、やはり、会議室が足りない、広いスペースを使いますので、会議室が足りないとか、そういった話も、ちらちら出てきた状況もありますので、今後とも、庁舎の建て替え等は、ぜひ議論に上げていただきたいというふうに思います。

次に進みます。

窓口での申請書等の認印についての質問でございます。

住民票などの申請や、納税証明などにおいて、身分証の確認を今しています。それであれば、押印をなくすべきではないかというふうなことであります。

これは9月の議会と同じような質問をしております。住民票などの窓口での申請書における押印というのは、条例などの法的な根拠はなくて、慣例であることから、免許証、マイナンバーカードで本人確認をしているわけですので、押印のところをなくすべきではないかという提案をさせていただきました。先日見に行きましたら、押印がそのまま残って、印がそのまま残っていましたので、何か意味があつて残したのかというようなことと、町長の施政方針にも、政府が進める「S o c i e t y 5 . 0」やりますとか、デジタル化への集中投資という言葉も出てきてお

りますので、慣例的なものであれば、やはり、廃止すべきでないかなというふうに思いますが、恐らく9月議会後の会議等でも話し合いはされたというふうに思っておりますけれども、そのあたりを私ども全然聞こえてきませんので、そのあたりの見解をお尋ねします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 押印廃止についてご説明いたします。

国の押印廃止の方針を受けまして、行政手続のオンライン化や、押印の見直しを進める機運が高まってきております。本町としましても、各種手続が簡素化されることから、押印の見直しが必要であると考えております。

現在、押印を廃止できる書類または廃止できない書類について、実態調査を行いまして、取りまとめを進めているところでございます。各部署から押印を求めている申請書等の一覧を提出させた結果、613件の申請書等が上げられました。うち507件については、押印の見直しが可能であるとの各部署からの回答を得たところでございます。また、押印を求める根拠、根拠についても、国の法令や県・町の例規に基づくものなのか、そうでないのかという調査も行ったところ、根拠なしのものが76件あったところでございます。

今後、例規の改正などが伴わないもので、押印の必要性が低い申請書等を洗い出しまして、まずは町民の皆さんが窓口で行う申請について、今年の4月から、押印の廃止をしていく計画としております。また、例規等の改正が伴うものにつきましても、可能なものから順次押印の廃止を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 分かりました。9月以降の動きがちょっと見えなかったものから、あえて、ここで質問させていただきましたが、大きく前に進んでいるんだなということは実感できました。よろしく願います。

それでは、次に移ります。

新型コロナワクチン接種のスケジュールと、その周知、懸念される事項について、お尋ねいたします。

まず、スケジュールについてでありますけれども、昨日配付された接種体制についてという資料で、優先順位というものは確認できております。

昨日のニュースですね、昨日のニュースで、第4便のワクチンが届いて、前回の2倍の量が入ってきたと、これまでに日本のほうで、236万回分になっているとの報道でありました。そこで質問なんですけれども、三股町のほうで進めていくに当たって、1日に何人ぐらい想定をされているのか。それを聞くという根拠ですね、それによってスケジュールが大幅に伸びていくのか、

短くなっていくのかということが分かるのではないかとあって、あえて質問させていただきます。まだ、分からないことも多いというふうに思いますけれども、想定範囲内をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） コロナワクチン接種についてなんですけれども、今のところ、三股町には、4月26日の週に、ファイザー社のワクチンが、1箱485人配送される予定になっております。町民保健課におきましては、1日何人を接種できるかの想定なんですけれども、まだ、はっきり1日何人という調整ができていないんですが、今、医師会のほうと調整中です。今、町民保健課が提案しているのが、1時間に30人接種できたと仮定しまして、あと1日に何時間接種の時間が取れるかなんですけれども、各医療機関は、診療がありますので、そこも1日何時間来ていただけるかは、今、調整中なんですけれども、1日3時間ワクチン接種に来てもらえたといまして、また、接種を1か所とするのか、2か所とするのか。会場は1か所なんですけれども、その1会場で、何か所で接種できるかというところ、2か所と考えております。

1時間30人、1日3時間、2か所で接種すると考えて、1日180人になります。今、これで調整しておりますけれども、1時間何人できるかとか、1日何時間来てもらえるかとか、そういうところは、今後、医師会、町内の医療機関と調整しまして、1日の接種人数が出てくると思います。また、今のところ、ワクチンの供給が、1箱分しかはっきり分かっておりません。今後、ワクチンがいつ、どれくらいの量入ってくるか、今のところ分かりませんので、これによりまして、また、接種スケジュール等を見直していきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 現在のところでは、1日最大180人を予定しているというふうなところで理解をしておきます。

それでは、②に移ります。

自宅介護の高齢者や障害者、妊婦への対応をお聞かせ願います。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 自宅介護の高齢者や障害者の接種なんですけれども、個別接種を検討しているところです。三股町では、集団接種と個別接種の両方で、ワクチン接種を行う予定にしておりますので、集団接種が困難な方は、個別接種を受けていただきたいと思いますと考えております。

また、妊娠中の方につきましては、胎児への影響が明らかになっているわけではないため、ワクチン接種の努力義務を適用しないこととされております。妊娠については、新型コロナウイルス

ス感染症の重症化のリスクが高いとの報告もあることや、海外では接種が進められていることから、接種を希望される場合は、かかりつけの医師、主治医と相談をして、接種を判断していただくこととなっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 先ほど180人という数字が出たんですけれども、当日に体調が悪くなったりとか、何らかの関係で来れなくなったりすると、その部分は、例えば、30人想定していて、その分から抜くことになります。そうすると、解凍後、ワクチンは時間がありますので、その1日中に使わなければならないというふうに、なるというふうに思うんですが、その部分は想定というか、されていますでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 予約されていた方が、当日体調不調等で接種できない方もいると仮定しております。早めにキャンセルが出た場合は、ワクチンの解凍する量を調整はできると思います。解凍した後は、調整が難しくなるんですけれども、解凍後のワクチンの使える時間は決まっておりますので、その範囲内で調整していかないといけないんですけれども、キャンセル待ちをつくるかどうかとか、そこ辺は、今のところは、まだ調整中です。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ③に移りますけれども、接種期間中に、例えば、何らかの病気とか、手術がある人もいるでしょうし、そういった人が、期間中に受けられなかった場合はどのようにしていくのかということをお知らせください。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチン接種の接種期間につきましては、厚生労働省から、ファイザー社の新型コロナワクチンは、令和3年2月17日から令和4年2月28日までと指示されております。接種期間中に何らかの理由で受けられなかった人への対応につきましては、ファイザー社ワクチンの供給状況や、今後、アストラゼネカ社、モデルナ社のワクチンの薬事承認申請の結果等により新たな指示があると考えております。ワクチン接種を希望する方への接種が円滑に行えるように、ワクチンの供給量に応じて対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 次に移ります。

過疎地域におけるオンデマンド交通についてお尋ねいたします。

以前も質問しておりますけれども、その後のどういうふうに進んでいるのか、よく分かりませんので、オンデマンド交通の話合いはなされているのかという質問をいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 過疎地域におけるオンデマンド交通についてお答えいたします。

町では、立地適正化計画や五本松交流拠点施設整備事業の推進を図り、各集落をネットワークでつなぐため、交通弱者に優しい交通、利用しやすい、使いやすいコースの目標を掲げた新たな公共交通環境の整備のため、令和3年度から、地域公共交通計画の策定に着手する計画でございます。

その中におきまして、オンデマンド交通の検討も重要なテーマであると認識しております。計画策定にあっては、過疎地域における生活輸送の課題を、地域の方々と意見交換を図りつつ、町の計画策定会議や地域公共交通会議の中で、オンデマンド交通の在り方について検討していきたいというふうに考えております。現在、具体的な話合いはしておりません。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 現在、その話合いはなされていないところなんではしょうけれども、次年度、何か前に進むというふうなことは、何かあるんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 次年度、地域公共交通計画、これのまず事前調査を実施いたします。

その中において、地域による生活もしくはいろんな環境の問題点等、地元の方々と意見交換しながら、このオンデマンド交通という中において、交通手段、どういった交通手段が1番望ましいのか、そういったものも話合いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 地域交通におけるSDGsとも言えるオンデマンド交通でありますので、非常に過疎化の方たちも期待をしているところでもありますので、ぜひ、前倒しで進めていただけるように考えていただきたいというふうに思います。

次に、参ります。

新型コロナの影響により、行事の中止を余儀なくされていますけれども、再開の基準はなされているのかということでございます。

新型コロナの影響で、中止でありますとか、延期でありますとか、縮小というのが続いております。どの基準で、再開するのかということをお尋ねします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 新型コロナの影響を受けまして、大きなイベント等を中心に、

中止、延期、縮小を余儀なくされております。これらのイベント等を再開する基準でございますけれども、県のほうにおきまして、コロナの警報レベルについて、ゼロから4までの5段階を定めております。また、感染状況を圏域また区域ごとに、緑、黄色、オレンジ、赤の4色で表すこととしておりまして、これらの警戒レベルや感染状況に応じたイベント等の開催に係る指針が示されているところです。

感染状況が最も深刻な感染急増圏域、赤圏域ですね、では、原則イベント等は中止また延期とされております。感染警戒区域がオレンジ区域では、イベントにおける感染機会につながる場面、会食等なんですけど、一定の制限をした上で行うということになっております。また、感染確認圏域、黄色圏域ですね、は状況に応じ実施、規模縮小も含んだ形での実施とされております。感染未確認圏域、みどり圏域ですが、こちらでは、実施、ただ、国の事務連絡というのがございます。ソーシャルディスタンスであるとか、3密対策とか、そういったものを守った上で実施ということとされております。

また、国におきましても、今申し上げましたが、収容率50%以内であるとか、2メートル以上のソーシャルディスタンスの確保など、イベント開催に向けた目安が示されておりますし、業種別ガイドラインも示されているところですので、これらの目安やガイドラインを遵守した上で、先ほど申し上げました警報レベルや、感染状況に応じたイベント等の開催になるのではないかなと考えているところです。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） どこかの段階で、マスクなし、密集というのは、それは集団免疫が確立された数年後だというふうに思いますし、行事には、一概に、一色単に考えるというのは非常に難しいんですけども、ワクチンの接種が進んでいけば、やはり、どこかでは、イベントは開催できるというふうな方向が出てくるというふうに思います。そう考えると、集団接種、町内の集団接種が大体終わった時点で、普通に開催できる段取りというのを大体目安として考えていてもいいのではないかなというふうに思うところでありまして。今日、昼のニュースで見ましたけれども、アメリカのほうでは、ワクチン接種が終わって2週間たったら、マスクを外していいというふうなことも出ていましたので、日本はそういうふうなことにはならないかというふうに思いますけれども、国が違えば、そういうふうな感覚も違うんだなというようなことを考えたところです。そう考えると行事等も、県の指針でありますとか、国の指針に従うことも大事なんですけれども、町独自で考えてもいいのかなというふうに思ったりするところでもあります。恐らく11月のふるさとまつりが通常、昔のように、以前のようにできるというふうなことは考えにくいんですけども、密集を避ける形でできるのかというふうなことも、これから議論に上がるというふうに思いますし、また、パノラマまらそんを考えたときに、ワクチン接種が終わって

る人は普通に参加できる。もしくは、ボランティアも普通に協力できるというふうなことがあれば、通常開催ができるのではないかというふうな期待もあるんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 池邊議員がおっしゃったとおり、イベントにも、それぞれ特性がございますので、3密の回避、あと濃厚接触の回避、そしてソーシャルディスタンスの確保等ができるようなイベント等であれば、行っていけるのかなと思っております。また、ふるさとまつりであるとか、パノラマまらそんについてもですが、そういった会食、人が向かい合って食事をするような場面をなくしていくといった形の対策を取りながら、行っていけたらというふうに、現時点で考えております。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 先ほどパノラマまらそんについてございましたけれども、パノラマまらそんも、最後まで何とか開催できないかということで検討したところでございますが、やはり、どうしても密になる場面が多い。特に走っているところあたりは、呼吸も激しくなるといことがございますので、マラソンについては、できれば、開催したいとは考えておりますけれども、慎重に検討する必要があると考えております。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ワクチン接種が終わる、収束といいますか、完了するのがいつになるのか、まだ、はっきり分かりません。しかし、その間も、何らかの形でいろんなイベントを含めて、そういうコロナ対策をしながらやっていくというのも必要かなと。このまま何もしないということは非常にまちづくり、そして、また、地域の皆さんの達成感を失わせていくんじゃないかなという気がいたします。そういう意味で、今回、予算にも計上してありますけれども、夏に、成人式を今年できませんでしたので、夏に開催する予定で、一応、予算措置、計画はしております。それを含めて、いろんなイベント等も、先ほど言いましたように、コロナ対策をしっかりとしながら、できる範囲での対応はやっていきたいというふうに思います。しばらくは、ウィズコロナ、アフターコロナは、まだ今考えていませんけれども、そういう対応をしていきます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 前向きな発言でほっとしたというか、やはり、三股町だなというふうな気持ちになりました。

次に移ります。

小学校の35人学級についてでございます。国が進めようとしている公立小学校35人学級であります。年次的に進めて、令和6年度末まで経過措置も取られるようでありますけれども、教

育委員会の方針は、どのようなものかという問いでございます。2月2日に閣議決定をされまして、少人数学級と1人1台のタブレット端末の2本柱で、個別最適な学びと、協働的な学びの実現が進んでいきます。今後ですね、進んでいきます。

ちなみに、学校編成の標準の計画的な引下げは、40年ぶりとなる大転換というふうなことであります。義務教育化における大きな流れであります。

少人数化というのは、教室が余っている学校であれば、柔軟に対応できるわけでありませけれども、しかしながら、三股町は皆さんもご存じのように教室不足などがあり、かなり厳しい問題になることが予想されるわけでありませ。現状を踏まえたところで、早い段階で、できること、それから、できないことを分けて、保護者に心配をかけないように方針を打ち出すべきだというふうに思いますけれども、見解をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 国が進めようとしている小学校の35人学級制についてでございますが、今、議員からございましたとおり、新型コロナウイルスの感染防止として、教室での密を避けたり、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行ったりするため、現行の小学校の学級編成の標準を、40人から35人に引き下げるというもので、法律的には、今度の法律の改正によりまして、基本的に35人となりますけれども、政令によって、毎年、例えば、令和3年度でありましたら、第3学年から第6学年は40人とするといったような形で、それが、3、4、5となつて、最終的には35人になるという形でございます。

こういった段階的に35人編成としていくことからしますと、現在本町では、国の基準、また宮崎県における公立小中学校の学級編成基準、県では、小学校第1学年及び第2学年においては、運用により30人編成、それ以外の学年は40人編成となっているところでございます。

現在の推計でいきますと、こういうふうに段階的に変えていくということであれば、基本的には、教室不足は生じないものと考えております。現在、小学校で35人を超える編成があるのは、勝岡小学校の3年生が36人ということなんですけれども、この3年生については、最終的に35人学級になる前に卒業してしまいます。はい。そんなに窮屈な状況ではないというふうに考えています。しかし、実際には、それぞれの校区ごとの変動がありますので、その児童生徒数を注視するとともに、国及び県の動向についての確認しながら、教室不足が生じることのないように的確に対応してまいります。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） よく分かりました。私の認識不足で、これ教室が足らなくなるぞと非常に心配をしたところでありましたけれども、よく、今、教育長の説明を聞いて、よく分かりました。そう心配することはないんだなということですね。

大体質問はこれで終わりますけれども、町長のほうから、最後何か一言お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回、議員のほうから、このBCP、業務継続計画に対する提言、そしてまた、認印、そしてまた、新型コロナ、オンデマンド、いろいろとご提言がございました。これも来年度、令和3年度に向けての提言という形で受け止め、そして、それをしっかりと実行に移して行って、結果を出すような方向に持っていきたいというふうに思います。ただ、やはり、1年で済むものともうちょっと時間がかかるものがございますので、そのあたりはまたご理解いただきながら、しっかりと対応していきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 最後に、この三股町職員10か条というのはあるんですけども、この3番目の「感謝の気持ちを忘れず謙虚に生きる」というところの最後のほうの、「驕ることなく謙虚に生きる」の驕るという字が、この字じゃないんじゃないか、もし、私の間違いかもしれないんですけども、ちょっと確認をしておいてください。たくさんの人が見て、気づかないところだったのかなというふうに思いますけれども、そのあたりは、ちょっと、たくさんの人、これから町の職員がしっかりと読み込むところでありましょから、あえて、この場で伝えておきます。以上で質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより2時20分まで本会議を休憩いたします。

午後2時08分休憩

午後2時20分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位8番、堀内和義議員。

〔2番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（2番 堀内 和義君） 発言順位8番、堀内和義です。

初めての最終ランナーとなりまして、早く終わらせたい気分と後を気にせず、ゆっくり質問できるのいいのかと考えているうちに、ようやく出番が参りました。

それでは、通告に従い、質問してまいります。

まず、町内にある公共施設でのAED、自動体外式除細動器の設置状況、施設名と台数、また、公共施設の全施設への設置はできないか、導入計画はないのかをお聞きいたします。

町内の一部の主要施設にはAEDが設置されているようですが、地区分館、自治公民館、児童

館等には設置されていないのが現状であります。AEDについては、緊急の生死を左右する場合に使用するものでありますので、集落の身近な場所に設置されていないと、いざというときには間に合わないと思っております。使用する機会は極めて少ない。また、使用する機会がないことのほうが望ましいわけであります。しかしながら、命を守る大事な機器でもあります。町内の全ての公共施設に、設置する必要があると思いますが、予算の関係もありますので、最低でも自治公民館単位の1か所には、設置することが必要不可欠であると思われまます。今後の設置、導入計画はないのか、町長の考えをお伺いしたいと思ひます。

あとの質問は、質問席から行ひます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町の公共施設におけるAEDの設置について、その設置状況と今後の設置計画についてのご質問にお答えいたします。

現在のAED設置状況につきましては、お手元にこの資料を配付しましたがけれども、役場や中央公民館、小中学校、テニスコート、2地区交流プラザなどの16か所の公共施設に16台と、機動本部消防車両に1台、イベント等で持ち運び用としての1台の合計18台を配置しているところでございます。

設置については、町のホームページの行政情報にAED設置場所にて、施設名、住所、連絡先を掲載するとともに、防災ポータル内の防災マップとリンクさせて、位置を表示しております。

公共施設への設置については、平成30年12月の一般財団法人日本救急医療財団が示したAEDの適正配置に関するガイドラインにおいて、AEDの効果的、効率的な、効率的設置に考慮すべき事項として、心停止の発生頻度が高い場所、リスクのあるイベント、目撃される可能性が高い場所、救急隊到着までに要する時間を上げております。つまり、救急救命の観点から公共施設等への設置充実を図るだけではなく、適切な場所への設置が求められることから、会社や工場、商業施設等の事業主と連携を図りつつ、一体的に取り組む必要があると考えます。

現在、ネット上に、財団法人AEDマップサイトから、設置者、設置管理者の同意による事業所の設置情報が確認できるようになっていることから、町内事業所と連携し、協力体制を整えて、昼間だけではなく、365日24時間切れ目なく対応できる状況をつくっていくことが重要というふうに考えております。このことを踏まえ、公共施設の設置拡大だけではなく、事業所等への導入推進を含めた配置の検討を、今後していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 今現在、町内においては16か所、そして台数としては18台と

ということですよね。ですから、この現状のままで行くということですか。そうじゃないわけですね。はい。やはり、先ほども言ったんですけれども、必要性としては、非常に大事な機械であります。特に、この設置場所を見ますと、役場近辺の中心部に集中しているんです。ですから、中心部より遠隔地の5地区なり、6地区で事故が発生した場合には、結構、設置場所にあるところに取りに行くまでの時間が非常にかかり過ぎます。心肺停止で命を守るには1分1秒でも早い処置が必要です。先ほども言いましたが、使用する機会はかなり少ないと思います。しかし、万が一に備えての大事な機器ですので、やはり、早急な検討をお願いしたい。特に長田地区においては、範囲が広いんですけれども、長田小学校に1台しかないということです。6地区も一緒なんですけれども、勝岡小学校に1台あるだけです。非常に遠いところにあるわけです。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、AEDについては、買取りですか、リースですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在配置しているのは買取りでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 金額はどのぐらいするんですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） いろんな、ピンからキリまであるんですけども、うちのほうで調べた中では、大体30万前後、1台がですね、というふうに見ております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 30万、結構高いんですね。耐用年数はどれぐらいになるんですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 5年から7年ということになっております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 耐用年数が5年から7年で30万。結構な金額になるんですけども、やはり、大事な命を守る機器ですので、年次的にも余裕ですので、購入方、検討、お願ひしたいというふうに思っております。

それでは、次に入りますけれども、町民への営利設置施設と設置場所の周知なんですけれども、先ほど町長のほうで、ある程度、周知はしているということであったんですけども、やはり、町民の大多数の方は、AEDが町内のどこの施設にあって、施設内のどの場所に設置してあるのか、分からない方も多いと思います。また、AEDは何をするんだろうかという方も、結構多いと思われま。そこらあたりも含めて、再度周知を徹底する必要があると思われますが、いかがでし

ようか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町民への設置情報等の周知についてということで、先ほど町長のほうからありましたけれども、今現在、町のホームページ、そちらのほうで掲載させていただいておりますが、ただし、このAEDについては、緊急時に利用されるものでありますので、反省点としましては、やはり、常日頃から、この施設にこのAEDがあるんだという、外部から見ての表記、それがされてない。看板がないというか、それが一つ問題点なのかなというふうに考えております。したがって、そういったAEDが設置してある施設等について、外から見ても、ここにAEDがあるんだという看板、表記できるように、まずは設置考えたいと思います。

また、ホームページから、先ほど町長が申しあげました財団全国AEDマップというのがあります。これは事業所の同意等を含めたところで登録されているマップがあるんですが、こちらのほうも、早急に町のホームページから、今、施設に一覧ということでもありますけれども、そちらのほうからも、この財団全国AEDマップ、こちらのほうにリンクできるような形で、ホームページのほうも工夫させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 広報紙でも大事だと思うんですが、やはり、公民館長会なり、また民主団体、特にスポーツ団体等のイベントがあるときには、ぜひ、そこらあたりも周知をしていただきたいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、AEDの取扱いについてなんですけれども、講習会等の具体的な取組はされているのか。命を守るいい機器であっても、それを使いこなさなければ、無用の物しかありませんし、日頃から訓練をしておかないと、いざというときには、慌てて、緊張して使えない。使えても、時間がかかり過ぎることがあります。事故はいつ、どこで発生するか、分かりません。誰か1人ぐらいは経験のある方がいるだろうという悠長な考えでは困るわけでございます。そのようなことが起こらないためには、取扱い講習会等が必要ではないかと思ひますが、講習会等は実施されているのかどうか、お伺ひいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） AEDの取扱いに関する取組についてということで、回答させていただきます。

AEDの設置とともに、操作の教育・訓練は必要であります。ガイドラインでは、心肺蘇生の割合増加には、胸骨圧迫とAED操作を併用した心肺蘇生法が大きく関与しており、実践できる人材の育成が必要とされております。

本町では、都城市消防局の協力によりまして、平成29年、30年度に職員研修として、AED操作を含む普通救命講習を実施しております。また、消防団員による心肺蘇生法研修を定期的
に実施しているところでございます。さらに、防災士、自主防災組織の育成・強化を進めていく
中において、消防士、都城市消防局や町内局員OBの協力による慣行的な研修体制を構築してい
きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 実施されているということで安心をしたんですけども、しかしな
がら、講習会で説明を受けても、長くたちますと忘れてしまいます。私も防災士取ったとき講習
受けたんですけども、今、ぱっとやれいったら、なかなかできないかもしれません。ですから、
定期的に実施したほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。それと、AEDが届く
までの間は心肺蘇生法もあります。心肺蘇生法は1人でも道具がなくてもできます。実際、心肺
蘇生だけで助かった方もたくさんいらっしゃるわけですから、せつかくならば、こういう取扱い
講習会を、毎年計画をしていただきたいなというふうに思っております。この点についてはいか
がでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今おっしゃったとおり、こういうことは1回済めば終わりというこ
とじゃなく、やはり、慣行的、定期的に実施するのがさらに効果的だというふうに認識しており
ます。特に令和2年度は、この防災士、町内に防災士の方がいらっしゃいます。その中で連絡協
議会というのを立ち上げまして、令和2年度、その防災士の連絡協議会の中で、令和2年度は、
このAEDの操作方法、これの講習をしようというふうに計画はしていたんですが、コロナ禍と
いうことがありまして、実現できませんでした。このことについても、令和3年度以降、定期的
な研修として取り入れていきたいというふうに思っておりますし、特に、以前も申し上げまし
たとおり、町内には、非常に消防署のOBの方がいらっしゃいますので、そういった民間の方々の
協力を得ながら、できるだけ多くの方々に、そういった研修の場が設けられるよう計画をしてい
きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 今、公民館あたりを中心とした自主防災組織ですか、ここあたり
もありますので、そこらあたりの組織の育成を含めて、ぜひ、そういう講習会、研修会を実施し
ていただきたいというふうに思っております。

次に、施設が閉鎖している休日や夜間等はAEDが使用できません。利用できないということ

です。平日は、どこの施設でも開いていると思うんですけども、土曜日、日曜日、祝日等の休館日や夜間については、ほとんど閉鎖している状態が多いと思います。今回の質問の中では、このことが1番の課題だとも思っております。事故はいつ起こるか分からないわけですから、施設の閉鎖中の対応については、どのように考えているのか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 施設の閉鎖や休日、夜間時の対応についてお答えしたいと思います。

ガイドラインでは、AEDの設置が考慮される施設としまして、地域の多人数を網羅している施設や救助者の目印となり、利用しやすい施設を推奨しております。考えられる施設としましては、コンビニエンスストア、交番、ガソリンスタンド、ドラッグストア等がありますが、事業所との連携、協力体制を整えつつ、設置の検討をしていきたいと考えております。

また、1つの案ですけれども、地元住民が知る施設としましては、管理上も含め、消防団の各詰所の車庫内に設置できないか考えるところでございますので、併せて検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） コンビニあたりは非常にいいと思います。そこあたりと連携ができればいいんですけども、ただ、コンビニも、町の中心部が多いです。田舎に行くとなんというところでありますので、やはり、消防詰所です。ここは非常にいいんじゃないかと思うんですよ。消防団の方もいらっしゃるわけですから、地区においては、十何人いらっしゃるし、そういうことで、使い方も分かっているということであれば、支所、詰所あたりを今後十分考えていただきたい。また、それとコンビニが連携を取れば1番いいと思うんですよ。皆さん、知っているわけですから、そして、夜も明るいということで、借りるにしても非常にいいと思いますので、そこあたりは相談をしていただきたいなというふうに思います。非常にいい案だと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、買取りということであったんですが、定期的な点検はされているのか、どうなのか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 点検についてお答えいたします。

現在、買取りということで申し上げさせていただきました。購入時に販売会社、契約の相手となるんですけども、補償期間内における管理において、その契約の中で結んでおりまして、現在はその販売会社、そちらのほうで定期的に、バッテリーですね、それとパット、これの管理、検査、それをしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 業者が点検するというのであれば、忘れることはまずないでしょうね。分かりました。

それでは、2番目の質問に入りますけれども、町内の事業所における外国人労働者の現状についてお尋ねいたします。

町内においても、各事業所での外国人労働者を多く見受けられます。宮崎労働局の資料では、昨年10月末時点の県内の外国人雇用状況の労働者数は、前年比9.8%増の5,519人、事業所も1,110か所で、過去最高となっているようでございます。

昨年9月の台風10号により、椎葉村で発生した土砂崩れで、地元の建設会社に勤める若いベトナム人技能実習生が犠牲となったことは記憶に新しいところですが、人手不足の業種が技能実習生を活用している背景があると言われており、日本人労働者を獲得しにくい製造業や農業分野でも貴重な労働力として雇用されているようです。

町内において、外国人労働者受入事業所の職種、労働者数、国籍等、どのようになっているのか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 町内における外国人労働者の現状についてお答えいたします。

まず、町の商工会からの情報ですと、町の商工会の会員さんの部分しか分からないということでした。先ほどお配りしました資料のほうを御覧いただきたいと思います。

1番上の資料1ですが、資料1にお示ししている事業所ごとに外国人労働者の数が書いてありますが、総数で20人となっております。国籍につきましては、ほとんどがベトナム人だということに聞いていただいているところでございます。

商工会の加入事業者についてしか、この部分では分からなかったところでございますが、次に、資料2ですね、その下の表を御覧いただきたいと思います。在留資格別の外国人の登録者の情報です。総数が172人となっております、1番左側の在留資格から見ますと、このほとんどの方が外国人労働者ではないかと思われまます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） この資料1で見ると、20人ということなんですけども、あくまでも商工会の調べですね。私の知っている範囲内では、ヨコムあたりもかなりいらっしゃると思うんです。私、家が近くなもんだから、そういうことで、多分20人じゃないと思うんですが、やはり、この技能実習生、実習1号、2号、3号というのは、ほとんどがもう、そういう労働者ですね、だと思えます。それを見ると、やはり、非常に多いと。その中でも、ベトナム人、中国

人が多いということです。昔は中国人が多かったんですけども、最近では、ベトナム人が多いというふうに聞いております。また、ベトナムは国策として、国外に人材を送り出していると言われておりますので、その関係もあるのではないかなというふうに思うんですけども、雇用している方に尋ねますと、ベトナム人は素直で熱心でよく働きますよというふうに聞いておりますので、やはり、貴重な労働力だというふうに聞いてはおります。

それから、事業所における外国人労働者の受入れ、環境整備等についてお尋ねしますが、技能実習生の場合、悪質ブローカーによる搾取が大きな問題にもなっているようであり、母国の送り出し機関に、訪日前に、法外な手数料を支払い、借金をつくっている。また、国内でも受入れを仲介する管理団体が、不当に高額な費用を徴収するような報告もあるようでございます。ちょうど宮日の新聞も、3月の第1週から「外国人労働者は今」ということで、連載で載っておりますけども、その中でも、劣悪な環境で働かされて苦悩している現状が載っております。これも一部の事業所でのことだと思いますが、町内の事業所においては、この労働者の受入れ体制、雇用条件、環境整備等の指導、把握はされているのか、お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 外国人労働者の受入れ体制等についてお答えいたします。

外国人労働者を受け入れる事業所は、外国人の雇入れ及び離職の際に、その氏名や在留資格などの雇用状況をハローワークに届け出る義務がございます。そうした上で、ハローワークが届出に基づきまして、雇用環境の改善に向け、事業主の方へ、助言、指導、また離職した外国人の再就職の支援を行っております。また、ハローワークの職員が随時事業所を訪問したりして、就労の実態を確認しております。このような制度運用になっていることから、町では、受入れ体制の具体的な体制といったものについては、把握はしておりませんが、適切な雇用管理が行われているものと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 現状では、役場の中では、そういう把握はできてないということですね。もし、そういう問題があったときには、役場の中ではどこが担当するわけですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 基本的にハローワークであるとか、労働基準監督署ですね、そういうところ、国の機関がこちらのほうの対応を行いますので、役場としては、特別にそういう窓口というのは設けていないところでございます。

○議員（2番 堀内 和義君） なかなか難しいですね。研修生については、事前に日本語を勉強して来日するということになっているんですけども、短期間に日本語を覚えられませんよね。やはり、事業所については、同国の者を複数人雇用しているということですので、母国語は会話

する中では通じるんですけども、やはり、日本人同士と話すときには、そういう言葉の壁があると思います。なかなか行政として、経済的サポートはできないかもしれませんが、今後については、生活情報等のできるとは、情報はできると思いますので、できれば、役場内にも、そういう相談窓口もつくってはいいいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、その件については、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 実際、町内に外国人の方が、先ほど申し上げましたとおり、多く住んでらっしゃいます。町民として、相談があれば、お受けすることもあるのかなと思います。先ほども申し上げましたとおり、この労働環境状況についての相談であれば、国の管轄となりますので、そちらは紹介するような形になるかと思います。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 窓口はつくって、そういうことで、どこどこに行ったほうがいいですよと、そういう相談はできるということですよ。ですから、最低、そこだけでもいいと思うんですけども、やはり、町内の事業所の中では貴重な労働力です。そして、また、外国から来てもらったということで、国際交流・親善の役割も果たしていると思われま。日本に来て働いてよかったなど実感できるようなサポートも必要だと思います。今後は何らかの形で公的支援の導入が必要になってくるのではないかと考えておりますけども、その辺についてはどう思われますか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 町内に多くの外国人が住んでらっしゃって、普段の生活に困ってらっしゃるといような、そういった情報の提供であるとか、町内ですね、ごみステーションの問題とか、買い物が不便で、どこで買ったらとか、そういった生活上の情報の提供であったり、ご相談については、何らか窓口、役場に訪れていただければ、乗るとい形は取りたいとは考えております。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 提案をいただきましたけれども、今の国際関係についての窓口は、教育委員会の生涯学習のほうに、要するに、都城と一緒にあって、国際交流協会というところが一応相談窓口ということ自体、町も負担金も出しながら、一緒に取り組んでいるんですけども、この現状を見ますと172名と大変多くの方々が三股町に住んでらっしゃるとい現状を踏まえると、今まで人手不足を解消するための労働者として、経済活動の担い手だけではなくて、これからは、地域社会を維持し、社会活動や地域の文化を保持する担い手としても捉える必要性があるのかなという、多文化共生社会というようなことにつながっていくのじゃないかと、そういう

意味合いでは、町の中に、今、提案ありましたような何らかの窓口というか、独立して、都城さんと一緒に今やっているんですけども、町としても、そういう受皿をつくる必要あるのかなというのは感じています。今のところ、社会福祉協議会のほうで、外国の方々との交流の機会をつくらうということで、今、コワーキングスペースというのございますけど、そちらのほうで、交流の機会を持つ取組を今進めております。今のところ20名程度の方々が来られていますけど、それも増やしながら、相談窓口や、色々な、文化的な違いのところを埋めていくようなそういうふうな取組とか、それとか、日本語、言葉の勉強会とか、そういうのも民間のボランティアをお願いしながら、日本教師の方とか、また、英語とか、スペイン語とか、しゃべられる方もいらっしゃいますので、そういう方々の協力をいただきながら運営していこうという動きもありますので、その提案についても、しっかりと検討させていただきたいなというように思っています。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） ありがとうございます。期待しております。やはり、三股に住んだからには、三股町民です。そういうことで、外国人だから、どうじゃなくて、お互いに、やっぱり、逆に言うと、外国から来た人から、自分たちも、今の見習うことも多いと思うんです。やはり、国際人として自分たちも生きるためには、身近な人からそういう意見を聞く、話を聞く。これも勉強ですから、非常にいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、そういうネットワークをつくっていただきたいなというふうに思っております。

なかなか把握が難しいかもしれませんが、町内における事業者と労働者とのトラブルなんかは、発生はしてないんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 事業所と労働者のトラブルの発生でございますが、技能実習生の場合は、入国時に技能実習生の手帳という物がもらえて、入国審査官から配布されるようですが、この手帳には、日本語と母国語で、生活一般の心構えであるとか、労働関係の法令などが明記されているそうです。入国後、労働トラブルの対応方法などについても、合計8時間の講習というのが義務づけられております。技能実習生は、この手帳や講習によって日本で働き、生活する上での基本的なルールを学んではいるんですけども、一旦就労すると、労働環境をはじめ予想し得ないトラブル等が発生する場合があります。新たな対応が求められるということも起こり得ると考えてはおります。外国人労働者に望まれる労働環境を実現するために、事業者と労働者双方へのアプローチというものが必要になるとは思いますが、基本的に、先ほども申し上げましたけれども、国の取扱い、つまり、労働局、またハローワーク等の対応となりますので、町は対応もしておりませんし、把握もできてない状況でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） やはり、先ほども申したんですけども、日本の経済発展にとっては、外国人労働者は欠かせない存在で、まだまだ増える見込みだそうです。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、日本を含む各国で出入国が制限されており、今後の受入数が大きく伸びるかは不確実な状況でもあると言われております。コロナの影響はあらゆるものに関連していきます。早期の収束を願って、3番目の質問に入ります。

令和3年度の町政運営についての町長の所信表明がありました。その中で2点ほどお尋ねいたします。

町政の目標として、「自立と協働で創る元気なまち 三股」を実現するために、5つのプロジェクトをマニフェストして、掲げ、実現に努力されておりますけれども、4つ目の「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」の中で、旭ヶ丘運動公園の陸上競技場のトラックコースの整備については、令和2年度をもって改修工事が終わり、雨天時でも利用できるすばらしい設備となっております。今後については、年次的に、周辺整備に取り組む計画があるということですが、令和3年度予算でも、500万の予算が計上してあります。具体的にはどのような整備計画があるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 旭ヶ丘運動公園の周辺整備計画について、具体的にどのような整備をされるのかとのお質問にお答えいたします。

旭ヶ丘運動公園は、平成29年度から、陸上競技場のトラックやフィールドの再整備、そして令和2年度からは、アスレチック広場や園路の樹木伐採、そして、野球場施設の再整備に着手しています。また、直営の会計年度任用職員による園路拡幅復旧作業も実施しております。令和3年度は、樹木伐採、野球場施設の再整備に加え、園路側溝の蓋がけを予算計上し、上程し、審議していただきたいと思っております。

今後については、平成24年度に策定しております都市公園施設長寿命化計画を、今年度から更新作業にかかっておりますので、見直しを年次的に必要な整備を実施する計画としております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 以前も質問したんですけども、やはり、陸上競技場を含めてですけども、競技中に雨が降っても、雨宿りするような場所ありません。また、汗をかいても着替える場所がないということで、特に女性については、更衣室が欲しいなという要望がたくさん出ますので、できれば、こういう更衣室なり、また、休憩室の計画もしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ただいま、以前の一般質問でもご提案いただきました更衣室などの話が出たところでございます。今年度、陸上競技場トラックのタータン整備など大きな部分が終わるに当たって、次から、どのような整備をしようかということを中心に内部協議しております。せっかく、先ほど申しました24年度につくっております都市公園施設長寿命化計画、これのまだ未達成の部分を実施し、公園の全体が長寿命化を図ろうということに主眼をまず起きました。もちろん、議員よりご提案いただきました更衣室等についても、一旦は内部協議をしております。公園として、今後、安全、安心、明るい公園というものを目指しております。旭ヶ丘運動公園は、併せて、管理型ではなく、誰でも自由にできるオープン型という形の公園となっておりますので、更衣室などを造ることによって、かえって、死角となる部分をつくってしまうのではないかとこの心配もありまして、今のところは、新しく整備しようという計画には至っておらないところで

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内……。

○議員（2番 堀内 和義君） そういう要望があるということは、十分考えていただきたいのと、これは今日に始まった問題じゃありません。もう、ずっと前から出ていますので、少しずつでも、前に進むような計画を組んでいただきたいなというふうに思っております。

それから、2027年に本県で開催予定の全国スポーツ大会の陸上競技が山之口で開催されますので、旭ヶ丘陸上競技場も、きれいなトラックコースができましたので、多分、サブグラウンドに使えるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、できたら、県とも相談しながら、ぜひ、旭ヶ丘陸上競技場を利用してもらうような働きかけをしたらどうかと思うんですが、そのような計画はないのか、どうなのか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） まずは、今もう老朽化している園路含め、そして、また、アスレチック広場ですね、あのあたりをもうちょっと皆さんが足を運べる環境にしたいのと、明るい公園にしたいなというふうに考えています。そういう意味合いで、まだ、一部、用地買収ができておりませんので、そちらのほうも一所懸命働きかけて、このアスレチック広場と合わせたところでの環境整備もしたいなというふうに思います。今言われるように総合的にあそこをどんな形で運営するのが1番いいのか、そういう視点から全体計画をつくっていききたいなというふうに思います。あそこも、まだ、使われてない部分とか、本当にもう何ですか、広場として活用されなくて、もったいない部分というか、いろいろありますので、そういうところを含めて、もう本当に皆さんに親しまれる公園とはどういうものかという視点から検討していききたいなというふうに思っています。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 柔剣道の会場に、本町の武道体育館が正式に決定したということでございますので、三股をPRする絶好の機会であります。非常に環境に恵まれた運動公園でもありますので、何かこう、皆さん方が利用してくれるような施設にさせていただきたいなというふうに思っております。

それでは、最後の質問になるんですけども、芸術・文化において、年度末に町文化会館の開館20周年記念公演を計画しているということであったんですが、これも具体的な内容が分かれば、教えていただきたいというふうに思っております。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 文化会館の開館20周年記念公演についてお答えいたします。

20周年記念公演は、10周年、15周年の「おはよう、わが町」を継承した新たな町民参加型の演劇を12月18日、19日の2日間で実施する計画でございます。

演劇の脚本は、三股町を題材に、今年度の戯曲講座の受講生が書き下ろした作品を、劇団こふく劇場の永山氏にまとめていただき、制作する予定です。

脚本の大筋なんですけど、三股町を舞台に、3人の幸ですね、幸がつく名前の「サチコ」、「コウコ」、「ユキコ」の物語になる予定でございます。

また、出演者につきましては、住民に公募するとともに、みまた座18期生も出演予定です。さらに、町内在住の音楽家の方々にも、生演奏で参加していただく予定でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 12月18、19日2日間ということですが、町内の方を集めてするというので、本当にすばらしいと思うんですが、今年は国民文化祭なり、全国障害者芸術・文化祭も、昨年コロナの影響で1年延期になったです。それとも関係ないわけで、関連はないわけですね。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 演劇につきましては、国民文化祭の中で、「わたしの人生の物語、つづく。三股編」ということで、演劇を行う予定であります。その旗揚げ式を3月2日に行いまして、いよいよ、国民文化祭に向けて、今、動き始めたところでございます。今回、ある国文祭も一部取り入れた形で、12月につなげようというふうには考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 分かりました。町制施行70周年の年に、ちょうど70周年記念芸能発表会が開催されたんですけども、そのとき、郷土芸能保存会の発表もあったんですけど、ち

ようど私も参加したもんですから、同じような取組をされるのかなと思ってお尋ねしました。担当課は今から非常に忙しくなると思うんですが、万全の体制で開演できますようお願いをしまして、私の——はい。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） ちょっと補足なんですが、国民文化祭は、三股町では3つほどございます。先ほどの演劇は12月に絡めたやつなんですが、三股町の芸能発表会、これは9月5日開催予定でありますので、70周年でやったようなものを盛り込んで、こちらのほうは全国から見に來られますので、そういう方対象に三股町の芸能、郷土芸能をPRしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 9月5日ですか。芸能発表会、郷土芸能もするということで、これは各芸能保存会あたりには連絡が取ってあるわけですか。町内で何か所出るんですか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 昨年度から準備進めていますので、もう各団体とは打ち合わせ済んでいるんですが、ただ、日程がずれた関係で、その後、細かいところは、ちょっと今日資料持ってきていませんので、あれなんですが、もう既に昨年ある予定でしたので、準備は進めてあります。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 担当課のほうは大変忙しくなりますね。この12月18、19、それと9月5日の芸能発表会ということなんですけれども、非常に大変だと思うんですが、よろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

————— . ————— . —————

○議長（重久 邦仁君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって、本日の会議を散会します。

午後3時12分散会

—————

令和3年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和3年3月10日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和3年3月10日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君

企画商工課長	……………	西山 雄治君	税務財政課長	……………	黒木 孝幸君
町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	渡具知 実君
高齢者支援課長	……………	川野 浩君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	福永 朋宏君	環境水道課長	……………	西畑 博文君
教育課長	……………	鍋倉 祐三君	会計課長	……………	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された全ての案件に対しての質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたったり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会の場で行ってください。

それでは、質疑はありませんか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号20号、21ページ、商工費2,000万、マイナンバーカード取得促進事業報償費とあります。そして、括弧して、コロナと書いてありますが、このコロナ、マイナンバーカードの商工費と、このコロナとどういう影響があるのか、ちょっとわからなかったものですから、質問します。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） マイナンバーカード取得促進事業の報償費でございますが、こちらは消費喚起を促していくという意味と、マイナンバーを取得することで、今後始まります証明書等のコンビニ交付、また、後、将来的には、電子申請とか、非接触型での役場への申請というところも見込みまして、今、1万人ほどマイナンバーカードをもう取得済みなんですけど、そういった方々と、今後取得される方をさらに2万人を目指して、約80%になるんですけども、そういった方々に町商工会のオリジナル商品券を購入しまして、お一人1,000円お渡しするという事業でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） その商品券は、町内での消費なんですか。それとも、ほかのところで使えるような商品券なんですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） この商品券は、町商工会が発行しているオリジナル商品券ですので、町の商工会に加入しているお店で使えるというものですから、町内のお店となります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） よろしいですか。

○議員（10番 上西 祐子君） はい。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 第6次総合計画、第39号について伺います。

この総合計画というのは、向こう10年間の指針となる町の再上位計画であると考えていますけれども、非常に重要な計画ではないかと思いますが、これを出すときに、まず、読み手はどのような層を想定されて策定されているのか、お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） これは、基本構想、基本計画とございますが、基本構想がまちづくりの指針、基本計画が行政の指針ということで考えておりますので、町民の方々にも広く読んでいただきたいし、まちづくりの指針、行政指針とございますので、町の職員も当然読んでいただきたいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 町民が対象というのは分かるんです。当たり前のことです。そうでなければ、職員心得10か条の中に、町民視線を大切にありましたので、それを受ければ、当然町民が対象となる、これは前提条件として思っているんですけれども、町民のどういう層を想定された計画なのかということを知っているんです。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 町民のどういう層ということでございますが、あらゆる世代の方を見込んで、当然、未成年の方も対象になってくるとは思うんですけれども、あらゆる世代の方に読んでいただきたいなと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 3回目ですね。例えば、議会だよりの場合には、コンセプトとして、中学生に分かるということで、編集を進めております。そういう意味で、あらゆる層といっても、あまりのファジー過ぎる感じがするんです。ということで、お聞きしているんですけれど

も、中学生でも高校生の層でも理解するというように作成されたと思いますけれども、工夫を一つ、どのような工夫されたのかをお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 以前の基本計画案、総合計画と違うのは、いろいろ難しい言葉も出てきておりますので、下のほうに全てそういったものは注釈を今回は入れたところでございます。

○議長（重久 邦仁君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて総括質疑を終結いたします。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付いたしました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いいたします。

なお、常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時07分休憩

〔全員協議会〕

午前10時15分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時15分散会

議事日程(第5号)

令和3年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第6号から第39号までの34議案)
日程第3 討論・採決(議案第6号から第39号までの34議案)
日程第4 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
日程第5 閉会中における議会運営委員会の活動について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第6号から第39号までの34議案)
日程第3 討論・採決(議案第6号から第39号までの34議案)
日程第4 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
日程第5 閉会中における議会運営委員会の活動について
-

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君

書記 島田 美和君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	-----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	西山 雄治君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いいたします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果を会議規則第76条の規定に基づき、報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第9号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてのほか、議案15件であります。以下、議案ごとに説明させていただきます。

議案第9号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、給水区域の公平性を図るため、見直しを行い、小字名で標記してあるものを、大字名の各一部に変更するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第11号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」。

本案は、農地台帳の閲覧において、「1筆」となっているものを「簿冊1冊をもって1件とす

る」とし、武道体育館と西部体育館の事務室について、新たに貸出対象施設として追加するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第12号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、蓼池団地及び勝岡団地の全部、植木団地、餅原団地、宮下団地の一部を用途廃止し削除するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第13号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」。

本案は、旭ヶ丘運動公園、早馬公園、宮村児童公園、榎堀児童公園、大鷲巣小公園、植木公園の地番等一部を変更するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第19号「三股町企業立地促進条例の一部を改正する条例」。

本案は、町内に新たに進出及び事業拡大した企業に対し、町が奨励措置の対象企業として指定した後、当該企業が法令等に違反した場合に、本指定を取り消す事項を定めるものであります。

審査の経過。規定を取り消す事項を確認するため、環境基本法の資料等の提出を求めました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第24号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」。

本案は、予算の総額に7万2,000円を追加し、予算の総額を4,359万7,000円とするものです。歳入については、一般会計繰入金を増額し、需用費を増額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第25号「令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」。

本案は、予算の総額から23万2,000円を減額し、予算の総額を3,996万4,000円とするものです。歳入については、一般会計繰入金を減額し、歳出については、公課費を減額し、役務費を増額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第26号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」。

本案は、予算の総額に26万8,000円を追加し、予算の総額を9億6,405万7,000円とするものです。歳入の主なものは、負担金、雑入を増額し、一般会計繰入金を減額するものです。歳出については、需用費、役務費を増額するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第32号「令和3年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、予算の総額を4,168万円とするものであります。歳入の主なものは、施設使用料、一般会計繰入金で、歳出の主なものは、職員給与費、施設管理委託料、公債費であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第33号「令和3年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、予算の総額を3,984万8,000円とするものであります。歳入の主なものは、施設使用料、一般会計繰入金で、歳出の主なものは、工事請負費、施設管理委託料、公債費であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第34号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計予算」。

本案は、予算の総額を8億5,599万5,000円とするものであります。歳入の主なものは、施設使用料が1億1,603万4,000円、国庫補助金が2億8,000万円、一般会計繰入金1億7,608万3,000円で、歳出の主なものは、事業費の委託料が3億3,552万4,000円、工事請負費が2億5,400万円、公債費が1億6,615万6,000円であります。

次に、継続費については、し尿汚泥処理棟築造事業として、令和3年度から令和6年度まで、総額15億5,500万円を設定するものです。

次に、債務負担行為については、下水道地方公営企業法適用移行支援業務を設定するものです。

次に、地方債については、公共下水道事業債として、2億7,870万円の借入れを予定しているものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第35号「令和3年度三股町水道事業会計予算」。

本案は、業務の予定量として、給水戸数を1万1,563戸、年間総給水量を284万立方メートルとするものです。

次に、収益的収入、支出の予定額として、収入を4億2,734万円、支出を3億7,439万3,000円とするものです。

収益の主なものは、給水収益が3億7,408万5,000円、支出の主なものは、職員給与費が6,046万9,000円、委託料が2,777万2,000円、動力費が3,104万7,000円、減価償却費が1億4,409万5,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出については、収入を1,350万4,000円、支出を2億2,754万7,000円とするものです。

収入の主なものは、負担金が1,350万2,000円、支出の主なものは、施設費が9,233万9,000円、固定資産購入費が2,826万8,000円、企業債償還金が1億

354万円であります。

なお、予算の収支不足額、2億1,404万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第36号「町道路線の廃止について」。

本案は、重複となる1路線を廃止するものであります。

審査の経過。道路法第10条3項、8条の規定の資料の提供を求めました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第37号「町道路線の認定について」。

本案は、新たに10路線についての認定を行うものであります。

審査の経過。廃止した路線、認定した路線の資料提供を求めました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第38号「三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について」。

本案は、日本下水道事業団との間で締結している増築工事について、基本協定の一部を変更する協定を締結しようとするものです。

審査の経過。三股中央浄化センター増築の現場を視察し、担当課より説明を受け、状況等の確認をしたところ、問題はありませんでした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第39号「第6次三股町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」。

本案は、令和3年度から令和12年度を計画期間とした基本構想と、令和3年度から令和7年度を計画期間とした前期基本計画を策定するものであります。

審査の経過。地区座談会等、町民と話し合う場を設け、進捗状況についても説明してほしいという意見がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、16議案報告といたします。

○議長（重久 邦仁君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いいたします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会の審査の結果を、議会会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第7号、8号、10号、14号、15号、16号、17号、18号、21号、22号、23号、28号、29号、30号の計15件です。以下、案件ごとに

説明します。

議案第7号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」。

本案は、令和2年度税制改正において、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除が創設され、健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の条例改正を行うものであります。

審査の経過において、施策の目的を考えると、より効果を出すために企画商工課等と連携し、周知を徹底していただきたいという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の法における位置づけが変更されたため、所要の条例改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、学校薬剤師の確保が大変難しい状況になってきていることから、近隣自治体や町内の認定こども園と同額まで報酬単価を引き上げようとするものであります。

審査の経過において、年額の設定となっていますが、途中で辞めたときの計算はどうなるのかと質問が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「三股町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」。

本案は、介護保険法施行規則及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の条例改正をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」。

本案は、介護保険法施行規則及び指定居宅介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の条例改正をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」。

本案は、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の見直しを行うため、所要の条例改正を行うものであります。

審査の経過において、介護保険料を下げたことにより次期改定時の影響は考えられないかの質問が出ました。また、第7期での実績を踏まえ、今後も予防事業を推進し、効果を上げていくよう努力してほしいという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」。

本案は、介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の条例を改正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「三股町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」。

本案は、介護保険法施行規則及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されることに伴い、所要の条例改正をするものであります。

審査の経過において、議案第14号、15号、17号、18号に対し、国からの基準改正ならば、改正理由の裏づけがほしいという同じ意見がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、512万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億477万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険税を増額補正し、国庫支出金及び県支出金を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、総務費及び予備費を減額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」。

本案は、484万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8,983万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険料及び健診事業収入に係る受託事業収入を減額補正し、歳出の主なものは、広域連合納付金及び保険事業費を減額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「令和2年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算補正の額とするものであります。

歳入の主なものは、国庫補助金、一般会計繰入金を増額補正し、介護保険料を減額補正するもので、歳出については財源補正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を28億9,769万2,000円とするもので、対前年度比4.9%、1億4,916万3,000円の減となっています。

歳入の主なものは、対前年度比で、国民健康保険税が2.7%、県支出金が3.8%、繰入金が3.2%、繰越金が28.5%の減となっています。

歳出の主なものは、対前年度比で、保険給付費が3.8%、国民健康保険事業納付金が9.4%、保健事業費が3.4%の減となっています。

審査の経過において、全員の保険者が不利益を被らないように、国へ働きかけてほしいという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を3億892万1,000円とするもので、対前年度比5.3%の増となっております。

歳入については、保険料及び繰入金を、歳出については、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより、計上したものであります。

審査の経過において、新規事業の説明を受けて、各部署の横のつながりによる効果を期待いたします。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「令和3年度三股町介護保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を23億141万6,000円とするもので、対前年度比1.5%、3,553万6,000円の減となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で、保険料が7.3%の増、国庫支出金が0.2%、支払基金交付金が2.1%、県支出金が0.8%、繰入金が10.9%とそれぞれ減となっています。

歳出の主なものは、対前年度比で、総務費が4.2%、保険給付費が2.4%の減、地域支援事業費が13.0%の増となっております。

審査の経過において、介護保険料が7期に対し8期が下がることにより、介護サービスが低下することのないように心がけてほしいという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「令和3年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を1,491万4,000円とするもので、対前年度比12.8%、169万7,000円の増となっております。

歳入の主なものは、サービス収入が33.5%の増で、歳出の主なものは、総務費が14.8%の増となっております。

審査の経過において、介護保険料低下に伴い、介護サービス事業において無駄をなくし、中身の充実を図ってほしいという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

これで、文教厚生常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いいたします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第6号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第12号）」、議案第20号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第13号）」、そして議案第27号「令和3年度三股町一般会計予算」の3件でございます。以下、ご説明いたします。

議案第6号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第12号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、県の時間短縮営業協力金の対象から外れた飲食店等の飲食関係事業者に対する支援及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の経費について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付しましたもので、歳入歳出予算の総額151億1,452万8,000円に1,202万8,000円を追加し、予算の総額を151億2,655万6,000円としたものであります。

まず、歳入について。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金を、増額補正したものです。

次に、歳出について。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種予約等システム改修委託料などを増額補正。商工費は、みまたん飲食関連、イベント関連事業者支援給付金に係る費用を、増額補正したものであります。

特に、企画商工課より、飲食イベント関連事業者支援給付金について、資料による説明を受けました。趣旨、対象者として、時短営業した飲食店との直接取引のある町内業者やタクシー事業など県の時短営業協力金の対象から外れた町内飲食店等を経営する事業者や、町が主催するイベントの中止によって、直接影響のあった町内事業者についての支援であり、支給要件の対象者であれば、一律10万円の支援を行うと説明がありました。

議案審査において、コロナ禍といった理由で専決処分して執行するのであれば、議員に執行についての概要などを事前に知らせるべきであり、執行部についても早目に知らせるべきであるとの意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定するものと決しました。

次に、議案第20号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第13号）」についてご説明いたします。

本案は、令和2年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定・内示及び新型コロナウイルス感染症対策として、国が追加補正した第3次補正予算に関連する経費等について、所要の補正措置を行うもので、歳入歳出予算の総額151億2,655万6,000円に3億1,249万6,000円を追加し、予算の総額を154億3,905万2,000円とするものであります。

まず、歳入について主なもので、使用料及び手数料は、文化会館使用料などを減額補正するものであり、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを増額補正し、都市公園事業補助金などを減額補正するものです。

県支出金は、県プレミアム付商品券補助金などを増額補正、国民健康保険基盤安定負担金を減額補正するもので、繰入金は、事業費の減額に伴い、ふるさと未来基金繰入金などを減額補正するものです。

次に、歳出についての主なもので、総務費は、役場庁舎トイレ洗面器水洗取替え等業務委託料などを増額補正、三股町新型コロナウイルス感染症医療福祉従事者応援金などを減額補正するもので、民生費については、元気の杜広場屋外トイレ建設工事、障がい児施設給付費などを増額補正し、後期高齢者広域連合療養給付費負担金などを減額補正するものです。

商工費は、マイナンバーカード取得促進事業報償費などを増額補正し、町イベント事業補助金などを減額補正するもので、教育費は、学校体育館空調機設置工事、給食センター調理室空調設備設置工事などを増減額補正するものです。

債務負担行為補正については、新型コロナウイルスワクチン接種事業を追加し、小学校LED設置事業ほか1事業は、それぞれ期間を変更するものであり、地方債補正については、三股町学校給食センター調理室空調設備設置事業ほか3事業を追加し、畑地帯総合整備事業ほか5事業は、事業費の補正により限度額を変更するものであります。

各課より資料提供による説明を受けました。不足分は、追加の資料提出をいただき、特に町民保健課の債務負担行為補正で、新型コロナウイルスワクチン接種事業についての内容についての質問が出ました。内容として、テーブル30台、スポットスタンド、スポットライト、看板設置などの設営と撤去の1年間の事業費であることの答弁を受けました。

議案審査において慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「令和3年度三股町一般会計予算」についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を108億6,000万円と定めるもので、対前年度比0.6%、6,000万円の増と過去最高額を更新することとなっています。

歳入について、財源別調べにおける自主財源については、2億2,160万円、6.1%の減となり、構成割合では、前年度比2.2ポイントの減、町税については、たばこ税の税率見直しによる増税はあるもの、全般的に新型コロナウイルス感染症の影響を反映し、個人町民税や法人町民税、固定資産税においてそれぞれ大幅な減額を見込んでおります。

依存財源については、昨年度と比較して2億8,160万円の増、3.9%の増となり、構成割合として2.2ポイントの増、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な減収が見込まれる中、地方交付税、地方特例交付金、臨時財政対策債など等の増によるものです。

歳出について、財源別調べにおける義務的経費は、昨年度比2億5,595万円の4.3%の増で、構成割合について2.0ポイントの増となっております。

主な要因としては、社会保障関連費のうち扶助費が過去最高額となったことや会計年度任用職員の昇給に伴い、人件費の増になったことによるものです。

経常的経費は、昨年度比1億6,578万円の増、4.2%の増となり、構成割合については1.4ポイントの増となっております。

主な要因として、新型コロナウイルスワクチン接種事業による物件費や、企業立地促進事業等の補助費等が増となったことによるものです。

投資的経費は、昨年度費3億6,073万円の減、3.9%の減となり、構成割合についても3.4ポイントの減となっております。

主な要因として、小中学校トイレ改修事業の減や、たでいけ認定こども園、放課後児童クラブ施設整備事業などの減といった児童福祉施設整備事業などの大規模事業の完了によるものです。

次に、債務負担行為については、庁舎印刷機整備事業など2事業を設定するもので、地方債に

については、放課後児童クラブ施設整備事業など12事業を予定するものです。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取組実施事業については、総体的に、三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な取組を各部署に予算化しているもので、主な新規事業としましては、公共交通網のすがたを明らかにする公共交通計画策定業務委託料、交流拠点施設の基本計画に基づき基本設計を行う交流拠点施設基本設計業務委託料、空き家の実態を把握する空き家等実態調査事業委託料などに取り組む予算が計上されております。

また、重点取組事業としましては、引き続き、乳幼児、小中学生の通院・入院・薬局に係る医療費を助成する子ども医療費助成事業、保育所、認定こども園に対する設営の経費として施設型給付費事業、ごみステーションに出された家庭系一般廃棄物などを収集・運搬するじんかい収集運搬事業、昨年度配置完了した学習用タブレットパソコンを運用する学校ICT教育環境整備事業などに取り組む予算が計上されております。

その他の取組としては、中央地区の沖水川左岸に広がる水田を、本町のモデル地区に位置づけ、事業計画の策定を行うための事前調査として、経営体育成促進換地等調整事業作成業務委託料などの予算計上がされております。

これらにより、各課より資料提供による説明を受けました。特に、総務課、地域公共交通の年次の計画について、コミュニティバス環境整備事業でのマイクロバスの購入予定や、五本松交流拠点施設整備事業について基本設計から供用開始までの大まかな予定などについて、4事業についての説明を受けました。

議案審査において、五本松団地跡地活用について、今後義務的経費がかかる必要となる恐れがあり、町単独に影響が出るんじゃないかということが出まして、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

日程第2．質疑（議案第6号から第39号までの34議案）

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。なお、質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第6号から第39号までの34議案）

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第6号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第12号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

議案第7号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第7号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第8号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第9号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第10号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり

り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから、11時まで暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

議案第11号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第11号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第12号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第13号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「三股町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第14号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第16号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第17号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「三股町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第18号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「三股町企業立地促進条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第19号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第13号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案第20号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第13号）」の反対討論を行います。

コロナ感染症の流行によって、飲食業や零細企業の方々が影響を受け、倒産や廃業が増え、失業者も増えている現実があります。満足に食事を取れない人たちがいる現実には政府は目をつぶり、デジタル化を促進し、マイナンバーカードの普及促進を図っております。マイナンバーカードの取得を、コロナ対策として促進するための報償費まで計上することは納得できません。よって、この補正案には反対いたします。

以上、終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

異議があるようですから、起立により採決します。

議案第20号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第21号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第22号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「令和2年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第23号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第24号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第25号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第26号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「令和3年度三股町一般会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 議案第27号に反対の立場で討論いたします。

令和3年度一般会計当初予算ですが、この予算案は、評価する点や大いに進めなければならないと思うことがたくさんあります。しかし、五本松跡地の利用の交流拠点施設の建設であります。この計画に2,278万1,000円の基本設計が提案されています。この計画を進めるために、いろいろな会議や意見の聴取があったことは承知していますが、その時点と現在では、景気状況が急変しています。

歳入で言いますと、新型コロナウイルスが蔓延して、急速に景気が失速して将来の夢を見ることもできず、今の生活さえ出来なくなり、事業を閉鎖したり縮小せざるを得ない方々が多くいらっしゃいます。そのことは、今後、町や国への税収が激減することが確実にになっていると思います。

今度は、歳出で言いますと、町は身の丈に合った事業と公言されていますが、町の支出する金額は約20億円と発表されましたが、国等からの補助が例えば10億円あった場合の事業金額はどれほどかとの質問に対し、事業費は約30億円と答えられています。これが、10億円引いて、残りの10億円の支出となれば、私の考えも違っていたかもしれませんが、これほど大きな事業費になれば、この事業は、町内の建設業は受けることが出来ません。大きな事業者である、いわゆるゼネコンと言われる大手建設業者であり、町内の建設業者は何も仕事を受けることが出来ないことは容易に考えられます。

工事が完成した後の町の財政はどうなるのでしょうか。現在でも、限られた予算とか財政が厳しくなっているとの説明を、議会の一般質問の答弁や予算の説明で多く聞きます。それが、予算

規模が30億円の建設が発生する債務に対する返済であります。町が予定している20億円のうち、10億円以上の返済に幾ら毎年必要でしょうか。元金があります。それに伴う利息が新たに発生します。この元金や利息、また運営に係る維持管理費も莫大になり、これは毎年必要になります。

当たり前ですが、何も補助金はありません。完全に町の税収から支出しなければなりません。そこから予想されることは、議員からの要望は聞いてもらえません。そればかりか、本町単独の「子育てに優しい町」という町民への今までのサービスもカットせざるを得ないことが大いに予想されます。これは、建設業者で考えると、大きな事業は大手ゼネコンが請け負い、今まで事業していた公共事業をはじめとするほとんどの建設業がなくなることと思います。商工業で言いますと、町単独のイベントはもとより、小さなサービスや、今行っているような補助金がついていられるけれども、町の持ち出しがあるならば諦めざるを得ないといったことが予想されます。

町長は、昔本町であったことは覚えていらっしゃると思いますが、財政が逼迫し、このままでは北海道の夕張市のように赤字再建団体になるとの危機感から、議案は議会で可決されているが、その予算額の5分の1を4分の1、3か月分で計算して20%ずつ4回で支出し、残りの20%は余るという過去に抑えがたいような屈辱もありました。町民に不便をかけ、役場職員が町民に苦しい言い訳をしたことも現実であります。北海道の夕張市にも議会はあります。その都度ごとに議会の承認を得て進行しています。

サービスをしたくても出来ない、そのような苦しさを、次の世代の町民や議員に、また役場職員に経験させてはいけません。どうしても五本松自体に何か建設したいというのであれば、地震をはじめ、しきりに報道されています天災を予想して、例えば役場を建設すれば話は別です。役場を建設すれば、旧役場は取り壊すことになり、維持費はほとんど現在と同じであります。町の債務だけであります。災害対策本部も絶対に壊れないことで安心して役場内に置くこと出来、町民の安全に全精力を傾注できます。

以上、五本松跡地は、もっと時間をかけて新型コロナウイルスが一段落して、世の中が落ち着いてからでも遅くはないと申し上げて、反対討論といたします。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。（「反対討論」と呼ぶ者あり）

次に、反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 令和3年度三股町一般会計予算に対しての反対討論を行います。

まず、教育予算で3年度から教員の事務負担を軽減するため、スクールサポートスタッフを配置するための予算や、放課後子ども教室の予算など大いに評価出来るものです。

また、福祉政策で重層的支援体制整備事業など困っている人への支援などを考えたよい政策が

多数含まれ、大いに評価出来るもので賛成したいところですが、ただ1点、国からの押しつけであるマイナンバーカード事業補助金など多額の事業が含まれていますので、反対せざるを得ません。

政府は、デジタル改革を早急に進めようとしておりますが、この狙いは、マイナンバーカード制度を拡大し、国民のあらゆる情報を集めて、そのデータを民間と共有し、企業が個人情報を利用、活用しやすくすることだと思います。よって、マイナンバーカード補助金が計上されているこの予算には反対いたします。

以上、討論を終わります。

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

異議があるようですから、起立により採決します。

議案第27号は、一般会計予算・決算常任委員長長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第28号は、文教厚生常任委員長長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第29号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号「令和3年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第30号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号「令和3年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第31号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号「令和3年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第32号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号「令和3年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第33号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第34号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号「令和3年度三股町水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第35号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号「町道路線の廃止について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第36号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号「町道路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第37号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号「三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第38号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号「第6次三股町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第39号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長から申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長から申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定いたしました。

日程第5. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めることに決定いたしました。

お諮りします。今定例会における議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、12月定例会以降の議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時42分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時56分再開

○議長（重久 邦仁君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、本会議の全日程を終了しましたので、これをもって令和3年第2回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 新坂 哲雄

署名議員 堀内 義郎